

第2期中間市地域福祉計画 第2期中間市地域福祉活動計画

平成30年度～平成34年度



【遠賀川水源地ポンプ室】

平成30年3月

中間市・中間市社会福祉協議会

はじめに



昨今、少子高齢社会や核家族化の進展、都市化によるライフスタイルの変化などから生じる以前のような地域での近所付き合いといった結びつきの弱体化を始めとする多様な問題が地域社会において顕在化してきました。

こうした、高齢者の孤立や若年層の子育ての不安の増大など福祉課題も多様化し、各個人、各家庭で対処できない問題が山積する中で、地域の役割は非常に重要になっています。

また、東日本大震災や熊本地震、九州北部豪雨の教訓として、地域ぐるみの防災活動や支え合い活動を充実させることも求められております。

当市では平成25年度に、「地域における福祉の増進を図ること」を目的とした第1期計画を策定致しました。

第2期計画となる本計画では、移りゆく福祉課題に対応するため、地域住民や関係機関、ボランティア、事業者など地域の様々な社会資源を効率的・効果的に連携させる「仕組みづくりの構築」を主眼に策定しております。

今後は、本計画の基本理念であります、「笑顔あふれる地域（まち）づくり」を実現するべく、関係機関との協働により計画を推進していく所存です。

終わりに、本計画の作成にあたり、熱心にご議論いただきました本計画策定委員会委員長を始め委員の皆様と、各アンケート調査にご協力いただきました、多くの皆様のご理解とご協力にあらためて感謝申し上げます。

平成30年3月

中間市長 福田 浩

はじめに



近年、急速な少子高齢化の進展や社会環境、家庭機能の変化が重なり、地域では支援が必要な独り暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加、孤独死、児童虐待、いじめ、格差に伴う貧困の拡大など、私たちを取り巻く環境が変化し個々の課題が深刻化する中、家族の絆や地域住民の支え合い、交流など、改めて人と人との繋がり的重要性が再認識されています。

本会では、平成25年3月に中間市と一体となって「第1期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画」を合同で策定し、社会福祉協議会が担う地域福祉活動計画を5ヶ年の期間を定めて計画に盛り込まれた事業を地域の皆様のご協力をいただきながら進めてまいりました。

今回の「第2期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画」につきましては、第1期計画に引き続き、中間市と社会福祉協議会がそれぞれの役割を明確にしたうえで、より一層連携を強化し、一体的に取り組む計画として策定いたしました。

平成30年度から5ヶ年、本計画に基づいて多くの市民の皆様や関係機関、行政機関との連携を活かし、基本理念である『笑顔あふれる地域（まち）づくり』の実現に向けて、これまで以上に職員一丸となって各事業の取組みに全力を注いでいく所存でございます。今後とも本計画の推進に対しまして、皆様方のより一層のご支援とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました地域の皆様に心からお礼申し上げます。

平成30年3月

社会福祉法人中間市社会福祉協議会

会 長 平野 政彦

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	6
4	計画の策定体制	7

第2章 中間市の現状と課題

1	統計からみた中間市全体の現状	9
	(1) 人口・世帯	9
	(2) 自然動態・社会動態	13
	(3) 女性の就労の状況	14
	(4) 介護を要する方について	14
	(5) 主要死因・死亡者数	15
	(6) 障がいのある方について	16
	(7) 中間市の課題	17
2	市民意識調査からみた現状	18
	(1) 市民意識調査の概要	18
	(2) 市民意識調査の結果	19
3	事業所・関連団体調査結果からみた共助の現状と課題	32
	(1) 事業所調査	32
	(2) 関係団体調査	35
	(3) 事業所及び関連団体による「共助」の可能性	37
4	小学校区別にみた現状	38
	(1) 校区別特性	38
	(2) ワークショップによる課題	44
5	中間市における自助・互助、共助、公助の可能性について	46

第3章 中間市の取り組み（地域福祉計画）

1	基本理念	49
2	施策の体系	50
3	基本目標ごとの取り組み	51
	(1) みんながつながる「なかま」	51
	(2) みんなが安心して暮らせる「なかま」	52
	(3) みんなが心豊かになれる「なかま」	53

※障がいのある方

障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

4	生活困窮者自立支援方策について -----	54
5	地域包括ケアシステムについて -----	56

第4章 社会福祉協議会の取り組み（地域福祉活動計画）

1	社会福祉協議会の取り組み -----	59
2	具体的な事業・活動内容 -----	62
3	小地域福祉活動の取り組み -----	73
4	社会福祉協議会の基盤強化の取り組み -----	76

第5章 計画の進行管理

1	計画の進行管理 -----	77
	（1）協働による計画の推進 -----	77
	（2）計画推進の方策 -----	79

参考資料

1	第2期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員名簿 -----	81
2	中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 -----	82
3	中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱 -----	83
4	策定経過 -----	85
5	関係団体の状況について -----	87
6	校区まちづくり協議会ワークショップの結果 -----	89

<「障害」の表記について>

本市では、新たに作成・発出及び改定する計画、文書、広報、ホームページ、パンフレット等については、基本的に「障害」の「害」の字はひらがなで表記することにしました。

ただし、次に掲げる場合は、引き続き「障害」を漢字で表記します。

1. 法令、条例等の名称及びそれらの中で用いられ特定のものを目指す用語
2. 組織、関係団体、関係施設の名称、固有名詞
3. 医学用語、学術用語等の専門用語として漢字使用が適当な場合
4. 他の文書や法令等の引用する場合
5. その他漢字使用が適切と認められる場合

※小地域福祉活動

住民の顔が見える日常生活圏を基礎に行われる住民のさまざまな福祉活動の総称。

◆第1章 計画の策定にあたって◆

1 計画策定の背景と目的

我が国においては、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど地域社会は変容しつつあります。少子・高齢社会の到来、成長型社会の終焉、産業の空洞化、そして近年の深刻な経済不況がこれに追い打ちをかけています。

このため、高齢者や障がい者などの生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況におかれており、青少年や中年層においても生活不安とストレスが増大し、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となっています。

そのため、今こそ共に生きるまちづくりの精神を発揮し、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、生活者としてそれぞれの地域で誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉（地域福祉）の推進に努める必要があります。

社会福祉法^{※(1)}「第4条 地域福祉の推進」においては、地域福祉を推進していく上では、特定の限定された人たちだけでなく、すべての人が幸せに暮らしていけるような地域社会を目指していく必要があるとされています。

本市では、地域福祉が目指すのを「誰もが住み慣れた地域で、安心して、地域社会の一員としていきいきと暮らし続けることができる」地域社会だと考えます。

その実現のためには、

- ①年をとっても、障がいがあっても、個人として尊重され、地域で生活できるようにするために、誰でも必要なときに、質のよい福祉サービスを気軽に利用できる。
- ②保健・医療・福祉サービスや生活環境サービスとの連携を図り、生活支援の包括的サービスを実現する。
- ③あらゆる施策、サービス、機器や建物、道路交通環境等にユニバーサルデザイン^{※(2)}の視点を取り入れる。
- ④社会的孤立、孤独、社会的排除などの課題に取り組み、地域社会における「絆」づくりを再構築し、共存・共生の福祉文化をもつ地域づくり、福祉のまちづくりをすすめる。

ことが必要だと考えます。

社会福祉法第4条 地域福祉の推進より

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

※(1) 社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成、その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

※(2) ユニバーサルデザイン

障がいのある方を特別に対象とするのではなく、すべての人にとって使いやすいような製品、環境、情報などをデザインする考え方。

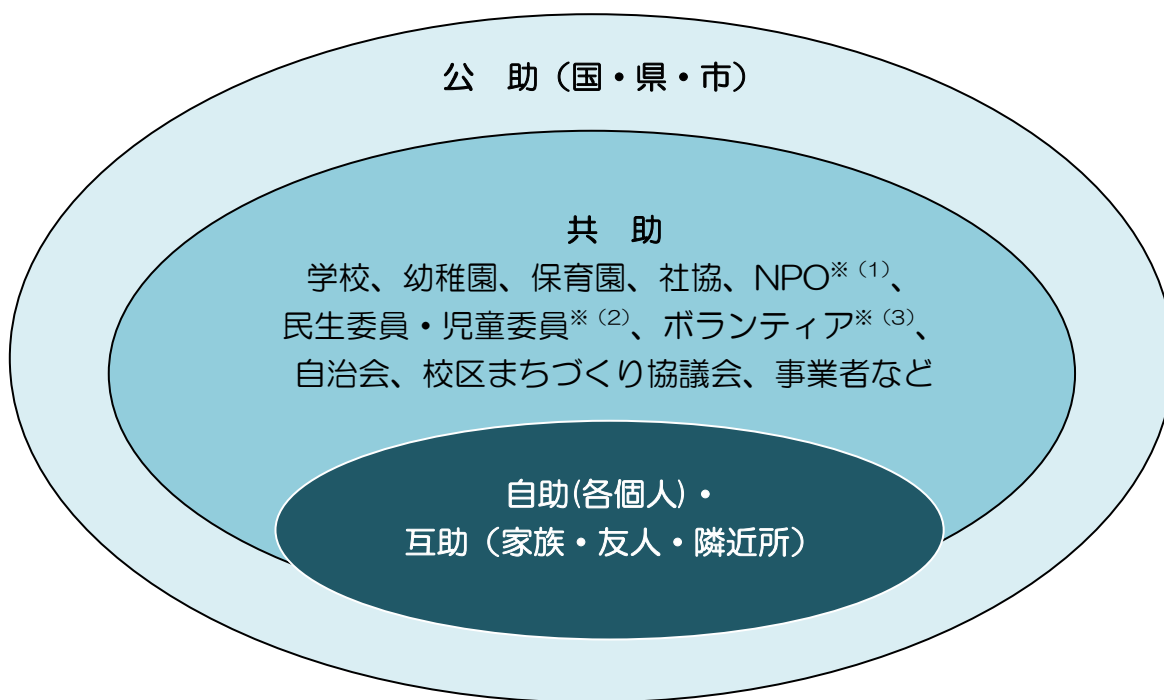
このような社会を実現するためには、まずは住民の主体的な参加が大前提となります。

これまでの社会福祉は、行政から地域住民への給付という形をとることが多い傾向がみられました。しかしながら、豊かな地域社会をつくるためには、住民自身が自分の住む地域に対する関心や愛着を高め、その地域を良くしたいと思うことで、地域住民全てによって支える福祉に代わっていく必要があります。（自助・互助）

また、地域における様々な団体や事業所も、地域福祉を構成する重要な要素です。これらの団体や事業所と地域住民の絆づくりを進めることによって、相互の協力体制を構築し、災害時等有事の際などにも対応できる地域体制づくりが可能になることが必要です。（共助）

一方、自治体は、住民や様々な団体、事業所が相互に交流する機会の提供を積極的に進めるとともに、地域福祉に関連する情報提供や相談窓口の充実、自治会活動や関連団体等への援助を行っていくことで、地域福祉の活性化に尽力していくことが必要です。（公助）

本市においては、この「自助・互助」、「共助」、「公助」という考え方のもと、平成24年度に本市の「中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画」を策定しましたが、当該計画が終期を迎えることから当市の個々の福祉関連計画上位にあたる位置付けとして新たな「第2期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画」を策定いたします。



※ (1) NPO

社会的な活動を行う民間組織で、利潤目的ではなく社会的な目的を持つ組織のこと。

※ (2) 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。

※ (3) ボランティア

自由意思に基づく奉仕活動や労働、及びそれに携わる人のこと。

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠等

「中間市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく計画です。

社会福祉法第107条（昭和26年法律第45号）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

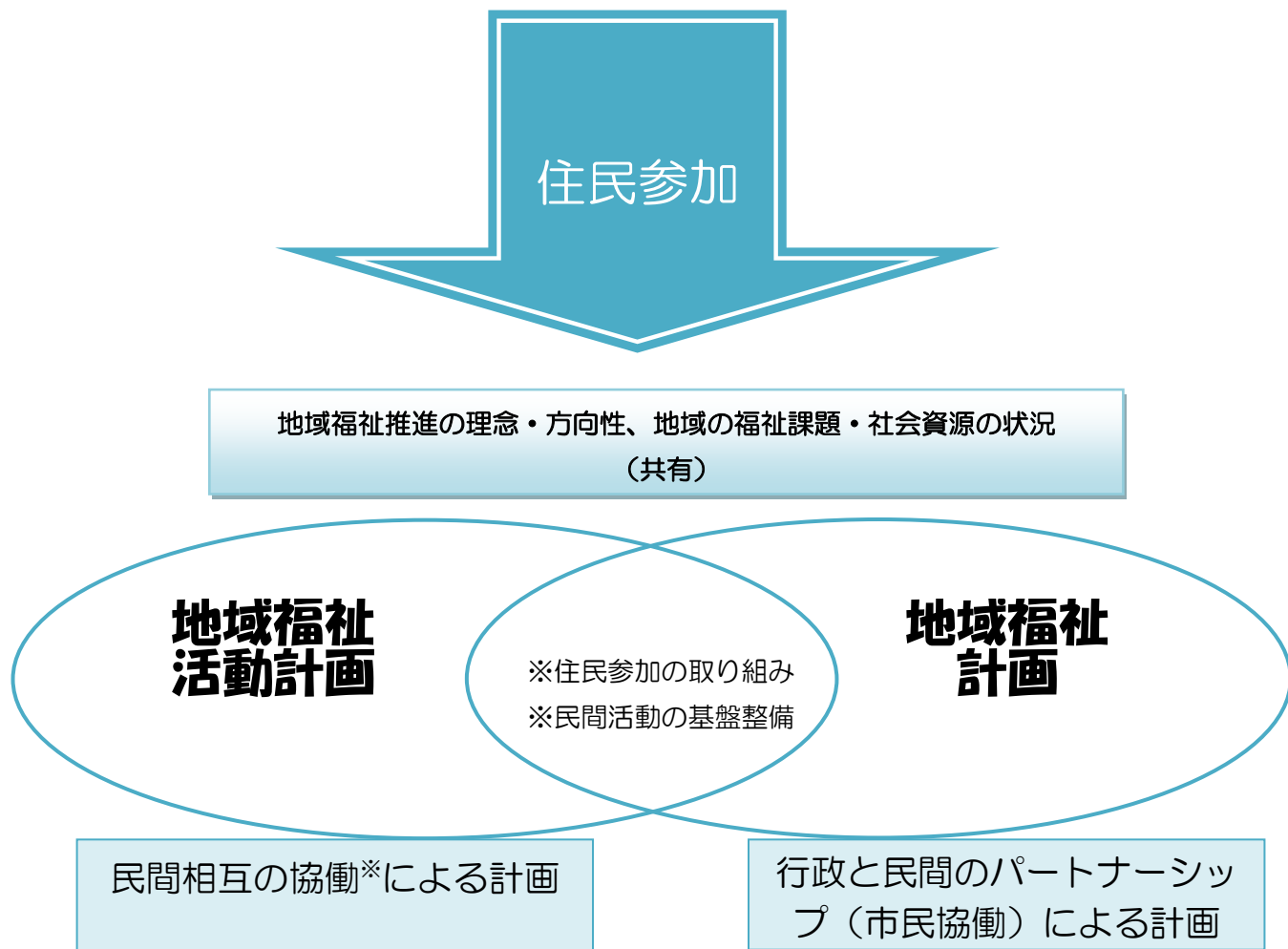
1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

一方で、「中間市地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に基づく、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。社会保障審議会福祉部会（平成14年1月）において、下記の（6）に指針としてまとめられています。

社会保障審議会福祉部会（6）市町村社会福祉協議会の役割

- 地域福祉を推進する様々な団体により構成された市区町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられている。また、社会福祉協議会は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉計画策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待される。
- なお、社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画とその内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることは当然である。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係】



※協働

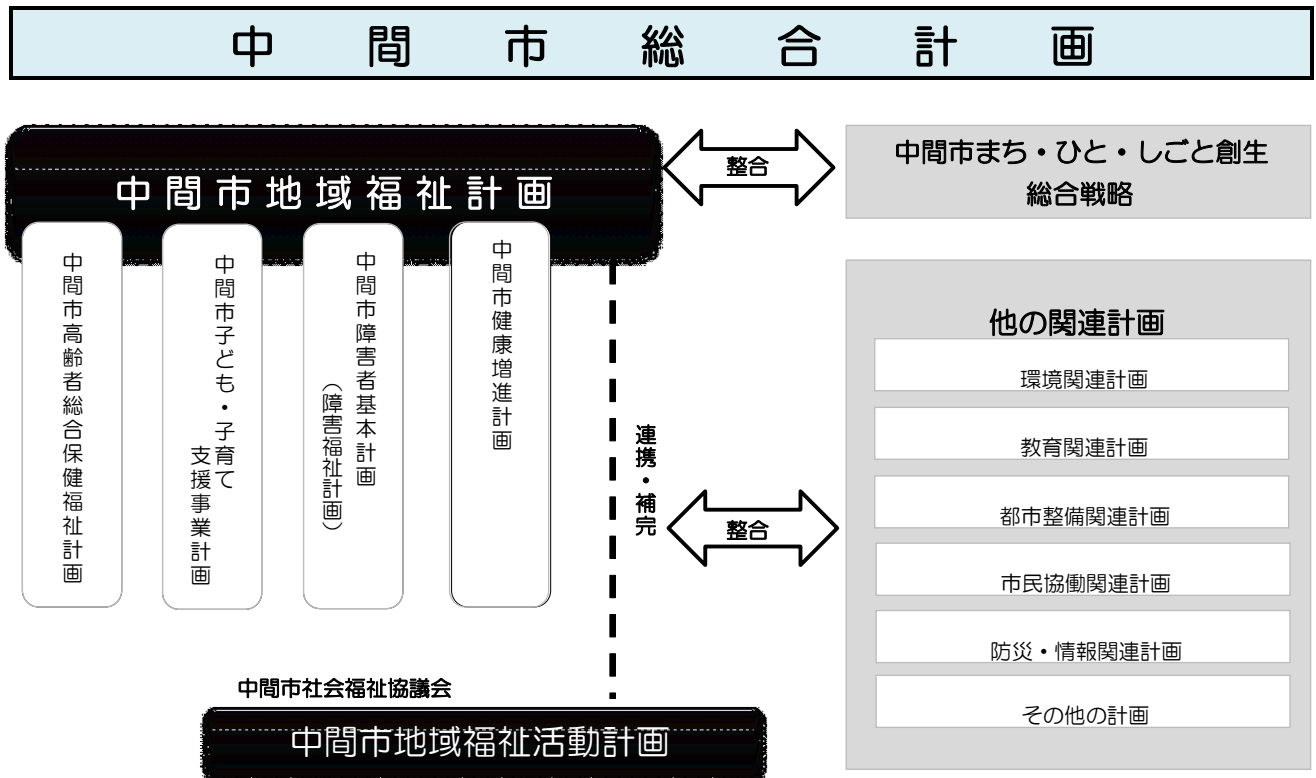
住民・行政・企業など複数の主体が、それぞれの特性を認識し尊重し合い、資源を出し合いながら、対等な立場で、地域の課題解決など共通の目的に向け、連携・協力すること。

(2) 関連計画との関係

本市では、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉・子育て支援、健康増進などの個別計画を策定し、施策を推進してきました。

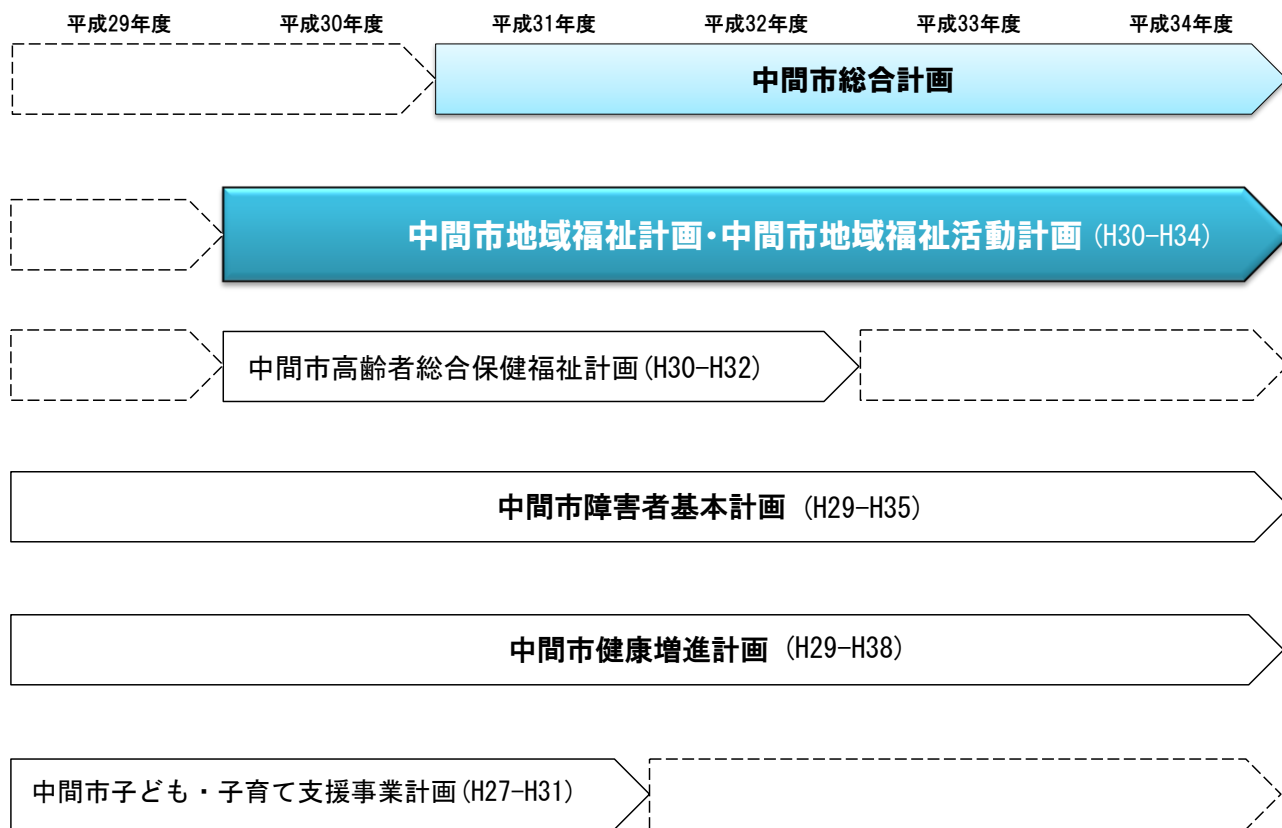
しかし、これまでのように個々の分野それぞれで行う福祉サービスでは、多様化する家族形態や市民のニーズに対応できなくなっています。

そこで、様々な福祉分野の計画を横断的に結び、地域を中心に様々な施策が有効に実施され、市民活動の活発化が推進されるよう、本計画を策定いたします。



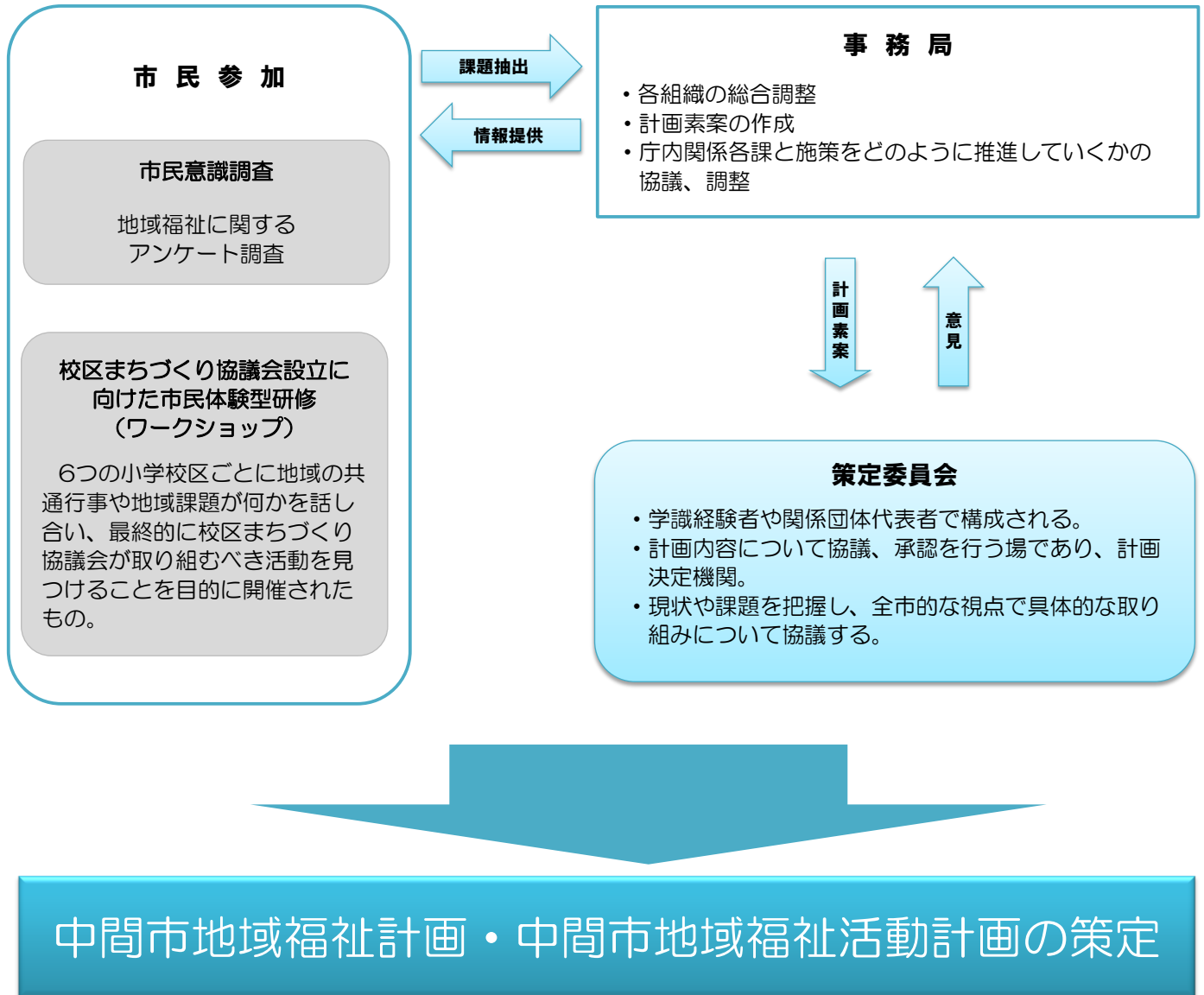
3 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や地域住民のニーズ等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の策定体制

本計画は、次の体制で策定しました。



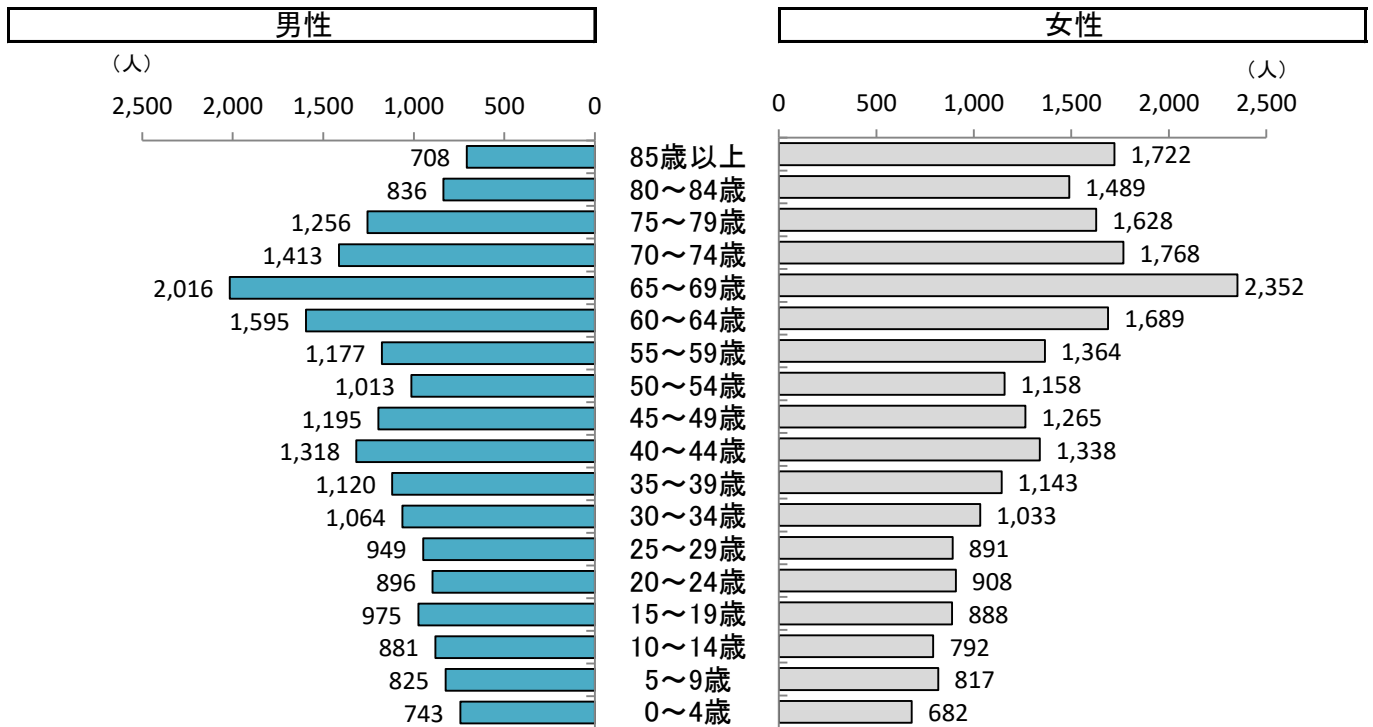
◆第2章 中間市の現状と課題◆

1 統計からみた中間市全体の現状

(1) 人口・世帯

①人口ピラミッド

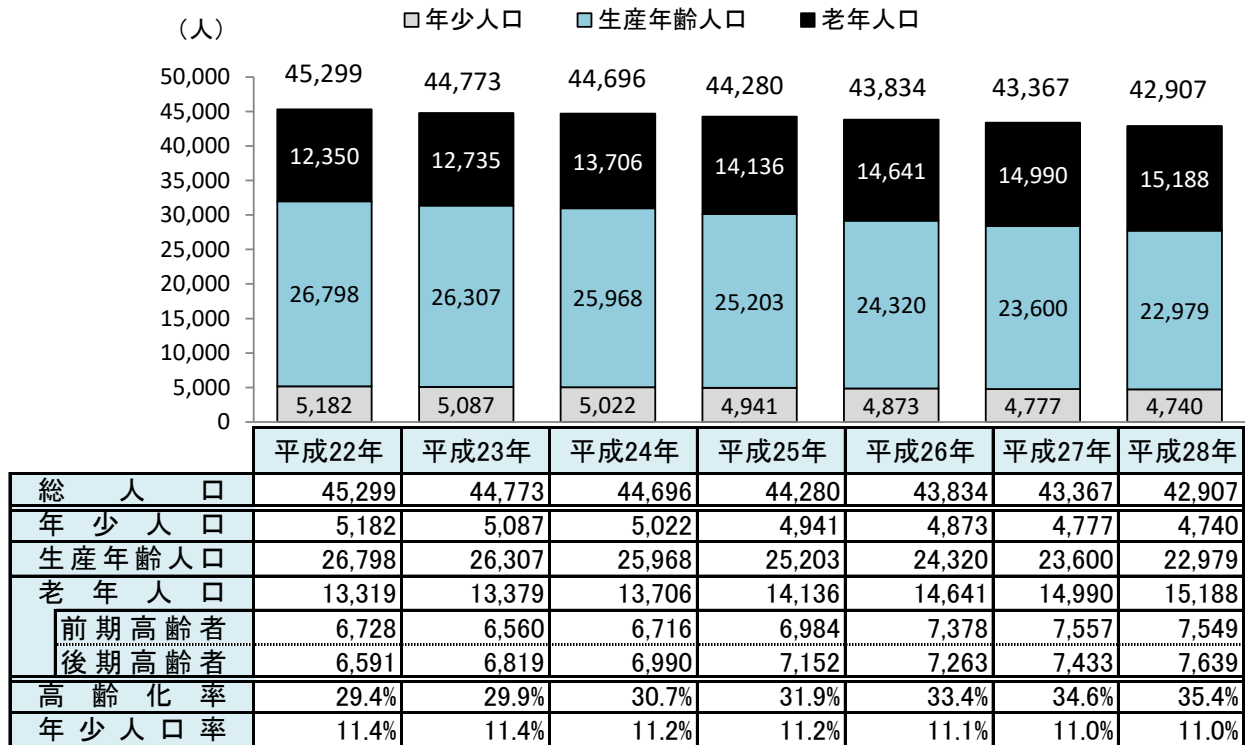
平成28年10月1日現在における本市の人口は42,907人（男性19,980人、女性22,927人）となっており、男女とも65～69歳の人口が最も多くなっています。



資料:住民基本台帳人口(平成28年10月1日)

②年齢3区分別人口の推移

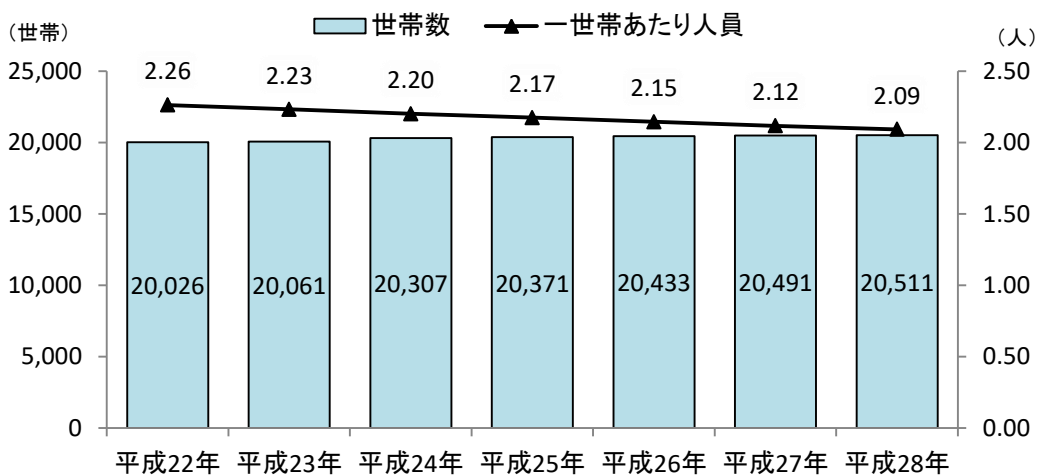
平成22年以降、総人口は減少傾向を示していますが、65歳以上の老年人口は増加しています。平成28年10月1日現在の本市の高齢化率は35.4%と、約3人に1人が高齢者となっています。一方、15歳未満の年少人口は減少しており、本市において少子・高齢化が進んでいることがわかります。



資料:住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

③世帯の状況

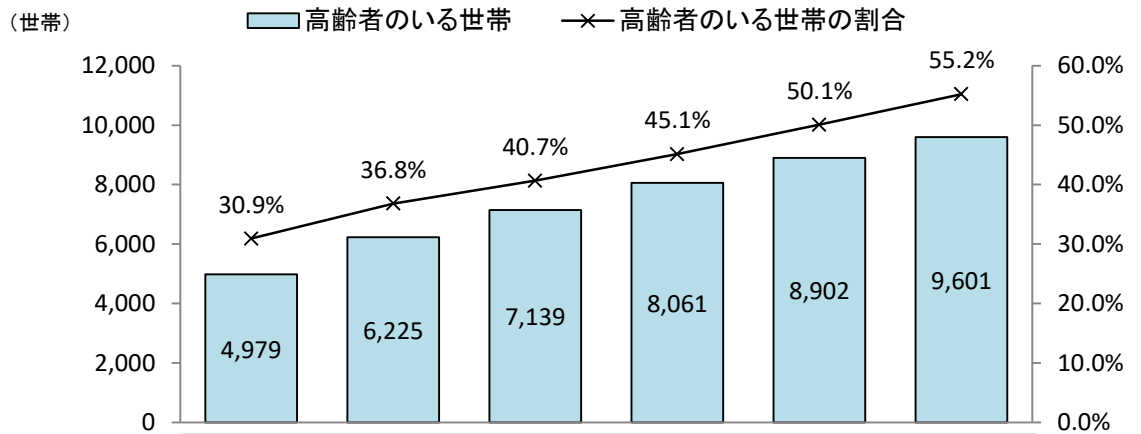
一般世帯の状況をみると、世帯数は緩やかな増加傾向にあります。一方、一世帯あたりの平均人員は年々減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

④高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯は年々増加しており、平成27年には一般世帯の半数以上を占めています。同様に、高齢単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯も年々増加しています。



	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	16,104	16,913	17,560	17,864	17,778	17,389
高齢者のいる世帯数	4,974	6,225	7,139	8,061	8,902	9,601
高齢単身世帯	886	1,219	1,666	2,086	2,552	2,915
夫婦のみ世帯	1,241	1,823	2,251	2,492	2,743	3,094
高齢者のいる世帯の割合	30.9%	36.8%	40.7%	45.1%	50.1%	55.2%

資料：各年国勢調査

注1) 一般世帯とは、住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯を指す。

注2) 高齢者のいる世帯とは、65歳以上親族人員のいる世帯を指す。

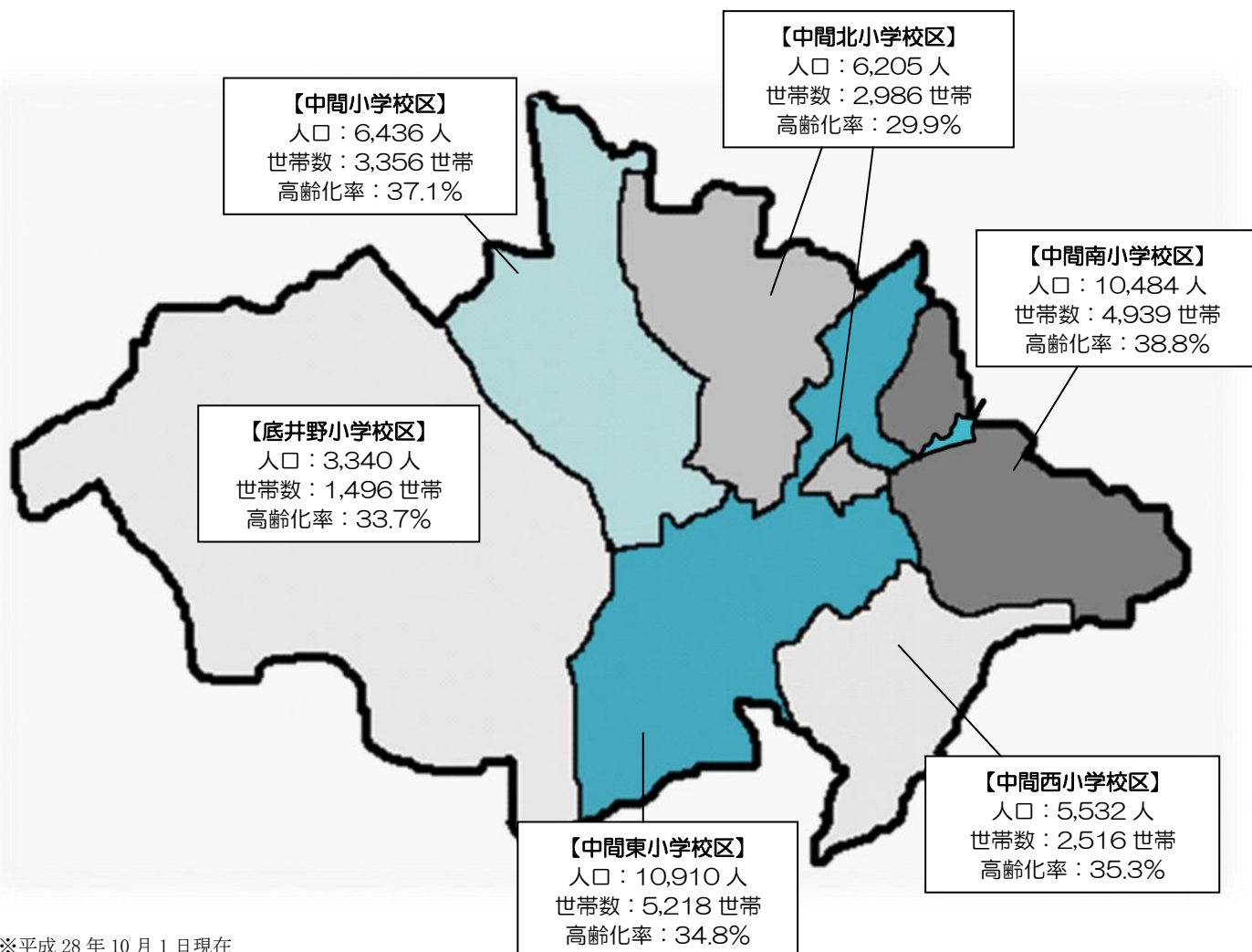
注3) 夫婦のみ世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の世帯を指す。

⑤小学校区別人口と世帯の状況

小学校区別の人口は、以下のとおりとなっており、最も高齢化率が高いのは中間南小学校区(38.8%)、次いで中間小学校区(37.1%)となっています。

	世帯数 (世帯)	人口 (人)	65歳以上人口 (人)	高齢化率
底井野小学校区	1,496	3,340	1,127	33.7%
中間東小学校区	5,218	10,910	3,793	34.8%
中間西小学校区	2,516	5,532	1,954	35.3%
中間小学校区	3,356	6,436	2,385	37.1%
中間北小学校区	2,986	6,205	1,856	29.9%
中間南小学校区	4,939	10,484	4,073	38.8%

資料:住民基本台帳人口(平成28年10月1日現在)

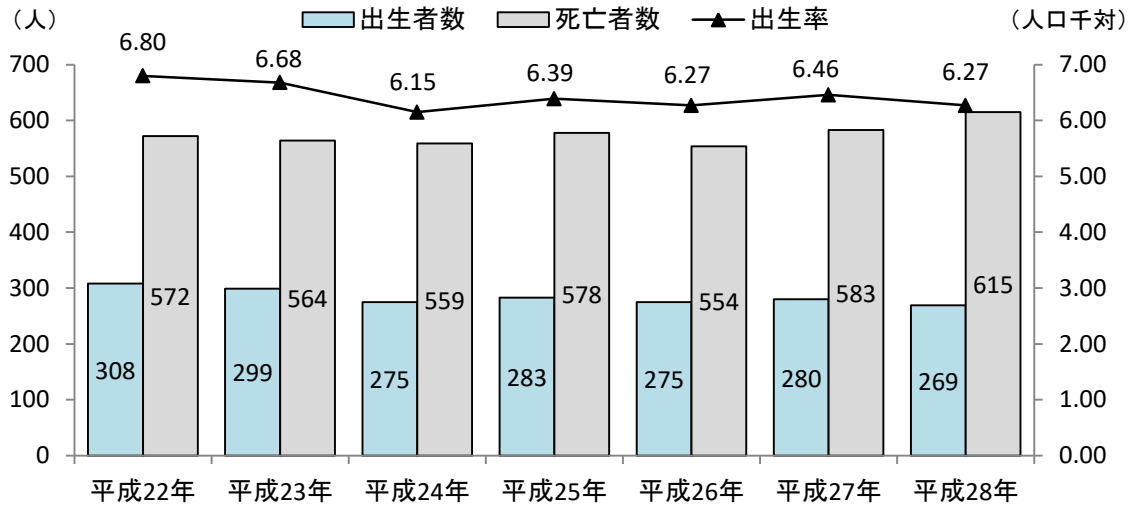


※平成 28 年 10 月 1 日現在

(2) 自然動態・社会動態

① 出生と死亡の状況

出生・死亡の状況をみると、出生者数は減少傾向を示し、平成28年は269人となっています。一方、死亡者数は平成24年までは減少していますが、平成26年以降は増加傾向に転じています。

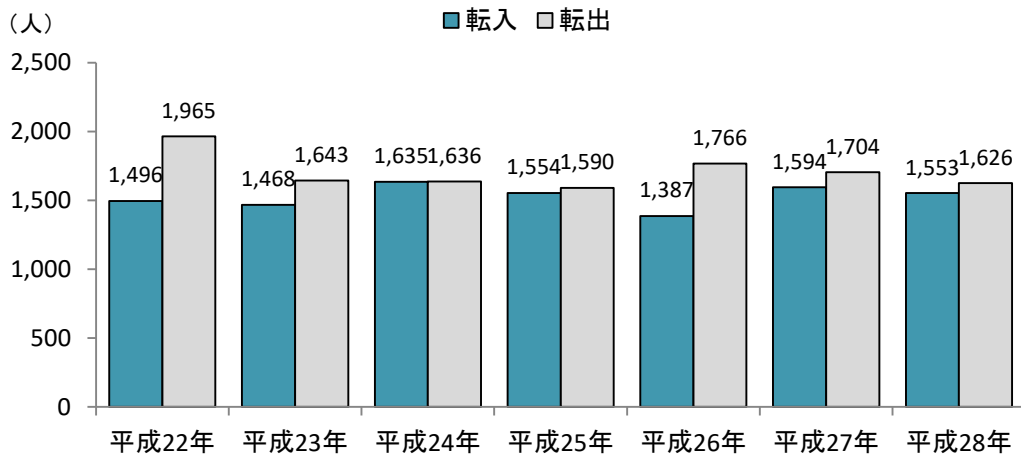


資料: 市民課

② 転入・転出

転入・転出の状況をみると、転入者は平成26年に1,300人台に減少しましたが、その後は1,500人台を推移しています。

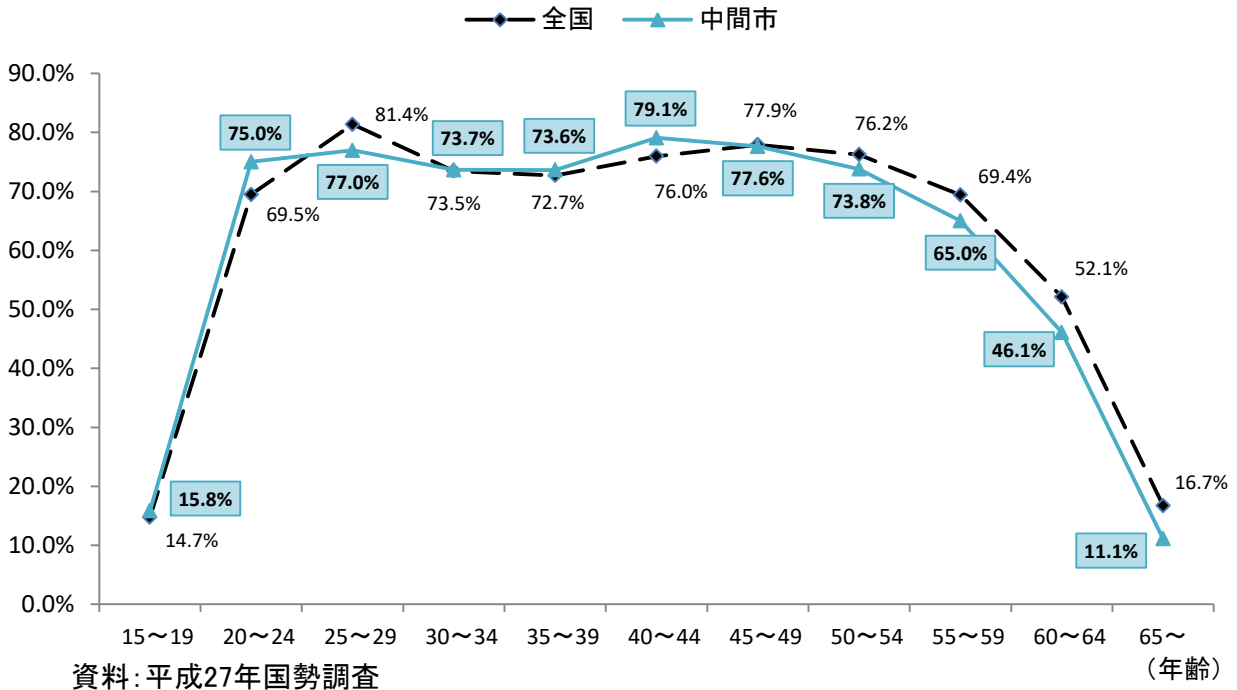
一方、転出者は平成22年をピークに減少傾向にありましたが、平成26年には増加に転じ、その後は緩やかに減少しています。



資料: 市民課

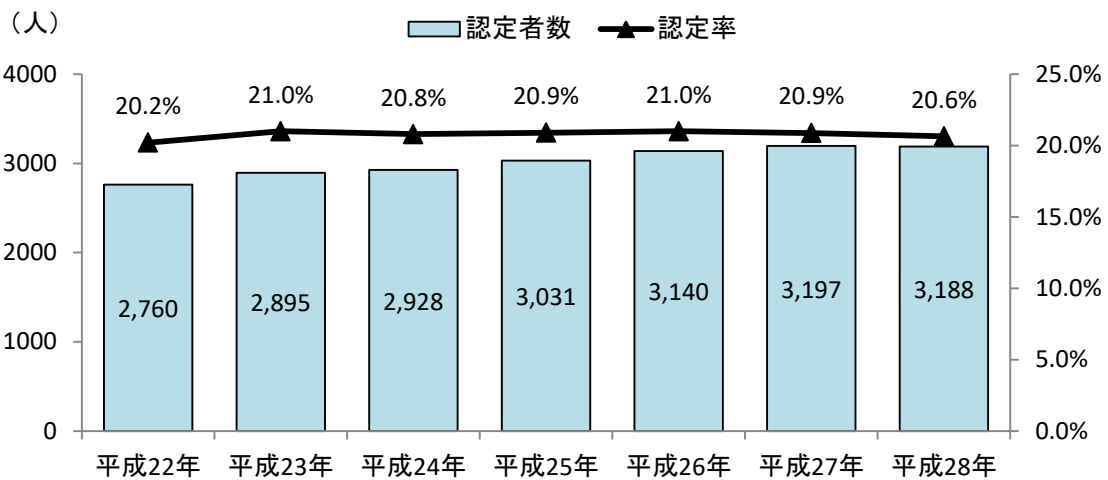
(3) 女性の就労の状況

女性の労働力率をみると、全国とほぼ同様の傾向となっていますが、全国よりやや緩やかなM字型カーブを描いています。



(4) 介護を要する方について

介護を要する方についてみると、要介護認定者数は増加傾向を示していますが、要介護認定率はほぼ横ばいとなっています。



資料: 介護保険課(各年10月現在)

(5) 主要死因・死亡者数

主要死因・死亡者数をみると、悪性新生物が最も多く、次いで肺炎、心疾患（高血圧性を除く）と続いています。

疾病名	死亡者数
悪性新生物	157
肺炎	59
心疾患（高血圧性を除く）	58
脳血管疾患	43
不慮の事故	21
肝疾患	14
老衰	14
腎不全	10
自殺	10
総数	549

資料：平成26年度福岡県保健統計年報

(6) 障がいのある方について

身体障害者手帳^{※(1)}所有者は、平成23年度以降、概ね2,400人程度で推移していましたが、平成27年度以降に減少しています。

療育手帳^{※(2)}所有者及び精神障害者保健福祉手帳^{※(3)}所有者は、いずれも増加傾向を示しており、特に精神障害者保健福祉手帳の増加が顕著です。

自立支援医療公費負担対象者及び特定疾患治療研究事業認定者数も、精神障害者保健福祉手帳と同様に増加傾向を示しています。

身体障害者手帳

(単位:人)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合 計		2,428	2,459	2,458	2,460	2,382	2,358
障害程度別	1級	601	624	611	623	594	616
	2級	416	405	401	404	446	415
	3級	465	473	478	465	485	429
	4級	617	635	639	628	515	579
	5級	133	127	126	133	132	131
	6級	196	195	203	207	210	188
障害種別	視覚障害	177	175	168	165	153	151
	聴覚・平衡機能障害	253	252	259	263	267	259
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	25	27	22	26	27
	肢体不自由	1,281	1,281	1,293	1,294	1,251	1,229
	内部障害	691	726	711	716	685	692

資料:福祉支援課(各年度3月末現在)

療育手帳

(単位:人)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合 計		329	340	350	368	370	368
障害程度別	A(重度)	168	164	166	175	174	170
	B(中・軽度)	161	176	184	193	196	198

資料:福祉支援課(各年度3月末現在)

精神障害者保健福祉手帳

(単位:人)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合 計		262	283	311	348	385	392
障害程度別	1級	21	27	27	23	25	28
	2級	174	179	198	222	241	241
	3級	67	77	86	103	119	123

資料:福祉支援課(各年度3月末現在)

自立支援医療公費負担対象者数の推移

(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
自立支援医療公費負担対象者数	549	586	628	656	711	754

資料:福祉支援課(各年度3月末現在)

特定疾患治療研究事業認定者数(特定疾患医療受給者証所持者数)の推移

(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
特定疾患治療研究事業認定者数	284	323	336	341	383

資料:福岡県(各年度3月末現在)

※(1) 身体障害者手帳

身体障がいのある方が身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた人に対して交付される手帳。

※(2) 療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。

※(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める一定の精神障がいの状態にある人に対して交付される手帳。

(7) 中間市の課題

団塊の世代の人口構成が大きく、出生数に大きな変化はみられていないことなどから、今後さらに少子・高齢化が進むことが予測されます。また、平均世帯人員も減少しており、核家族化の進展や、高齢単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯がさらに増加することも考えられます。特に、高齢化の状況は、地域によって大きく異なる傾向がみられることから、高齢化が進んでいる地域においては、孤独死の防止や閉じこもりの予防などの対策が必要といえます。一方で、子育て世代が多い地域においては、子どもの見守り体制や青少年の健全育成に関する取り組みが必要です。

女性の労働力率をみると、福岡県や全国と比べると緩やかなM字型カーブを描いており、子育て世代においても働いている女性は多い傾向がみられ、ひとり親世帯や夫婦共働き世帯に対して、地域で見守る体制づくりにも、取り組んでいく必要があります。

要介護認定者数は、年々増加傾向となっています。そのため、介護を必要としない身体づくりのため、介護予防等を推進するとともに、高齢期に入る前からの健康づくりについても関心をもつことが大切です。

中間市の主な死因は、悪性新生物や肺炎、心疾患など生活習慣病が上位を占めており、これらの病気は食生活や適度な運動などの生活習慣の改善によってある程度は予防できる病気です。市民に対して健康診断などの受診勧奨を進めるとともに、運動や栄養教室など、住民が参加しやすい地域での取り組みを推進することが必要です。特に、あらゆる機会を利用した住民同士のコミュニケーションの機会を増やし、閉じこもりの予防などに努めることで、心の健康づくりにも留意していく必要があります。

2 市民意識調査からみた現状

「第2期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画」の策定にあたり、市民の地域福祉に関する意識や自助・互助、共助への参加意向、公助への期待の内容を知るため、平成28年度に市民意識調査を行いました。

(1) 市民意識調査の概要

①調査の目的

平成30年度に予定されている「第2期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画」の策定にあたり、住民及び地域の現状や課題などを把握し、その結果を計画の中に反映するために行いました。

②調査の方法

配布・回収方法 : 郵送調査

調査方法 : 質問紙による自記入式

調査期間 : 平成28年12月21日～平成29年1月31日

配布・回収状況 :

配布数	回収数	回収率
2,500	876	35.0%

(2) 市民意識調査の結果

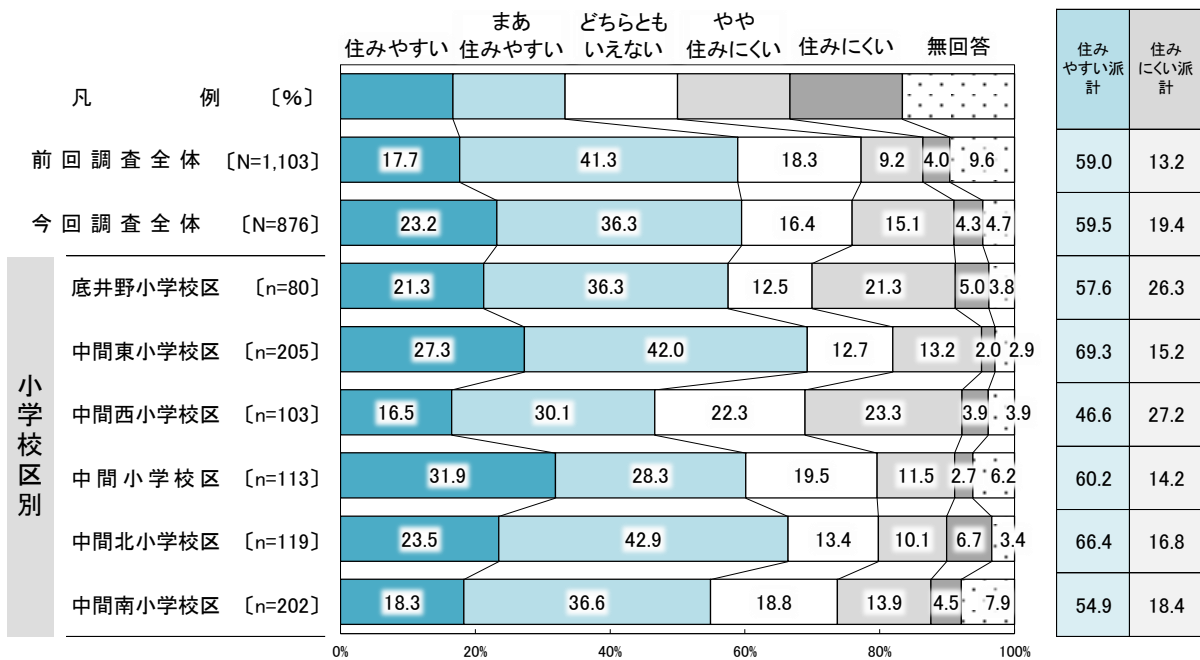
① 中間市の住みやすさ

中間市の住みやすさを尋ねたところ、「住みやすい」(23.2%)、「まあ住みやすい」(36.3%)を合わせた『住みやすい』層が約6割を占めています。一方、「やや住みにくい」、「住みにくい」と回答した人を合わせた『住みにくい』層は19.4%となっています。

前回調査と比較すると、「住みやすい」と回答した人の割合は5.5ポイント増加していますが、ほぼ同様の回答傾向を示しています。

小学校区別にみると、『住みやすい』層の割合は中間東小学校区、中間北小学校区で高く、中間西小学校区で低くなっています。

【中間市の住みやすさ】



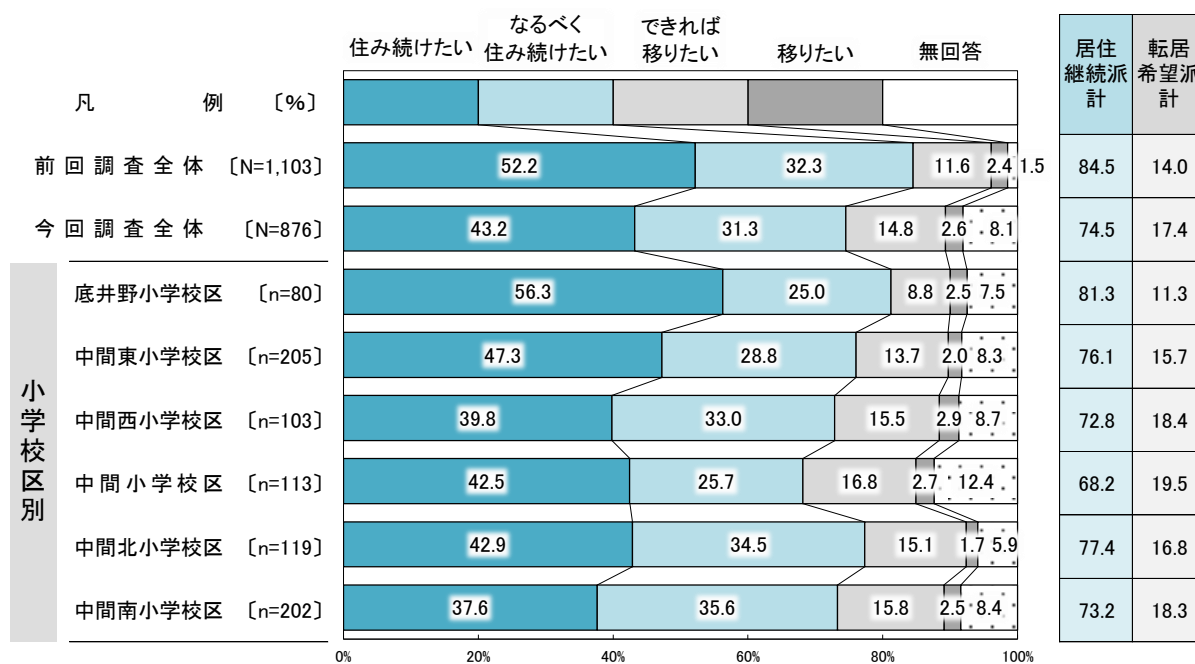
②中間市での継続居住意向

今後も中間市に住み続けたいと思うかどうか尋ねたところ、「住み続けたい」が43.2%、「なるべく住み続けたい」は31.3%と『居住継続派』は全体の7割強を占めています。

前回調査と比較すると、「住み続けたい」、「なるべく住み続けたい」と回答した人がともに少なくなっており、『居住継続派』は10.0ポイント減少しています。

小学校区別にみると、底井野小学校区における『居住継続派』の割合が他の校区に比べよりやや高くなっています。

【中間市での継続居住意向】

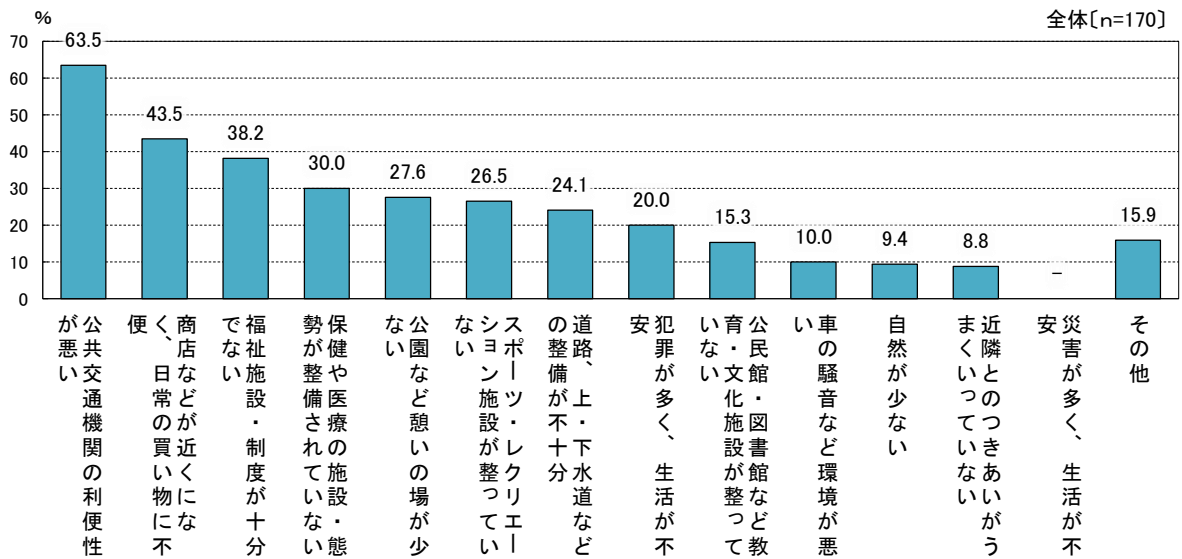


③住みにくいとを感じる点

中間市は住みにくいと答えた人に住みにくいとを感じる点を尋ねたところ、「公共交通機関の利便性が悪い」が63.5%で最も多く、住みにくい理由として特化しています。以下、回答率の高い順に「商店などが近くに近く、日常の買い物に不便」(43.5%)、「福祉施設・制度が十分でない」(38.2%)、「保健や医療の施設・態勢が整備されていない」(30.0%)と続いています。

小学校区別については、回答者のサンプル数が少ないため、小学校区別データを参考資料として掲載します。

【住みにくいとを感じる点】



単位：%

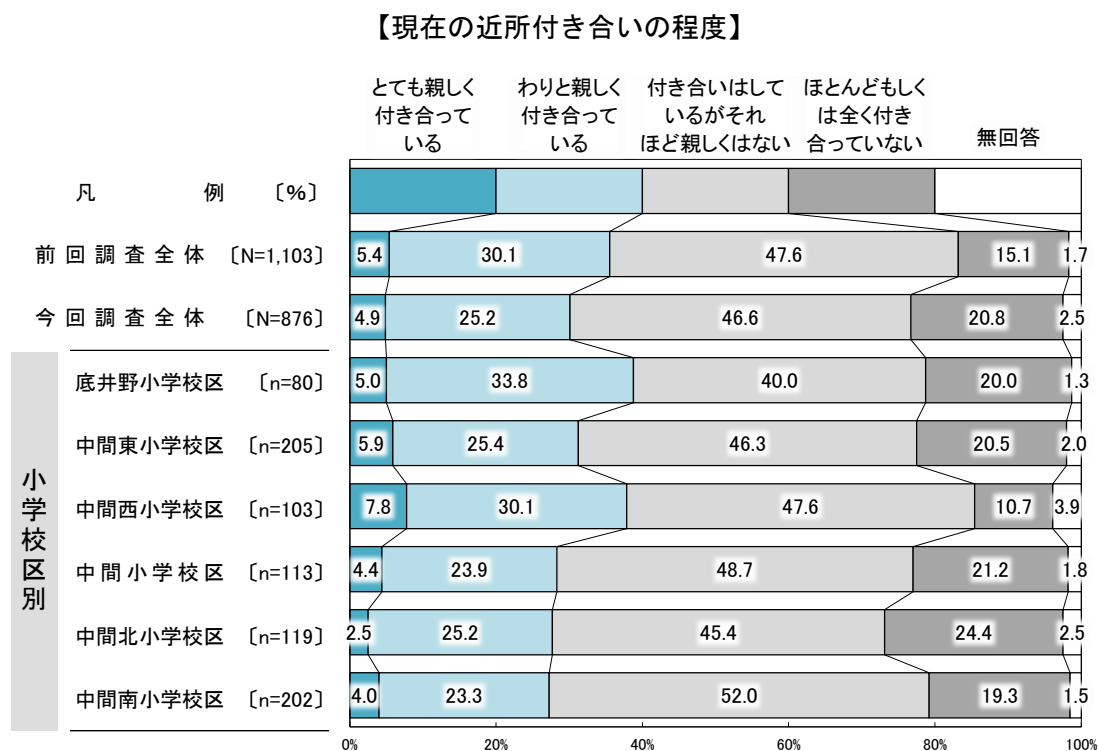
	サンプル数	公共交通機関の利便性が悪い	商店などが近くに近く、日常の買い物に不便	福祉施設・制度が十分でない	保健や医療の施設・態勢が整備されていない	公園など憩いの場が少ない	スポーツ・レクリエーション施設が整っていない	道路、上・下水道などの整備が不十分	犯罪が多く、生活が不安	育・文化施設が整っていない	公民館・図書館など教	車の騒音など環境が悪い	自然が少ない	近隣のつきあいがない	災害が多く、生活が不安	その他
全体	170	63.5	43.5	38.2	30.0	27.6	26.5	24.1	20.0	15.3	10.0	9.4	8.8	-	15.9	
小学校区別	底井野小学校区	21	81.0	71.4	28.6	38.1	14.3	28.6	23.8	9.5	19.0	9.5	4.8	14.3	-	19.0
	中間東小学校区	31	61.3	38.7	51.6	22.6	25.8	32.3	38.7	16.1	22.6	9.7	12.9	9.7	-	9.7
	中間西小学校区	28	89.3	46.4	35.7	28.6	42.9	35.7	32.1	7.1	7.1	7.1	7.1	-	-	3.6
	中間小学校区	16	43.8	56.3	18.8	18.8	12.5	12.5	50.0	37.5	18.8	25.0	6.3	12.5	-	31.3
	中間北小学校区	20	40.0	40.0	35.0	40.0	25.0	20.0	5.0	20.0	5.0	20.0	15.0	15.0	-	20.0
中間南小学校区	37	56.8	21.6	48.6	29.7	29.7	21.6	10.8	24.3	18.9	2.7	8.1	10.8	-	21.6	

④現在の近所付き合いの程度

現在の近所付き合いの程度を尋ねたところ、「とても親しく付き合っている」が4.9%、「わりと親しく付き合っている」が25.2%と、これらを合わせた『親しく付き合っている』層は3割にとどまっています。一方、「付き合いはしているがそれほど親しくはない」が46.6%、「ほとんどもしくは全く付き合っていない」が20.8%と、これらを合わせた『親しく付き合っていない』層が6割強を占めています。

前回調査と比較すると、「わりと親しく付き合っている」と回答した人が少なくなっており、『親しく付き合っている』は5.4ポイント減少しています。

小学校区別にみると、『親しく付き合っている』層は底井野小学校区と中間西小学校区でやや多くみられますが、全体結果と同様の傾向となっており、大きな差はみられません。



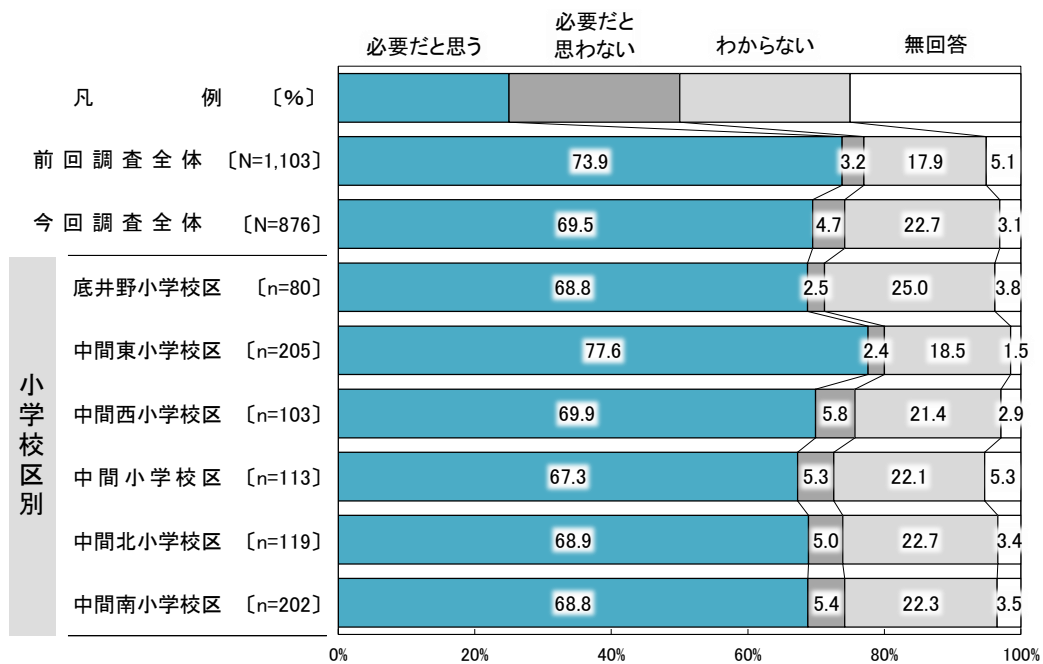
⑤地域社会生活での問題における住民の自主的な協力関係の必要性

地域社会での生活でおこる問題に対する住民相互の自主的な協力関係の必要性を尋ねたところ、「必要だと思う」が69.5%と約7割を占めています。一方、「必要だと思わない」はわずか4.7%にとどまっています。

前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向を示しています。

小学校区別にみると、いずれの校区も「必要だと思う」が65%以上を占めており、中でも「中間東小学校区」は77.6%とより高い割合となっています。

【地域社会生活での問題における住民の自主的な協力関係の必要性】



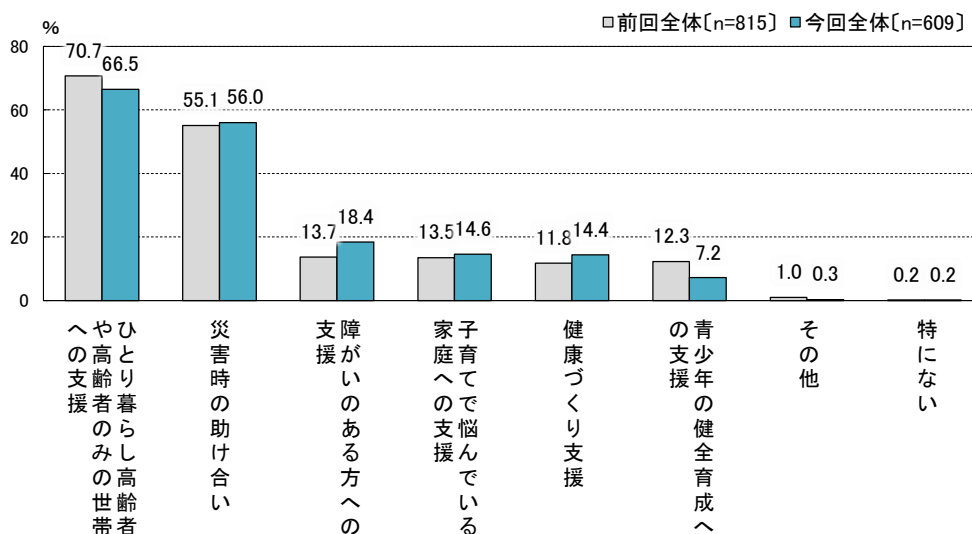
⑥協力して取り組むことが特に必要な問題

住民相互の自主的な協力が必要だと答えた人に特に必要な問題を尋ねたところ、「ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯への支援」が66.5%で最も多く、次いで「災害時の助け合い」(56.0%)と続き、この2項目が多くなっています。

前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向を示しています。

小学校区別にみると、いずれの校区とも「ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯への支援」が最も多くなっていますが、底井野小学校区は「災害時の助け合い」が同率で第1位となっています。

【協力して取り組むことが特に必要な問題】



単位：%

	サンプル数	へや高齢者のみの世帯への支援	ひとり暮らし高齢者のみの世帯への支援	災害時の助け合い	障がいのある方への支援	子育てで悩んでいる家庭への支援	健康づくり支援	の青少年の健全育成への支援	その他	特にない
全体	609	66.5	56.0	18.4	14.6	14.4	7.2	0.3	0.2	
小学校区別	底井野小学校区	55	60.0	60.0	10.9	16.4	9.1	12.7	-	-
	中間東小学校区	159	67.3	54.7	19.5	17.0	18.9	6.3	-	-
	中間西小学校区	72	73.6	58.3	19.4	13.9	8.3	8.3	-	-
	中間小学校区	76	59.2	55.3	19.7	13.2	18.4	11.8	1.3	-
	中間北小学校区	82	63.4	58.5	24.4	12.2	12.2	6.1	-	1.2
	中間南小学校区	139	69.1	56.8	15.1	12.2	13.7	5.0	-	-

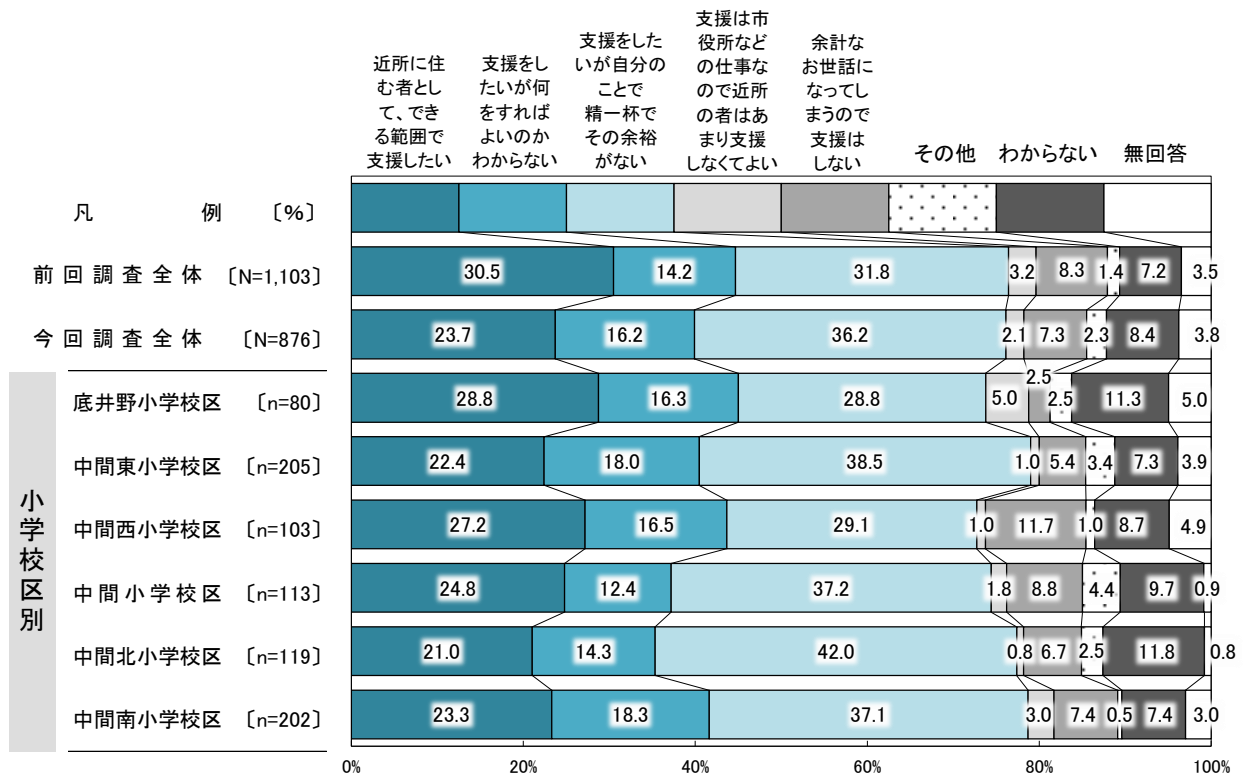
⑦近所の高齢者、障がい者や子育て家庭への支援についての考え方

近所の高齢者、障がい者や子育て家庭への支援についての考え方を尋ねたところ、「支援をしたいが自分のことで精いっぱいその余裕がない」(36.2%)、「近所に住む者としてできる範囲で支援したい」(23.7%)の割合が高く、これに「支援をしたいが何をすればよいかわからない」(16.2%)を合わせた『支援意向者』層は76.1%を占めています。

前回調査と比較すると、『支援意向者』層の割合はほぼ同率となっていますが、「近所に住む者としてできる範囲で支援したい」が6.8ポイント減少しています。

小学校区別にみると、中間東小学校区において『支援意向者』層の割合がやや高いが、全体結果とほぼ同様の傾向を示しています。

【近所の高齢者、障がい者や子育て家庭への支援についての考え方】



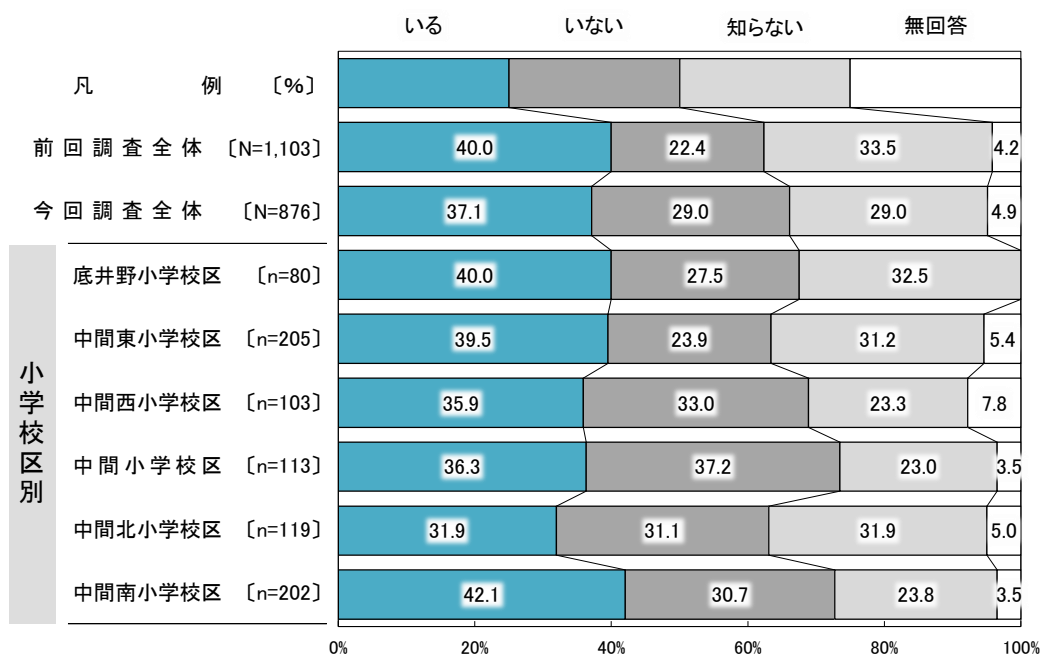
⑧災害発生時に気になる人の有無

災害発生時に気になる人が近所にいるかどうか尋ねたところ、「いる」が37.1%、「いない」が29.0%、「知らない」が29.0%となっています。

前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向を示しています。

小学校区別にみると、いずれの地区も全体結果と同様の傾向となっています。

【災害発生時に気になる人の有無】



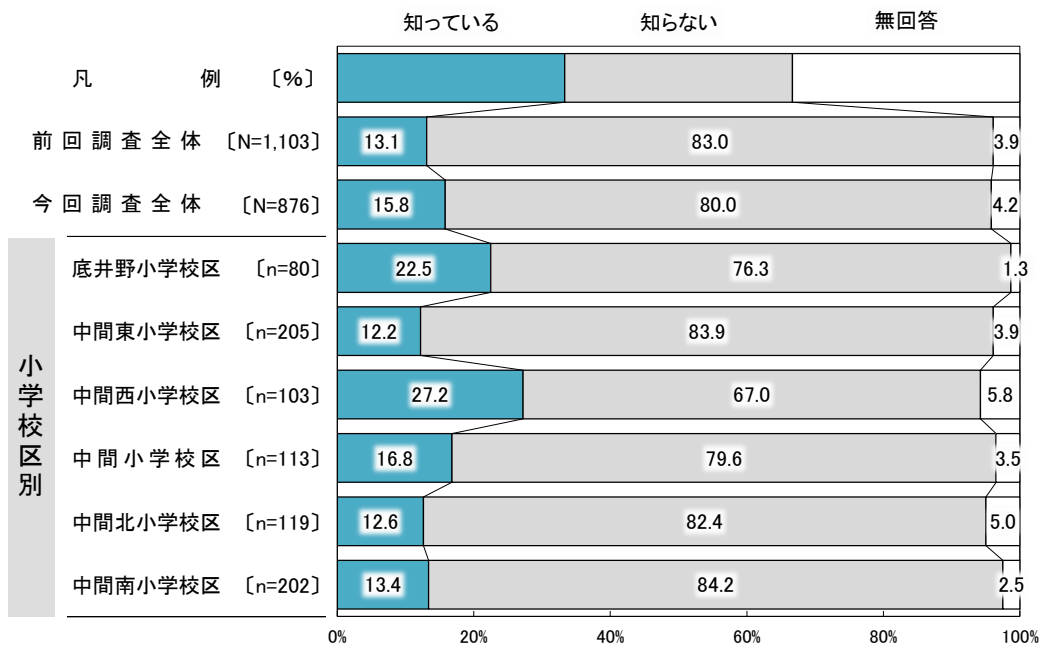
⑨避難行動要支援者（災害時要援護者）支援制度の認知状況

避難行動要支援者（災害時要援護者）支援制度を知っているかどうか尋ねたところ、「知っている」は15.8%にとどまり、「知らない」が80.0%と大半を占めています。

前回調査と比較すると、「知っている」の割合が僅かながら減少していますが、ほぼ同様の傾向を示しています。

小学校区別にみると、「知っている」と回答する割合は、中間西小学校区の認知度が最も高くなっています。

【避難行動要支援者（災害時要援護者）支援制度の認知状況】



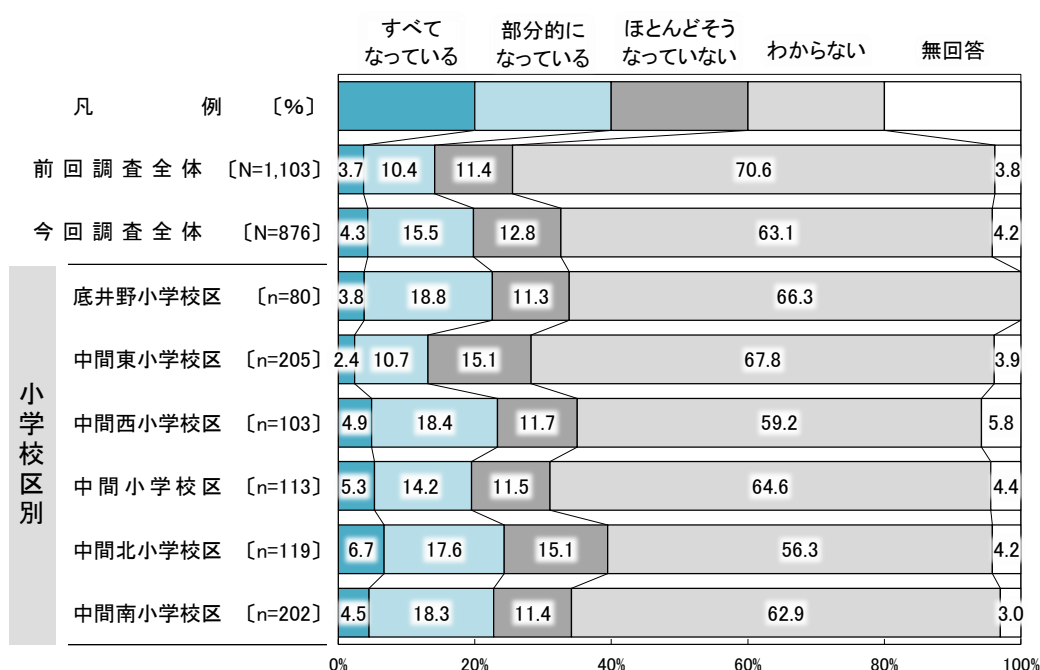
⑩要支援者への自治会の助け合い体制の整備状況

あなたの自治会は、支援を必要とする方を助け合う体制になっているかどうか尋ねたところ、「すべてになっている」が4.3%、「部分的になっている」が15.5%と、これらを合わせた『そうになっている』層は19.8%にとどまっています。一方、「ほとんどそうになっていない」と答える人は12.8%、「わからない」と答える人は63.1%を占めています。

前回調査と比較すると、『そうになっている』と答える人がやや増加しています。

小学校区別にみると、多少の増減はあるものの、いずれの地区も全体結果とほぼ同様の傾向となっています。

【要支援者への自治会の助け合い体制の整備状況】



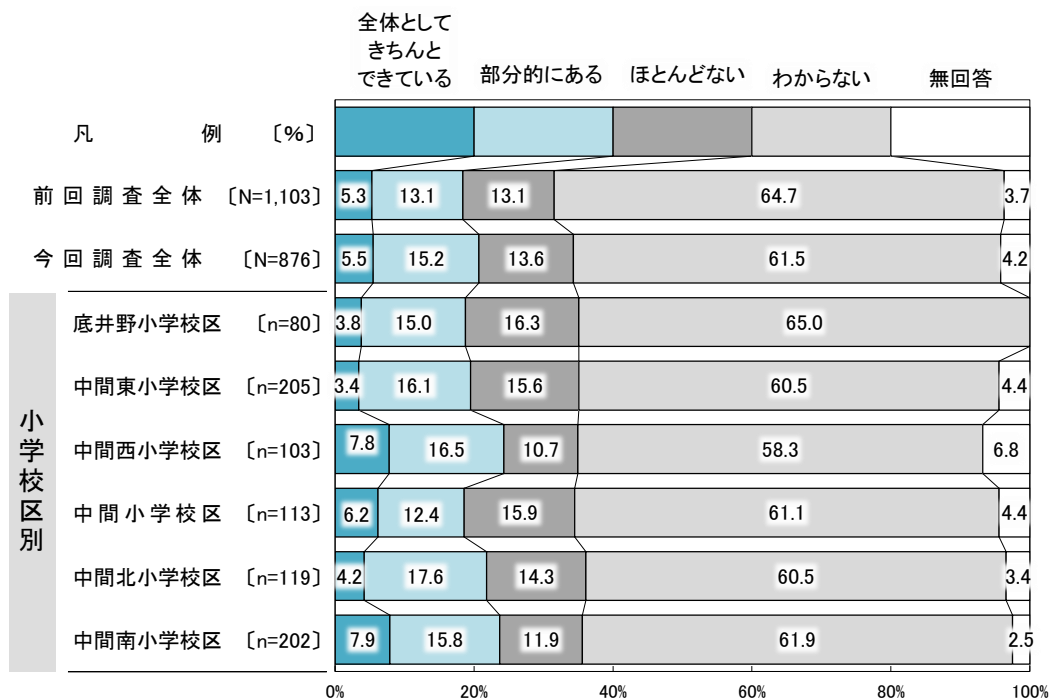
⑪自治会における連絡ルートの有無

自治会における連絡ルートがあるかどうか尋ねたところ、「全体としてきちんとできている」が5.5%、「部分的にある」が15.2%と、これらを合わせた『できている』層の割合は約2割にとどまっています。一方、「ほとんどない」と答える人は13.6%、「わからない」と答える人は61.5%を占めています。

前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向を示しています。

小学校区別にみると、多少の増減はあるものの、いずれの地区も全体結果とほぼ同様の傾向となっています。

【自治会における連絡ルートの有無】



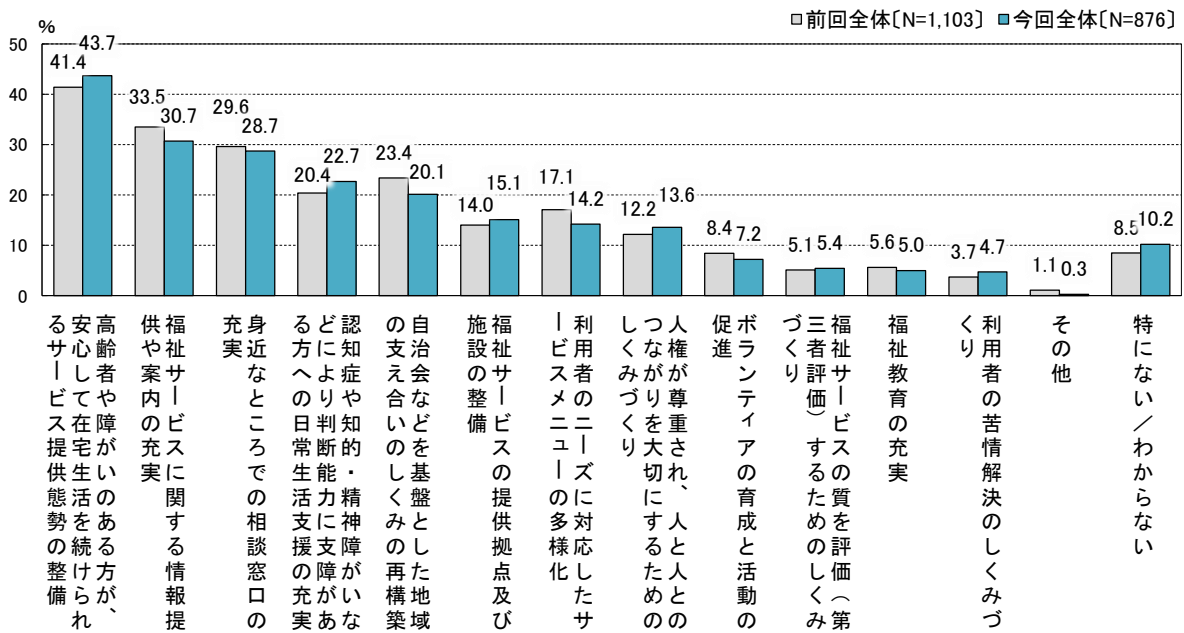
⑫地域福祉の基盤整備のために市が優先的に取り組むべき施策

地域福祉の基盤整備のために市が優先的に取り組むべき施策を尋ねたところ、「高齢者や障がいのある方が、安心して在宅サービスを続けられるサービス提供態勢の整備」が43.7%で最も多く、次いで「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」(30.7%)、「身近なところでの相談窓口の充実」(28.7%)の順となっています。

前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向を示しています。

小学校区別にみると、底井野小学校区では「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」の割合が高くなっています。

【地域福祉の基盤整備のために市が優先的に取り組むべき施策】



単位：%

	サンプル数	高齢者や障がいのある方が、安心して在宅生活を続けられるサービス提供態勢の整備	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	身近なところでの相談窓口の充実	認知症や知的障害がある方への日常生活支援の充実	自治会などを基盤とした地域の支え合いのしくみの再構築	福祉サービスの提供拠点及び施設の整備	利用者のニーズに対応したサービスのメニューの多様化	つながりを大切にするための人権が尊重され、人と人との関係づくり	ボランティアの育成と活動の促進	福祉サービス（第三者評価）するためのしくみづくり	福祉教育の充実	利用者の苦情解決のしくみづくり	その他	特になし／わからない
全体	876	43.7	30.7	28.7	22.7	20.1	15.1	14.2	13.6	7.2	5.4	5.0	4.7	0.3	10.2
小学校区別	底井野小学校区	80	30.0	33.8	26.3	23.8	27.5	15.0	11.3	6.3	8.8	6.3	5.0	-	15.0
	中間東小学校区	205	42.9	33.2	27.8	22.0	21.5	17.6	13.2	7.3	4.4	5.9	3.4	-	10.7
	中間西小学校区	103	40.8	33.0	35.0	14.6	19.4	27.2	16.5	14.6	5.8	2.9	3.9	1.0	12.6
	中間小学校区	113	40.7	19.5	28.3	28.3	21.2	12.4	10.6	12.4	5.3	3.5	2.7	-	8.8
	中間北小学校区	119	46.2	31.1	33.6	24.4	19.3	8.4	16.0	14.3	10.9	7.6	5.0	-	10.1
	中間南小学校区	202	49.5	31.2	27.2	22.8	18.3	12.4	9.9	15.3	6.9	7.4	5.9	0.5	6.9

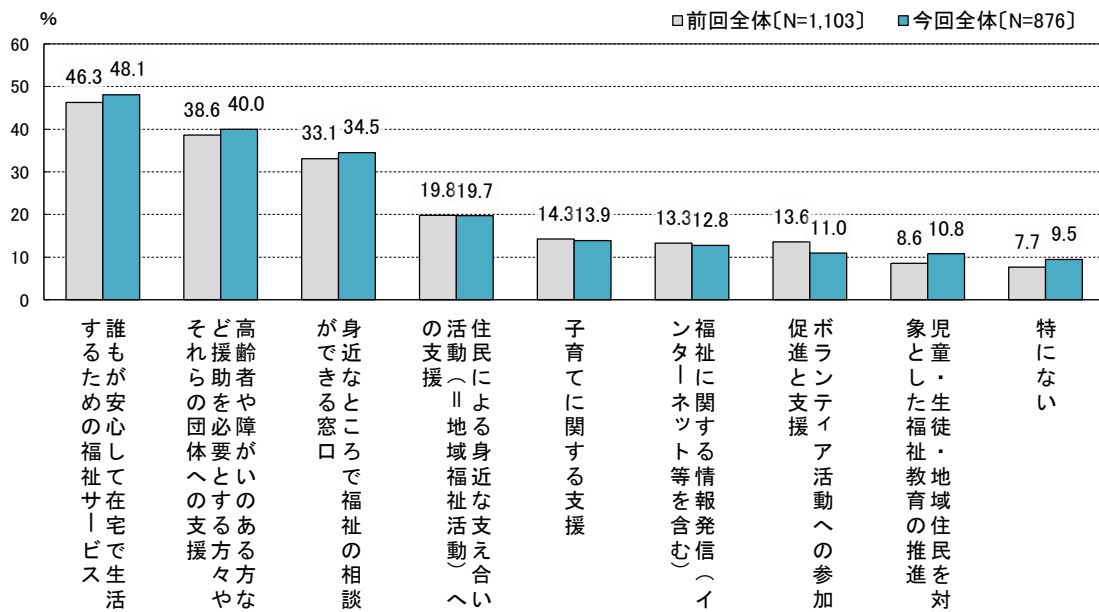
⑬社会福祉協議会の事業で今後充実してほしいと思うもの

社会福祉協議会の事業で今後充実してほしいと思うものを尋ねたところ、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」が48.1%で最も多く、次いで「高齢者や障がいのある方など援助を必要とする方々やそれらの団体への支援」(40.0%)、「身近なところで福祉の相談ができる窓口」(34.5%)の順となっています。

前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向を示しています。

小学校区別にみると、いずれの校区とも全体結果とほぼ同様の傾向となっています。

【社会福祉協議会の事業で今後充実してほしいと思うもの】



単位：%

	サンプル数	誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス	高齢者や障がいのある方々やそれらの団体への支援	身近なところで福祉の相談ができる窓口	住民による身近な支え合いの活動(地域福祉活動)へへの支援	子育てに関する支援	福祉に関する情報発信(インターネット等を含む)	ボランティア活動への参加促進と支援	児童・生徒・地域住民を対象とした福祉・教育の推進	特になし
全体	876	48.1	40.0	34.5	19.7	13.9	12.8	11.0	10.8	9.5
小学校区別	底井野小学校区	80	46.3	40.0	33.8	26.3	11.3	15.0	12.5	5.0
	中間東小学校区	205	50.2	43.4	35.1	17.1	19.5	14.1	12.7	7.3
	中間西小学校区	103	45.6	35.9	41.7	19.4	11.7	17.5	9.7	7.8
	中間小学校区	113	53.1	45.1	35.4	19.5	13.3	6.2	8.0	10.6
	中間北小学校区	119	46.2	40.3	39.5	16.8	16.0	6.7	10.1	13.4
中間南小学校区	202	46.5	36.1	31.2	23.3	9.4	14.9	10.9	11.4	12.4

3 事業所・関連団体調査結果からみた共助の現状と課題

(1) 事業所調査

①調査概要

[調査の目的]

平成 30 年度に予定されている「第2期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画」の策定にあたり、市内事業所の地域福祉における協力意向を調査し、策定のための参考とするため実施しました。

[調査対象]

中間市内に本店・支店・営業所を有する事業所の中から無作為に抽出した 100 事業所。

[調査実施時期]

平成 29 年 6 月～7 月

[回収状況]

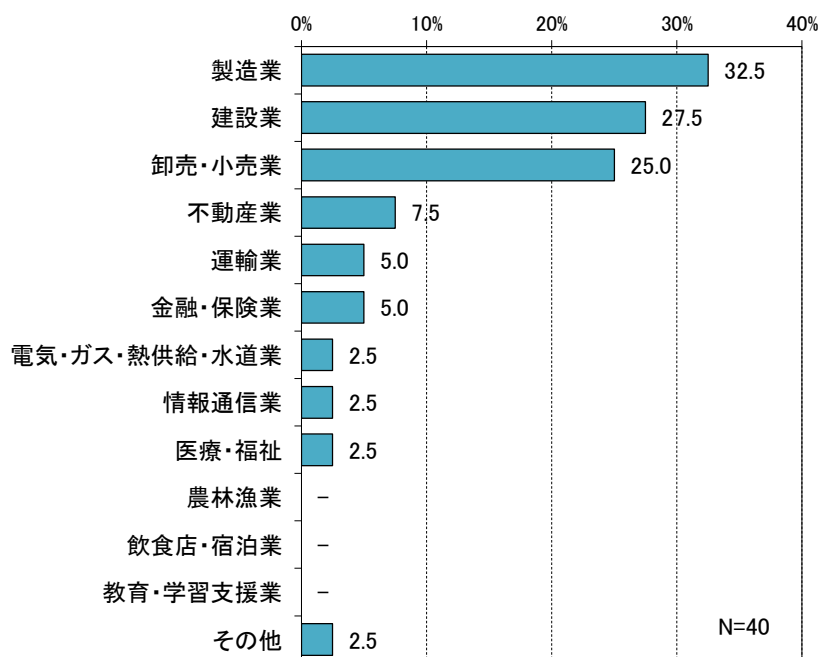
有効回収数 40 サンプル（有効回収率 40.0%）

②調査結果

[事業所区分]

事業所区分をみると、「製造業」（32.5%）が最も多く、次いで「建設業」（27.5%）、「卸売・小売業」（25.0%）の順となっています。

【事業所区分】



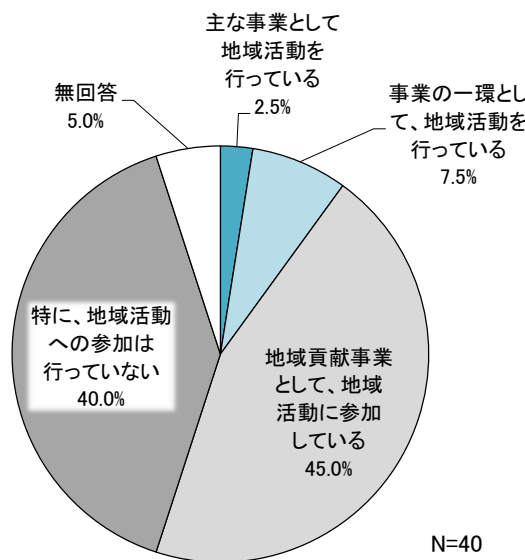
[地域活動の活動状況について]

事業所における地域活動の取り組み状況を尋ねたところ、「主な事業として地域活動を行っている」と回答した事業所が 2.5%、「事業の一環として、地域活動を行っている」と回答した事業所が 7.5%と、地域活動を事業ととらえている事業所は1割にとどまっています。一方、「地域貢献事業として、地域活動に参加している」と回答した事業所が 45.0%と半数近くを占めています。

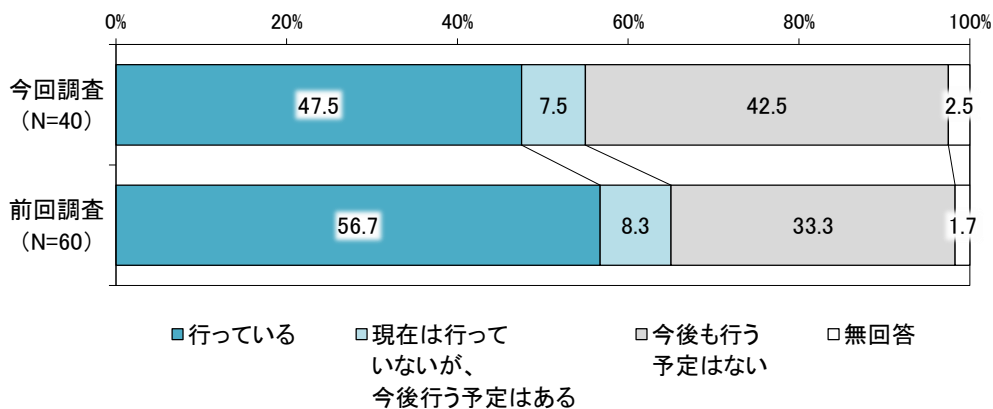
地域活動支援を行っていると回答した事業所に、現在取り組んでいる地域活動等について尋ねたところ、「美化・清掃活動」(52.6%) が最も多く、次いで「寄付活動」(42.1%)、「防犯・防災活動」、「会社見学受入れ」(各々31.6%) の順となっています。

地域活動を行う上での問題点や課題について尋ねたところ、「スタッフ・社員・職員等の意識」(21.1%) が最も多く、次いで「活動費・事業費」(15.8%)、「人材・マンパワー不足」、「時期・時間」(各々10.5%) の順となっています。

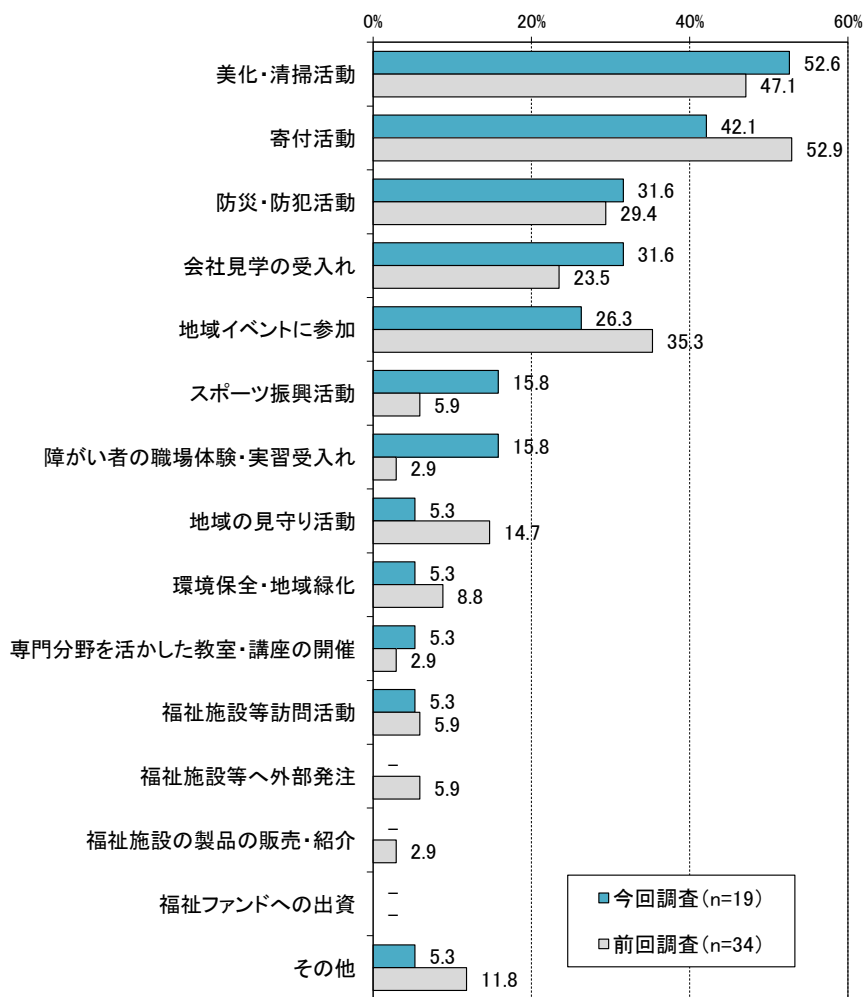
【事業所における地域活動への取り組み】



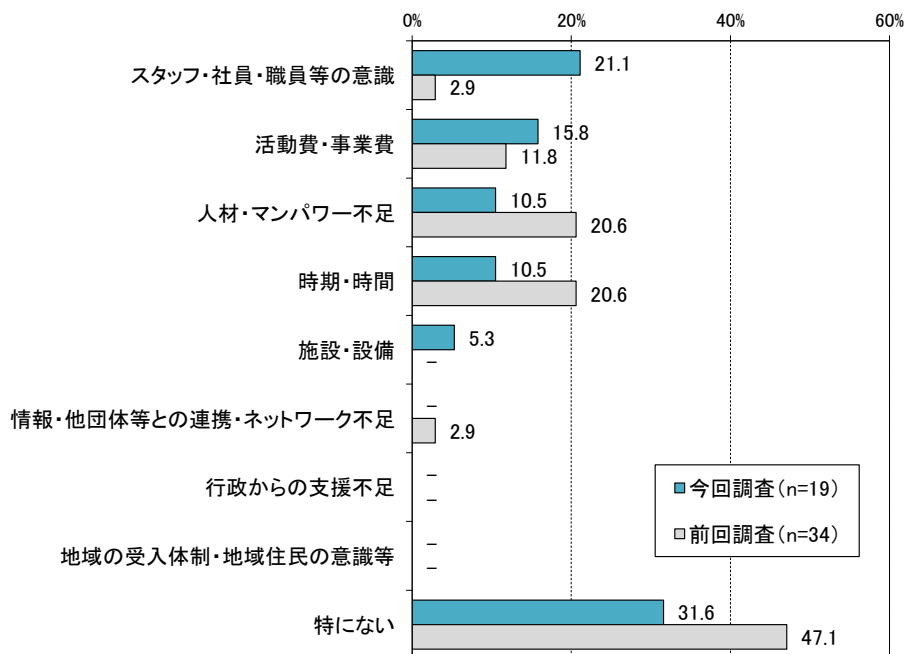
【従業員が地域住民の一人として地域活動へ参加する場合の支援】



【活動内容】



【地域活動を行う上での問題点や課題】



(2) 関係団体調査

①調査概要

[調査の目的]

平成 30 年度に予定されている「第 2 期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画」の策定にあたり、市内で社会福祉や地域福祉に関する活動を実践している団体やグループの、現在の実践状況と今後の方向性を調査し、策定のための参考とするため実施しました。

[調査対象]

中間市内に拠点を持つ、社会福祉や地域福祉に関連する NPO 団体、ボランティアグループ、市民団体等、50 団体。

[調査実施時期]

平成 29 年 6 月～7 月

[回収状況]

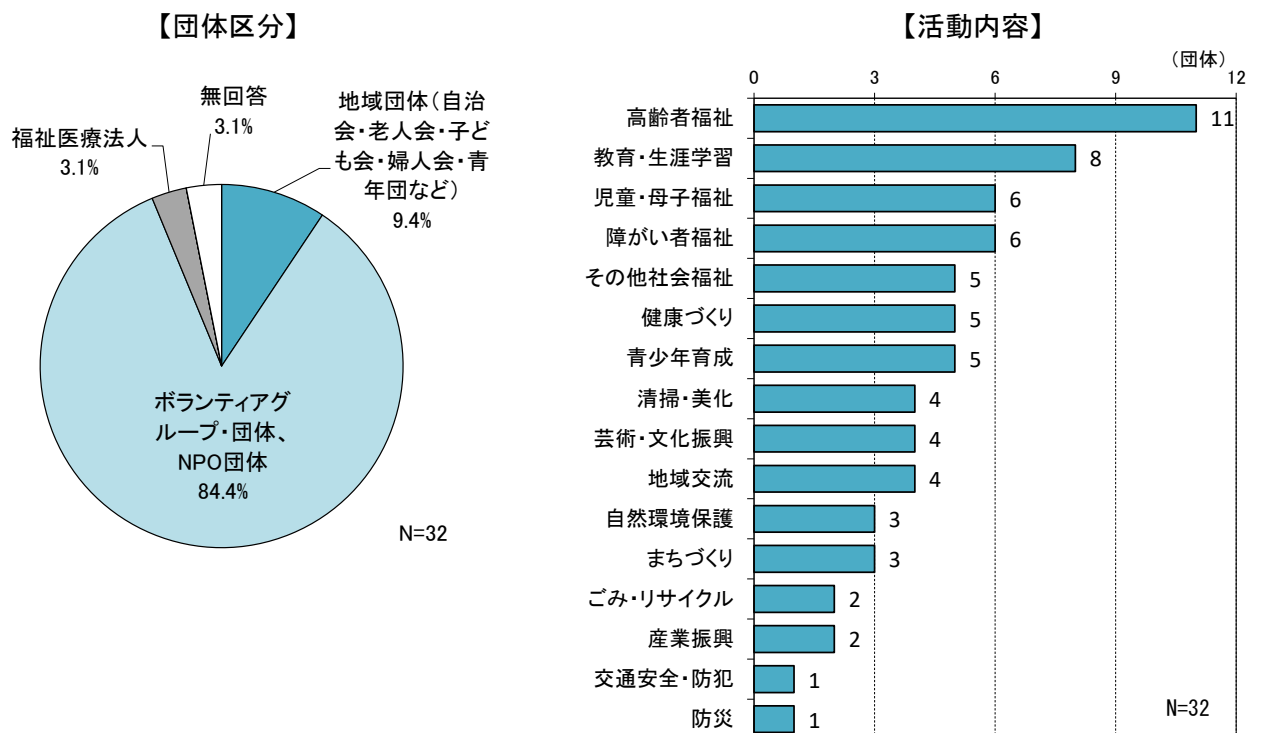
有効回収数 32 サンプル (有効回収率 64.0%)

②調査結果

[回答団体の属性]

団体区分をみると、「ボランティアグループ・団体、NPO 団体」(84.4% : 27 団体) が大半を占めています。

団体の活動内容は、「高齢者福祉」(11 団体) が最も多く、次いで「教育・生涯学習」(8 団体)、「児童・母子福祉」、「障がい者福祉」(各々 6 団体) となっています。



[現在の活動状況について]

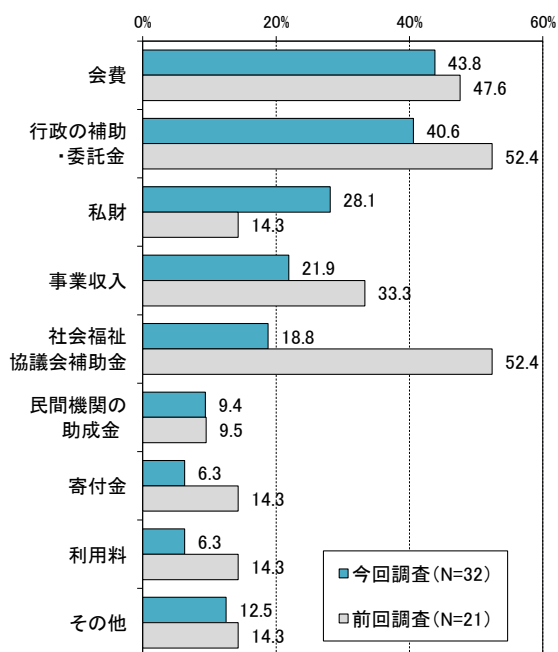
団体活動における財源について尋ねたところ、「会費」(43.8%)が14団体で最も多く、次いで「行政の補助・委託金」(40.6%：13団体)、「私財」(28.1%：9団体)となっています。

前回結果と比較すると、「社会福祉協議会補助金」(18.8%)の回答者が11団体から6団体と少なくなっています。

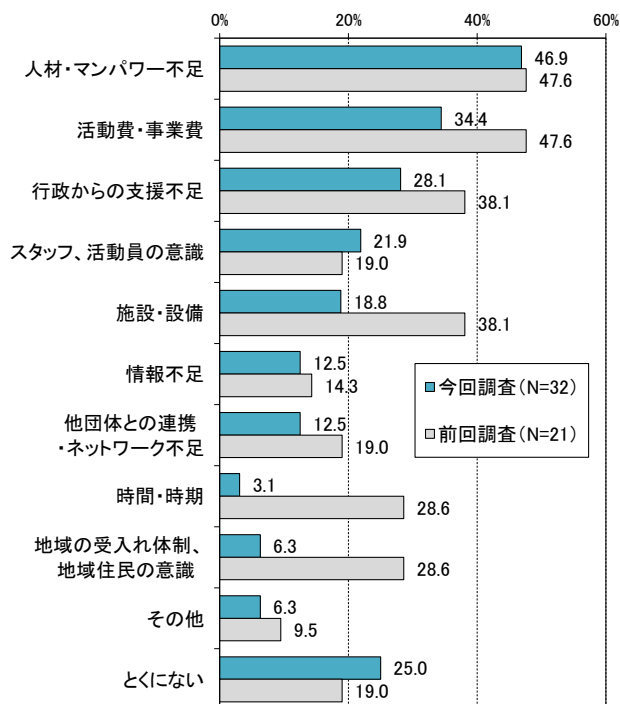
団体の地域活動を行う上での問題や課題について尋ねたところ、「人材・マンパワー不足」(46.9%)が15団体で最も多く、次いで「活動費・事業費」(34.4%：11団体)、「行政からの支援不足」(28.1%：9団体)、「スタッフ、活動員の意識」(21.9%：7団体)となっています。

前回結果と比較すると、「施設・設備」(18.8%)、「時間・時期」(3.1%)、「地域の受入れ体制、地域住民の意識」(6.3%)と答える団体が少なくなっています。

【活動における財源】



【地域活動を行う上での問題や課題】



(3) 事業所及び関連団体による「共助」の可能性

事業所調査によれば、過半数の事業所で、従業員の地域活動について肯定的な方針がとられており、そのうち「美化・清掃活動」は52.6%、「防災・防犯活動」は31.6%の事業所が地域住民との交流を行っています。また、関連団体調査によれば、8割以上が「ボランティアグループ・団体、NPO団体」であり、「高齢者福祉」や「児童・母子福祉」、「障がい者福祉」など福祉関連団体が多く、住民の福祉活動において重要な役割を果たしていると考えられます。

市民意識調査の結果から、中間市に求めることとして「安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制の整備」が第1位、社会福祉協議会に求めることとして「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」が第1位となっており、今後もこれらの団体等と連携して地域福祉活動の充実に取り組んで行く必要があります。

一方で、地域活動を行う問題点として、事業所及び関連団体とも「スタッフ・社員・職員等の意識」や「活動費・事業費」をあげる事業者が多く、活動参加の困難さが伺えます。

地域福祉の重要な役割を担っている事業所や関連団体への援助体制の充実を図るとともに、ボランティア育成や住民意識の醸成を図ることで、人材不足等への課題に取り組んで行くことが必要といえます。

4 小学校区別にみた現状

(1) 校区別特性

①底井野小学校区

平成28年10月1日現在、底井野小学校区の人口は3,340人と本市6小学校区中で最も少なくなっています。同様に、年齢別人口における「老年人口」の割合は33.7%、総世帯数に占める単身世帯数の割合は35.4%と、本市6小学校区中2番目に低い小学校区となっています。

一方、平成29年3月末における自治会の参加率は59.5%となっていますが、平成24年3月末と比較すると7.2ポイント減少しています。

[人口及び世帯数]

(単位:人)

自治会名	人口計	性別		年齢別								世帯数				
		男性	女性	年少人口 (0~14歳)		生産年齢人口 (15~64歳)		老年人口 (65歳以上)		65~74歳 (再掲)		75歳以上 (再掲)		世帯数	単身世帯数	
垣生町	1,289	635	654	128	9.9%	721	55.9%	440	34.1%	200	15.5%	240	18.6%	601	218	36.3%
砂山	434	200	234	44	10.1%	208	47.9%	182	41.9%	79	18.2%	103	23.7%	191	68	35.6%
中底井野	199	94	105	11	5.5%	109	54.8%	79	39.7%	39	19.6%	40	20.1%	82	28	34.1%
上底井野	1,001	484	517	117	11.7%	624	62.3%	260	26.0%	131	13.1%	129	12.9%	428	145	33.9%
下大隈	417	197	220	37	8.9%	214	51.3%	166	39.8%	83	19.9%	83	19.9%	194	70	36.1%
小計	3,340	1,610	1,730	337	10.1%	1,876	56.2%	1,127	33.7%	532	15.9%	595	17.8%	1,496	529	35.4%
中間市全体	42,907	19,980	22,927	4,740	11.0%	22,979	53.6%	15,188	35.4%	7,549	17.6%	7,639	17.8%	20,511	8,053	39.3%

資料:住民基本台帳(平成28年10月1日現在)

[自治会加入率]

(単位:世帯)

自治会名	平成24年度(H24.3月末現在)			平成29年度(H29.3月末現在)		
	加入世帯数(a)	総世帯数(b)	加入率(a)/(b)	加入世帯数(a)	総世帯数(b)	加入率(a)/(b)
垣生町	359	553	64.9%	340	647	52.6%
砂山	117	188	62.2%	118	189	62.4%
中底井野	58	83	69.9%	57	84	67.9%
上底井野	283	424	66.7%	263	437	60.2%
下大隈	145	195	74.4%	152	207	73.4%
小計	962	1,443	66.7%	930	1,564	59.5%
中間市全体	13,243	20,249	65.4%	12,373	20,574	60.1%

資料:安全安心まちづくり課市民協働係

(注)総世帯数(b)は、同一建物内での二世帯住居(仕事の都合や生計が別などの理由により、住民登録で世帯分離している場合)などを含むため、各自治会で把握されている世帯数よりも多い場合がある。そのため、加入率も実感されている率よりも低めに出る可能性がある。

②中間東小学校区

中間東小学校区の人口は 10,910 人と本市 6 小学校区中で最も多い小学校区です。

年齢別人口における「老年人口」の割合は 34.8%、総世帯数に占める単身世帯数の割合は 39.1%と、本市 6 小学校区で中位にある小学校区となっています。

一方、平成 29 年 3 月末における自治会の参加率は 57.5%と、本市 6 小学校区中 2 番目に低い小学校区であり、平成 24 年 3 月末と比較すると 3.7 ポイント減少しています。

[人口及び世帯数]

(単位:人)

自治会名	人口計	性別		年齢別									世帯数			
		男性	女性	年少人口 (0~14歳)			生産年齢人口 (15~64歳)			老年人口 (65歳以上)			世帯数	単身世帯数		
				年少人口 (0~14歳)	割合	生産年齢人口 (15~64歳)	割合	老年人口 (65歳以上)	割合	65~74歳 (再掲)	割合	75歳以上 (再掲)		割合	単身世帯数	割合
土手ノ内一丁目	1,063	509	554	101	9.5%	654	61.5%	308	29.0%	165	15.5%	143	13.5%	458	144	31.4%
土手ノ内二区	862	403	459	72	8.4%	406	47.1%	384	44.5%	203	23.5%	181	21.0%	440	197	44.8%
土手ノ内三丁目	1,031	480	551	97	9.4%	489	47.4%	445	43.2%	217	21.0%	228	22.1%	493	193	39.1%
新手	797	368	429	71	8.9%	389	48.8%	337	42.3%	155	19.4%	182	22.8%	419	180	43.0%
唐戸	264	121	143	18	6.8%	143	54.2%	103	39.0%	46	17.4%	57	21.6%	143	63	44.1%
本町	422	199	223	46	10.9%	226	53.6%	150	35.5%	65	15.4%	85	20.1%	201	84	41.8%
上蓮花寺	471	228	243	70	14.9%	307	65.2%	94	20.0%	52	11.0%	42	8.9%	211	73	34.6%
徳若	304	137	167	48	15.8%	141	46.4%	115	37.8%	50	16.4%	65	21.4%	147	65	44.2%
扇ヶ浦一区	1,358	621	737	123	9.1%	693	51.0%	542	39.9%	250	18.4%	292	21.5%	670	255	38.1%
扇ヶ浦二区	610	285	325	89	14.6%	372	61.0%	149	24.4%	77	12.6%	72	11.8%	266	89	33.5%
松ヶ岡一区	838	396	442	87	10.4%	416	49.6%	335	40.0%	145	17.3%	190	22.7%	425	189	44.5%
松ヶ岡二区	608	250	358	106	17.4%	303	49.8%	199	32.7%	97	16.0%	102	16.8%	310	136	43.9%
中尾	2,282	1,079	1,203	296	13.0%	1,354	59.3%	632	27.7%	347	15.2%	285	12.5%	1,035	373	36.0%
小計	10,910	5,076	5,834	1,224	11.2%	5,893	54.0%	3,793	34.8%	1,869	17.1%	1,924	17.6%	5,218	2,041	39.1%
中間市全体	42,907	19,980	22,927	4,740	11.0%	22,979	53.6%	15,188	35.4%	7,549	17.6%	7,639	17.8%	20,511	8,053	39.3%

資料:住民基本台帳(平成28年10月1日現在)

[自治会加入率]

(単位:世帯)

自治会名	平成24年度(H24.3月末現在)			平成29年度(H29.3月末現在)		
	加入世帯数(a)	総世帯数(b)	加入率(a)/(b)	加入世帯数(a)	総世帯数(b)	加入率(a)/(b)
土手ノ内一丁目	350	459	76.3%	330	461	71.6%
土手ノ内二区	316	435	72.6%	296	438	67.6%
土手ノ内三丁目	340	471	72.2%	383	499	76.8%
新手	250	419	59.7%	231	422	54.7%
唐戸	61	128	47.7%	56	138	40.6%
本町	90	227	39.6%	80	198	40.4%
上蓮花寺	60	169	35.5%	114	206	55.3%
徳若	96	163	58.9%	82	145	56.6%
扇ヶ浦一区	384	674	57.0%	332	662	50.2%
扇ヶ浦二区	187	246	76.0%	182	262	69.5%
松ヶ岡一区	196	434	45.2%	196	432	45.4%
松ヶ岡二区	258	326	79.1%	230	308	74.7%
中尾	559	995	56.2%	483	1,035	46.7%
小計	3,147	5,146	61.2%	2,995	5,206	57.5%
中間市全体	13,243	20,249	65.4%	12,373	20,574	60.1%

資料:安全安心まちづくり課市民協働係

第2章 中間市の現状と課題

③中間西小学校区

中間西小学校区の人口は 5,532 人と、本市 6 小学校区中 2 番目に少ない小学校区です。また、総世帯数に占める単身世帯数の割合は 33.7%と、本市 6 小学校区で最も低い小学校区となっています。

一方、平成 29 年 3 月末における自治会の参加率は 64.3%と、本市 6 小学校区中 2 番目に高い小学校区ですが、平成 24 年 3 月末と比較すると 8.3 ポイント減少しています。

[人口及び世帯数]

(単位:人)

自治会名	人口計	性別		年齢別								世帯数		単身世帯数		
		男性	女性	年少人口 (0~14歳)		生産年齢人口 (15~64歳)		老年人口 (65歳以上)		65~74歳 (再掲)					75歳以上 (再掲)	
大辻町	749	373	376	91	12.1%	445	59.4%	213	28.4%	131	17.5%	82	10.9%	322	98	30.4%
深坂	794	376	418	89	11.2%	419	52.8%	286	36.0%	145	18.3%	141	17.8%	398	186	46.7%
池田町	1,218	525	693	190	15.6%	652	53.5%	376	30.9%	202	16.6%	174	14.3%	582	209	35.9%
弥生町	894	404	490	88	9.8%	451	50.4%	355	39.7%	203	22.7%	152	17.0%	383	112	29.2%
七重	764	377	387	92	12.0%	464	60.7%	208	27.2%	131	17.1%	77	10.1%	327	101	30.9%
小田ヶ浦	1,113	523	590	110	9.9%	487	43.8%	516	46.4%	285	25.6%	231	20.8%	504	143	28.4%
小計	5,532	2,578	2,954	660	11.9%	2,918	52.7%	1,954	35.3%	1,097	19.8%	857	15.5%	2,516	849	33.7%
中間市全体	42,907	19,980	22,927	4,740	11.0%	22,979	53.6%	15,188	35.4%	7,549	17.6%	7,639	17.8%	20,511	8,053	39.3%

資料:住民基本台帳(平成28年10月1日現在)

[自治会加入率]

(単位:世帯)

自治会名	平成24年度(H24.3月末現在)			平成29年度(H29.3月末現在)		
	加入世帯数(a)	総世帯数(b)	加入率(a)/(b)	加入世帯数(a)	総世帯数(b)	加入率(a)/(b)
大辻町	169	295	57.3%	146	330	44.2%
深坂	265	397	66.8%	240	404	59.4%
池田町	457	593	77.1%	421	585	72.0%
弥生町	280	385	72.7%	250	382	65.4%
七重	225	322	69.9%	190	326	58.3%
小田ヶ浦	397	479	82.9%	379	501	75.6%
小計	1,793	2,471	72.6%	1,626	2,528	64.3%
中間市全体	13,243	20,249	65.4%	12,373	20,574	60.1%

資料:安全安心まちづくり課市民協働係

④中間小学校区

中間小学校区の人口は 6,436 人、年齢別人口における「老年人口」の割合は 37.1%となっています。しかし、総世帯数に占める単身世帯数の割合は 46.0%と、本市 6 小学校区で最も高い小学校区です。一方、平成 29 年 3 月末における自治会の参加率は 58.2%と、本市 6 小学校区で中位にある小学校区ですが、平成 24 年 3 月末と比較すると 5.0 ポイント減少しています。

[人口及び世帯数]

(単位:人)

自治会名	人口計	性別		年齢別								世帯数				
		男性	女性	年少人口 (0~14歳)		生産年齢人口 (15~64歳)		老年人口 (65歳以上)		65~74歳 (再掲)		75歳以上 (再掲)		世帯数	単身世帯数	
中町	124	64	60	6	4.8%	51	41.1%	67	54.0%	36	29.0%	31	25.0%	74	40	54.1%
昭和町	336	154	182	34	10.1%	170	50.6%	132	39.3%	49	14.6%	83	24.7%	176	83	47.2%
屋島	302	140	162	29	9.6%	162	53.6%	111	36.8%	46	15.2%	65	21.5%	155	69	44.5%
川端	207	99	108	39	18.8%	116	56.0%	52	25.1%	28	13.5%	24	11.6%	93	43	46.2%
栄町	648	301	347	100	15.4%	414	63.9%	134	20.7%	57	8.8%	77	11.9%	312	125	40.1%
片峯町	144	75	69	13	9.0%	72	50.0%	59	41.0%	31	21.5%	28	19.4%	77	38	49.4%
中鶴一区	491	226	265	62	12.6%	236	48.1%	193	39.3%	101	20.6%	92	18.7%	269	135	50.2%
中鶴二丁目	985	445	540	83	8.4%	515	52.3%	387	39.3%	224	22.7%	163	16.5%	588	337	57.3%
中鶴三区	659	295	364	30	4.6%	282	42.8%	347	52.7%	147	22.3%	200	30.3%	324	107	33.0%
浄花町	655	291	364	62	9.5%	346	52.8%	247	37.7%	118	18.0%	129	19.7%	328	135	41.2%
岩瀬西町一区	653	303	350	62	9.5%	357	54.7%	234	35.8%	114	17.5%	120	18.4%	334	149	44.6%
岩瀬西町二区	470	228	242	43	9.1%	254	54.0%	173	36.8%	86	18.3%	87	18.5%	250	117	46.8%
御館町	400	166	234	48	12.0%	229	57.3%	123	30.8%	56	14.0%	67	16.8%	193	75	38.9%
鳥森	362	187	175	43	11.9%	193	53.3%	126	34.8%	56	15.5%	70	19.3%	183	91	49.7%
小計	6,436	2,974	3,462	654	10.2%	3,397	52.8%	2,385	37.1%	1,149	17.9%	1,236	19.2%	3,356	1,544	46.0%
中間市全体	42,907	19,980	22,927	4,740	11.0%	22,979	53.6%	15,188	35.4%	7,549	17.6%	7,639	17.8%	20,511	8,053	39.3%

資料:住民基本台帳(平成28年10月1日現在)

[自治会加入率]

(単位:世帯)

自治会名	平成24年度(H24.3月末現在)			平成29年度(H29.3月末現在)		
	加入世帯数(a)	総世帯数(b)	加入率(a)/(b)	加入世帯数(a)	総世帯数(b)	加入率(a)/(b)
中町	42	78	53.8%	24	73	32.9%
昭和町	122	188	64.9%	91	182	50.0%
屋島	81	148	54.7%	68	156	43.6%
川端	58	88	65.9%	56	93	60.2%
栄町	105	284	37.0%	79	309	25.6%
片峯町	54	82	65.9%	44	77	57.1%
中鶴一区	154	299	51.5%	134	273	49.1%
中鶴二丁目	612	683	89.6%	511	576	88.7%
中鶴三区	276	328	84.1%	271	332	81.6%
浄花町	200	340	58.8%	175	320	54.7%
岩瀬西町一区	196	328	59.8%	201	342	58.8%
岩瀬西町二区	113	252	44.8%	102	249	41.0%
御館町	95	182	52.2%	121	185	65.4%
鳥森	90	197	45.7%	75	188	39.9%
小計	2,198	3,477	63.2%	1,952	3,355	58.2%
中間市全体	13,243	20,249	65.4%	12,373	20,574	60.1%

資料:安全安心まちづくり課市民協働係

第2章 中間市の現状と課題

⑤中間北小学校区

中間北小学校区の人口は 6,205 人と本市 6 小学校区中 3 番目に少なく、年齢別人口における「老年人口」の割合は 29.9%と、本市 6 小学校区中で最も低い小学校区となっています。また、総世帯数に占める単身世帯数の割合は 41.9%となっています。

一方、平成 29 年 3 月末における自治会の参加率は 55.1%と、本市 6 小学校区中で最も低い小学校区であり、平成 24 年 3 月末と比較すると 6.9 ポイント減少しています。

[人口及び世帯数]

(単位:人)

自治会名	人口計	性別		年齢別									世帯数	単身世帯数		
		男性	女性	年少人口 (0~14歳)		生産年齢人口 (15~64歳)		老年人口 (65歳以上)		65~74歳 (再掲)		75歳以上 (再掲)				
岩瀬東町	555	280	275	90	16.2%	352	63.4%	113	20.4%	57	10.3%	56	10.1%	269	112	41.6%
岩瀬北町	354	174	180	37	10.5%	204	57.6%	113	31.9%	69	19.5%	44	12.4%	183	73	39.9%
自由ヶ丘	274	136	138	33	12.0%	138	50.4%	103	37.6%	51	18.6%	52	19.0%	143	65	45.5%
下蓮花寺	688	338	350	98	14.2%	420	61.0%	170	24.7%	85	12.4%	85	12.4%	312	102	32.7%
岩瀬南町	692	333	359	83	12.0%	374	54.0%	235	34.0%	116	16.8%	119	17.2%	375	204	54.4%
高見	449	205	244	45	10.0%	270	60.1%	134	29.8%	69	15.4%	65	14.5%	198	69	34.8%
中牟田	646	305	341	73	11.3%	326	50.5%	247	38.2%	109	16.9%	138	21.4%	339	172	50.7%
白天	408	195	213	31	7.6%	211	51.7%	166	40.7%	76	18.6%	90	22.1%	218	116	53.2%
大根土	524	213	311	119	22.7%	310	59.2%	95	18.1%	58	11.1%	37	7.1%	229	94	41.0%
宮林	406	192	214	31	7.6%	188	46.3%	187	46.1%	104	25.6%	83	20.4%	217	110	50.7%
曙町	1,209	560	649	91	7.5%	825	68.2%	293	24.2%	186	15.4%	107	8.9%	503	134	26.6%
小計	6,205	2,931	3,274	731	11.8%	3,618	58.3%	1,856	29.9%	980	15.8%	876	14.1%	2,986	1,251	41.9%
中間市全体	42,907	19,980	22,927	4,740	11.0%	22,979	53.6%	15,188	35.4%	7,549	17.6%	7,639	17.8%	20,511	8,053	39.3%

資料:住民基本台帳(平成28年10月1日現在)

[自治会加入率]

(単位:世帯)

自治会名	平成24年度(H24.3月末現在)			平成29年度(H29.3月末現在)		
	加入世帯数(a)	総世帯数(b)	加入率(a)/(b)	加入世帯数(a)	総世帯数(b)	加入率(a)/(b)
岩瀬東町	119	224	53.1%	153	275	55.6%
岩瀬北町	98	129	76.0%	107	181	59.1%
自由ヶ丘	103	141	73.0%	96	135	71.1%
下蓮花寺	101	281	35.9%	125	309	40.5%
岩瀬南町	240	374	64.2%	136	373	36.5%
高見	138	204	67.6%	128	199	64.3%
中牟田	201	345	58.3%	185	341	54.3%
白天	107	224	47.8%	84	220	38.2%
大根土	221	246	89.8%	204	226	90.3%
宮林	173	224	77.2%	150	219	68.5%
曙町	279	480	58.1%	273	499	54.7%
小計	1,780	2,872	62.0%	1,641	2,977	55.1%
中間市全体	13,243	20,249	65.4%	12,373	20,574	60.1%

資料:安全安心まちづくり課市民協働係

⑥中間南小学校区

中間南小学校区の人口は 10,484 人と、本市 6 小学校区中で 2 番目に多く、年齢別人口における「老年人口」の割合は 38.8%と、本市 6 小学校区中で最も高い小学校区となっています。また、総世帯数に占める単身世帯数の割合は 37.2%となっています。

一方、平成 29 年 3 月末における自治会の参加率は 65.3%と、本市 6 小学校区中で最も高い小学校区ですが、平成 24 年 3 月末と比較すると 4.2 ポイント減少しています。

[人口及び世帯数]

(単位:人)

自治会名	人口計	性別		年齢別								世帯数				
		男性	女性	年少人口 (0~14歳)		生産年齢人口 (15~64歳)		老年人口 (65歳以上)		65~74歳 (再掲)		75歳以上 (再掲)		世帯数	単身世帯数	
太賀一区	1,183	549	634	86	7.3%	563	47.6%	534	45.1%	202	17.1%	332	28.1%	586	228	38.9%
太賀二区	835	374	461	62	7.4%	375	44.9%	398	47.7%	164	19.6%	234	28.0%	417	150	36.0%
太賀三区	205	91	114	10	4.9%	86	42.0%	109	53.2%	58	28.3%	51	24.9%	105	39	37.1%
鍋山	937	399	538	89	9.5%	464	49.5%	384	41.0%	173	18.5%	211	22.5%	470	196	41.7%
朝霧	1,141	527	614	141	12.4%	574	50.3%	426	37.3%	188	16.5%	238	20.9%	507	179	35.3%
通谷一丁目	978	441	537	73	7.5%	440	45.0%	465	47.5%	170	17.4%	295	30.2%	557	297	53.3%
通谷二区	1,022	465	557	131	12.8%	506	49.5%	385	37.7%	187	18.3%	198	19.4%	480	177	36.9%
通谷三区	921	433	488	135	14.7%	454	49.3%	332	36.0%	159	17.3%	173	18.8%	385	115	29.9%
通谷四区	1,150	539	611	132	11.5%	642	55.8%	376	32.7%	234	20.3%	142	12.3%	503	155	30.8%
桜台	1,268	597	671	140	11.0%	671	52.9%	457	36.0%	250	19.7%	207	16.3%	549	158	28.8%
中央町	227	103	124	13	5.7%	115	50.7%	99	43.6%	59	26.0%	40	17.6%	118	49	41.5%
星ヶ丘	617	293	324	122	19.8%	387	62.7%	108	17.5%	72	11.7%	36	5.8%	262	96	36.6%
小計	10,484	4,811	5,673	1,134	10.8%	5,277	50.3%	4,073	38.8%	1,916	18.3%	2,157	20.6%	4,939	1,839	37.2%
中間市全体	42,907	19,980	22,927	4,740	11.0%	22,979	53.6%	15,188	35.4%	7,549	17.6%	7,639	17.8%	20,511	8,053	39.3%

資料:住民基本台帳(平成28年10月1日現在)

[自治会加入率]

(単位:世帯)

自治会名	平成24年度(H24.3月末現在)			平成29年度(H29.3月末現在)		
	加入世帯数(a)	総世帯数(b)	加入率(a)/(b)	加入世帯数(a)	総世帯数(b)	加入率(a)/(b)
太賀一区	448	580	77.2%	415	587	70.7%
太賀二区	335	419	80.0%	325	409	79.5%
太賀三区	90	115	78.3%	79	106	74.5%
鍋山	293	459	63.8%	267	478	55.9%
朝霧	343	493	69.6%	325	509	63.9%
通谷一丁目	251	559	44.9%	212	566	37.5%
通谷二区	324	467	69.4%	305	482	63.3%
通谷三区	283	365	77.5%	273	385	70.9%
通谷四区	337	469	71.9%	321	501	64.1%
桜台	351	510	68.8%	408	549	74.3%
中央町	68	113	60.2%	79	116	68.1%
星ヶ丘	240	291	82.5%	220	256	85.9%
小計	3,363	4,840	69.5%	3,229	4,944	65.3%
中間市全体	13,243	20,249	65.4%	12,373	20,574	60.1%

資料:安全安心まちづくり課市民協働係

(2) ワークショップによる課題

本市では、地域コミュニティの新しい形として、市民が主役となって地域づくりを行う「校区まちづくり協議会」を、平成25年度から平成28年度までに市内の6小学校区すべてに1箇所ずつ整備しました。

校区まちづくり協議会の設立に伴い6つの小学校区ごとに、校区まちづくり協議会が取り組むべき活動を見つけることを目的に「市民体験型研修（ワークショップ）」を開催し、その中で明らかとなった地域課題を報告します。

①校区まちづくり協議会設立年度

■校区まちづくり協議会の整備状況

発足年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
校区	③中間西校区	④中間校区	①底井野校区 ⑤中間北校区	②中間東校区 ⑥中間南校区

②調査フレーム

■第1回市民体験型研修

	テーマ	開催時期
①底井野校区まちづくり協議会	「知る」	平成27年3月25日
②中間東校区まちづくり協議会		平成28年6月27日
③中間西校区まちづくり協議会		平成24年12月10日
④中間校区まちづくり協議会		平成26年1月20日
⑤中間北校区まちづくり協議会		平成27年1月27日
⑥中間南校区まちづくり協議会		平成28年5月31日

■第2回市民体験型研修

	テーマ	開催時期
①底井野校区まちづくり協議会	「見る」	平成27年6月13日
②中間東校区まちづくり協議会		平成28年10月22日
③中間西校区まちづくり協議会		平成25年1月19日
④中間校区まちづくり協議会		平成26年2月1日
⑤中間北校区まちづくり協議会		平成27年2月14日
⑥中間南校区まちづくり協議会		平成28年7月30日

※③中間西校区まちづくり協議会では、平成25年2月13日に「見直す」のテーマでも市民体験型研修を開催した。

■第3回市民体験型研修

	テーマ	開催時期
①底井野校区まちづくり協議会	「描く」	平成27年8月27日
②中間東校区まちづくり協議会		平成28年11月29日
③中間西校区まちづくり協議会		平成25年3月13日
④中間校区まちづくり協議会		平成26年3月10日
⑤中間北校区まちづくり協議会		平成27年3月17日
⑥中間南校区まちづくり協議会		平成28年9月2日

③調査結果

各校区まちづくり協議会の「市民体験型研修（ワークショップ）」において、地域が抱えるさまざまな問題点や課題が出され、これら課題を解決するためのキーワードが整理されていますので、その結果を以下に述べます。

	課題解決に向けたプラン
①底井野校区まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会などの組織への加入促進 ○地域の交流（近所同士の交流・イベント） ○地域活動への住民参加 ○高齢者の見守り・老人会活動など的高齢者対策 ○環境整備（ゴミ・清掃活動） ○交通手段、買い物の利便性向上 ○防犯、防災、安全
②中間東校区まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会への加入促進 ○環境整備（ポイ捨て、犬猫のフン、清掃活動） ○高齢者対策（高齢者の見守り、孤独死防止、老人会活動の促進）
③中間西校区まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○人とのつながり ○高齢者支援 ○モラルの向上 ○独居老人の把握
④中間校区まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会加入率の低下・加入促進・活性化 ○買い物がされるまちに ○環境を良くする ○高齢者を見守り、孤独死をなくす ○住みやすい街づくり
⑤中間北校区まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○住民のマナー向上（ゴミ・犬猫のフン） ○自治会の加入促進 ○地域の交流（近所同士の交流・イベント） ○災害に強いまちづくり ○高齢者の見守り・老人会活動（孤独死防止） ○防犯力の向上（ふるさとみまわり隊）
⑥中間南校区まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会への加入促進 ○高齢者の見守り、孤独死防止、老人会活動の促進など的高齢者対策 ○防犯、防災、子どもの通学安全対策 ○環境整備（ポイ捨て、犬猫のフン、清掃活動） ○交通手段、買い物の利便性向上 ○地域の交流（近所同士の交流・イベント）

5 中間市における自助・互助、共助、公助の可能性について

市民アンケート調査や校区まちづくり協議会のワークショップ等を通じて、中間市民の多くが中間市に住み続けたい、もっと住みやすいまちになってほしいと感じていることがわかりました。しかしながら、住民同士のつながりは希薄化しており、近所づきあいが盛んなところでも、高齢化などの問題によって地域活動の継続が難しい状況となっています。

高齢者や障がいのある方、子どもなど、様々な年代、様々な人々が安心して地域で生活をしていくためには、住民が主体となって、地域でお互いに支え合う力を強めていくことが必要です。

中間市全体の傾向として、自治会活動そのものは活発であり、まとまりも良いが、一方で自治会加入率の低下や若年層の参加が少ないことなどが共通した課題としてあげられていました。

各自治会が目指すべき姿としては、年齢層に限定されず、交流の機会が多く、参加率も高い自治会や校区まちづくり協議会であり、中間市としては、様々なイベントや地域行事を通じた交流機会の充実や公共施設等を利用した活動促進を行っていく必要があるといえます。

■誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられるまちにするために■

自助・互助

- 挨拶や声かけをして、日頃から顔みしりに。
- 地域の行事には積極的に参加して知り合いを増やす。
- お年寄りや子ども、障がいのある方の見守りを心がける

共助

- 困っている方がいたら「たすけあい」の心で接する。
- 自治会・校区まちづくり協議会に出来るだけ参加して、情報を集める。

公助

- 子どもからお年寄りまで、住民が地域で安全で安心して生活できるよう、警察などの関係機関との連携を図り、防犯対策を充実させる。
- 有事の際には、迅速で正確な情報提供を行う。

また、災害時の対策についても本計画においては重要な課題となっています。

その中で最も重要となるのは、通常時からの住民同士の横のつながりや連携です。そのためには、声かけや挨拶などを通じて、どんな人が自分の近所に住んでいるのかなどをある程度把握しておく必要があります。

また、高齢者や障がいのある方など、避難行動要支援者（災害時要援護者）対策について、住民同士で話し合い、連絡体制を整備しておく必要もあります。今回実施した校区まちづくり協議会設立に向けた「市民体験型研修（ワークショップ）」等を地域で活かし、災害対策についての住民意識の醸成や共通認識などを高めていくことが重要といえます。

■中間市で災害が発生した時、必要なものとは■

自助・互助

- 水や食料、防災グッズなど、最低限の備えは自身でもしておく。
- 避難所や避難経路の確認を家族としておく。

共助

- 一人暮らしの方などへの援助について、事前にどのように行うのかを、自治会や近隣住民で話し合っておく。
- 避難訓練を定期的に行い、有事の際の行動や意識について、住民が共通認識を持つ。

公助

- 有事の際には、迅速で正確な情報提供を行う。
- 避難場所や避難経路などの安全性、備蓄等の状況について定期的な確認を行う。
- ハザードマップなどの定期的な見直しを行い、情報の更新と内容の周知を徹底する。

◆第3章 中間市の取り組み◆ (地域福祉計画)

1 基本理念

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、性別、年齢や健康状態などに関わらず、すべての市民が、住み慣れた地域でいきいきと、互いを尊重し合いながら、自分らしく暮らし続けることができるまち、必要な時にはお互いに助け合い、地域の課題を自分の問題として捉えることができるようなまちをめざして策定するものです。

そのため、「中間市地域福祉計画」の基本理念を以下のように設定します。

笑顔あふれる地域（まち）づくり

2 施策の体系

基本理念	基本目標	推進施策	具体的施策
笑顔あふれる地域（まち）づくり	みんながつながる 「なかま」	1. 思いやりの心を育てる	(1) 次世代育成のため 福祉学習・福祉教育機会の確保
		2. 心とところをつなぐ交流の促進	(2) 情報提供体制の充実
		3. ふれあいの居場所づくり	(3) 交流のための居場所づくりを支援 (4) 校区まちづくり協議会への支援
	みんなが 安心して暮らせる 「なかま」	1. 人にやさしいまちづくり	(1) 避難行動要支援者（災害時要援護者）支援制度の充実
		2. 関係機関のネットワーク強化	(2) 自主防災組織の育成・支援
		3. 支えあいの仕組みづくり	(3) 生活困窮者に対する自立支援 (4) 見守り活動の充実
		4. 適正な福祉サービスの確保	(5) 地域包括ケアシステムの構築 (6) 各個別計画の着実な遂行
	みんなが 心豊かになれる 「なかま」	1. 地域での福祉活動への参加促進	(1) 市民活動団体との連携強化 (2) 団体の活動状況等の情報提供
		2. こころもからだも健康増進への取り組み	(3) 生涯学習機会の確保 (4) 生きがいづくりの促進 (5) 健康教育等による健康増進

3 基本目標ごとの取り組み

（1）みんながつながる「なかま」

みんながつながる「なかま」を実現するために、中間市では地域福祉計画において、学校や生涯学習講座等と連携し、福祉学習や福祉教育の機会を増やし、人権教育等を進めることによって思いやりの心を育てていくとともに、公民館※事業等を通じて、住民同士が交流し、ふれあう機会の充実を推進していきます。また、すべての小学校区に「校区まちづくり協議会」が設立されたことから、住民が自分の住んでいる地域に対する関心を高め、地域の課題を自分自身の問題として捉えることができるよう、校区まちづくり協議会を支援するとともに、様々な取り組みを進めていきます。

また、地域福祉の実現のためには、住民自身による自助・互助や、関連団体等と連携して行う共助についても重要です。

そのため、住民や関連団体、事業所等についても行動目標を掲げ、地域福祉を推進していきます。

【地域住民の方は・・・】

自助	互助
<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会活動、校区まちづくり協議会への関心をもち、積極的に参加しましょう。 ● 世代間交流の機会を積極的にもちましょう。 ● 自分が住んでいる地域をもっと知りましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 挨拶を積極的に行いましょう。 ● 高齢者や子どもに対する見守り体制について、近所の方と話してみましょう。

【関連団体・事業所は・・・】

	共助
関連団体・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の行事やイベントに積極的に参加しましょう。 ● 地域住民との挨拶を積極的に行いましょう。 ● 事業内容や活動内容についての情報提供を積極的に行いましょう。
自治会	<ul style="list-style-type: none"> ● 若い世代も参加しやすい自治会づくりに取り組みましょう。

※公民館

市町村その他一定区域内の住民の為に、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行う施設。

(2) みんなが安心して暮らせる「なかま」

みんなが安心して暮らせる「なかま」を実現するために、中間市では地域防災計画第2章第7節「要配慮者対策計画」において具体的な施策を盛り込んでおり、地域福祉計画においても、避難行動要支援者（災害時要援護者）支援制度の認知度を高め、有事の際にも安全かつ迅速に避難ができるような体制づくりをすすめていきます。また、住民同士が災害時の対応について共通認識をもてるよう、自主防災組織の育成や支援を行うとともに、日常的な見守り活動の充実や介護が必要な状態の方や障がいのある方が安心して地域で暮らせるよう、医療機関や福祉施設等との連携を図り、地域における介護・介助の体制づくりを強化していきます。さらに、生活困窮者の自立支援を図るため、「市民生活相談センター」における相談事業や住居確保給付金、就労準備支援事業等を推進していくとともに、高齢者、障がい者等のための地域包括ケアシステムの推進に努めます。

また、地域福祉の実現のためには、住民自身による自助・互助や、関連団体等と連携して行う共助についても重要です。そのため、住民や関連団体、事業所等についても行動目標を掲げ、地域福祉を推進していきます。

【地域住民の方は・・・】

自助	互助
<ul style="list-style-type: none"> ● 自分の避難所がどこにあたるのか、前もって確認しておきましょう。 ● 災害時に必要と思われるものについては、ある程度自分自身でも備蓄しておき、定期的に確認しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 近所に援助を必要とする方などがいないか、確認しておきましょう。 ● 近所の人と、災害時などの対応について話す機会を持ちましょう。

【関連団体・事業所は・・・】

	共助
関連団体・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時等の避難経路、避難場所について、従業員や活動員で話し合しましょう。 ● 災害時等に地域住民に対して何が協力できるのか話し合ってみましょう。 ● 地域の避難訓練に積極的に参加し、地域住民とのつながりをもちましょう。
自治会	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的な避難訓練を行い、住民同士で災害時の共通認識をもつようにしましょう。

（3）みんなが心豊かになれる「なかま」

みんなが心豊かになれる「なかま」を実現するために、中間市では地域福祉計画において、市民活動団体や社会福祉協議会との連携を強化し、地域での福祉活動に住民が参加しやすい体制づくりに努めていきます。また、高齢者総合保健福祉計画や健康増進計画等関連計画を通じて、住民自身が自分の健康に関心を持ち、介護を必要な状態にならないような体制づくりや、健康診断の受診勧奨を行い、住み慣れた地域でいつまでも暮らせるような体制づくりを進めるとともに、子育て世帯等への正しい健康教育等を行い、子どもの頃からの正しい生活習慣づくりに取り組みます。さらに、市民一人ひとりがこころ豊かに暮らせるよう、生涯学習機会の確保に努め、生きがいづくりを促進するための各種事業に取り組みます。

また、地域福祉の実現のためには、住民自身による自助・互助や、関連団体等と連携して行う共助についても重要です。そのため、住民や関連団体、事業所等についても行動目標を掲げ、地域福祉を推進していきます。

【地域住民の方は・・・】

自助	互助
<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会座談会などに積極的に参加し、自分の住んでいる自治会の課題や問題点を知りましょう。 ● 人権問題への関心を持ちましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 虐待などが疑われる事例については、住民同士で話し合い、自治体や関連機関への連絡体制を整備しましょう。

【関連団体・事業所は・・・】

	共助
関連団体・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会座談会などに積極的に参加し、地域の課題や問題点を知りましょう。 ● あらゆる人権に配慮した事業・業務展開、活動展開を行いましょう。
自治会	<ul style="list-style-type: none"> ● 見守り隊や清掃活動等を通じて、地域住民の方とのつながりを持ちましょう。

4 生活困窮者自立支援方策について

【1】制度概要

生活困窮者の支援制度は、平成27年4月から始まりました。この制度は、生活全般にわたるお困りごとの相談窓口が全国に設置するものです。

働きたくても働けない、住む所がない、など、様々な相談の窓口となります。

相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行うことを目的としています。

【2】現状と課題

生活に困窮している人の背景には、勤労世代の収入の減少や高齢化による経済的困窮、社会的孤立などのさまざまな要因が複合的に絡んでいます。

生活困窮の問題解決には、多くの関係機関と連携することで、初めてその本質にたどり着くことが出来るものであり、現存する社会資源を適切に活用していくことが求められます。

このため他の専門機関と連携体制の強化など、生活困窮者の自立支援に向けた支援体制の整備が求められています。

【3】生活困窮者の把握等（情報と把握方法）

- ・ 関係機関との連携強化により、早期情報把握に努めます。
- ・ 地域のネットワークにより、早期発見に努め支援機関につなげます。
- ・ 地域の見守り活動との連携強化を図ります。
- ・ 相談窓口の周知を図ります。

【4】生活困窮者の自立支援に向けた方策

（1）生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施

①生活困窮者自立支援法に基づく支援

- ・ 市民生活相談センターの設置

本市では、平成27年4月から、総合的な相談窓口として「市民生活相談センター」を設置しました。

- ・ 自立相談支援事業

生活の困りごとや不安を抱えている人を対象に支援員が相談を受け、どの様な支援が必要か相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

- ・ 住居確保給付金

住居確保給付金は、離職または自営業の廃業により経済的に困窮し、住居を喪失した者または住居を喪失する恐れのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居および就労機会の確保に向けた支援を行います。

・就労準備支援事業

市民生活相談センターでの相談者の中で、就労に必要な実践的な知識、技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが乱れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない者に対して一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成の支援を行います。

・家計相談支援事業

市民生活相談センターでの相談者の中で、家計収支の均衡が取れていないなど、家計に課題を抱えている者に対して、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向け、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言等を行い、早期に生活が再生されるよう支援を行います。

・子どもの学習支援事業

貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもの対象として、学習支援、居場所の提供、進路相談、高校中退防止のための支援、親に対する養育支援、その他貧困の連鎖防止に資すると認められる支援を行います。

②関係機関・他制度、多様な主体による支援

市民生活相談センターでは、福祉事務所、ハローワーク、地域若者サポートステーション、社会福祉協議会など様々な関係機関と連携し、利用可能な社会資源（病院の無料・低額診療、生活福祉資金貸付制度等）の活用を模索します。

また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など地域のネットワークとの情報共有により、地域に対する日常的な見守りや支援の輪を広げていきます。

（2）生活困窮者支援を通じた地域づくり

つなげるしくみづくりとネットワークの構築

生活困窮者には、複合的な課題を抱え、家族や地域とのつながりをなくし孤立している人が多く、生活の困窮に苦しんでいる人々を早期に発見し、適切な支援につなげるネットワークの構築が重要です。現在、地域は再編の時期を迎えており、市民生活相談センターでは様々な団体と連携しながらネットワークの構築の支援を行っていくことを検討していきます。

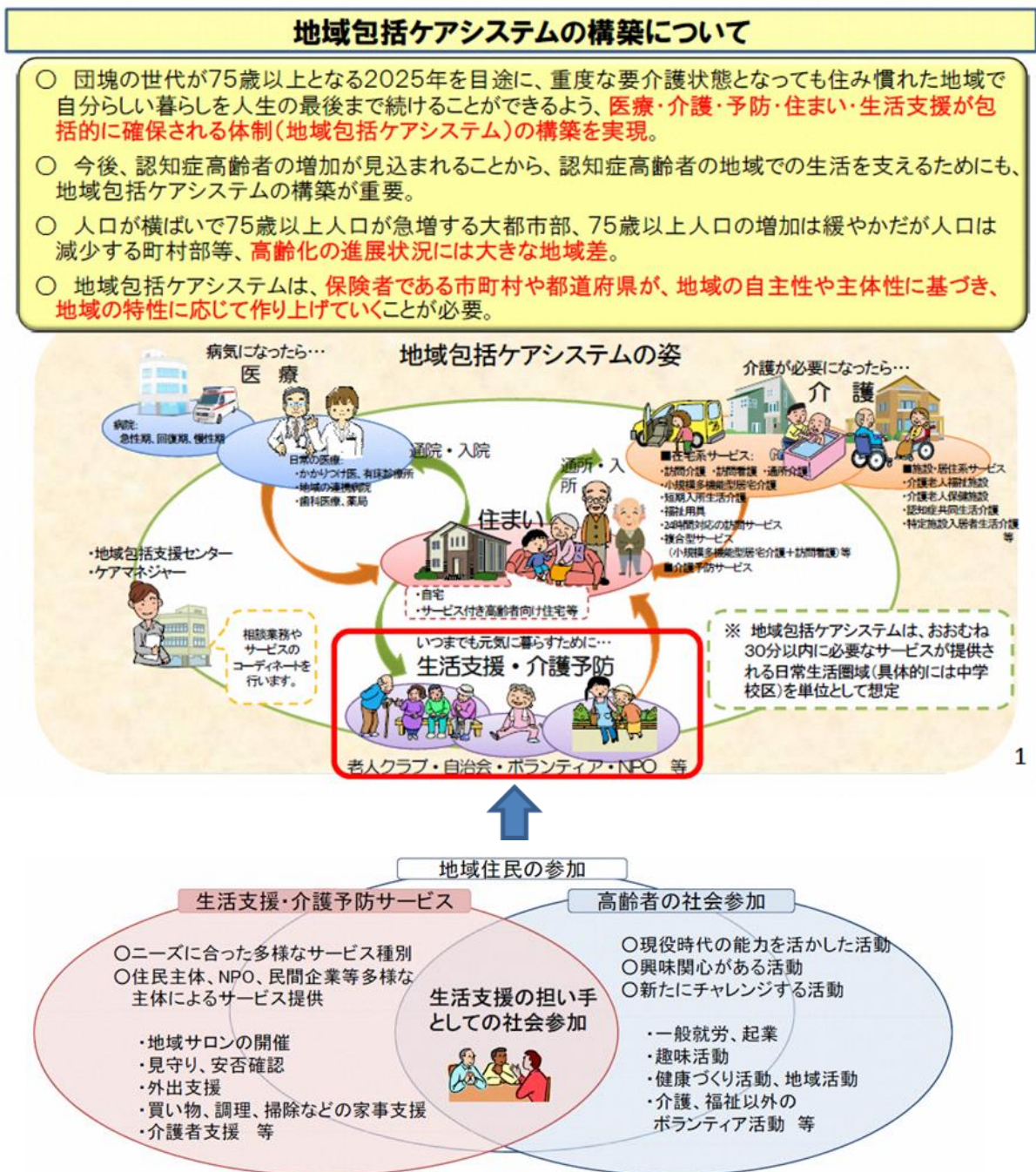
5 地域包括ケアシステムについて

【1】制度概要

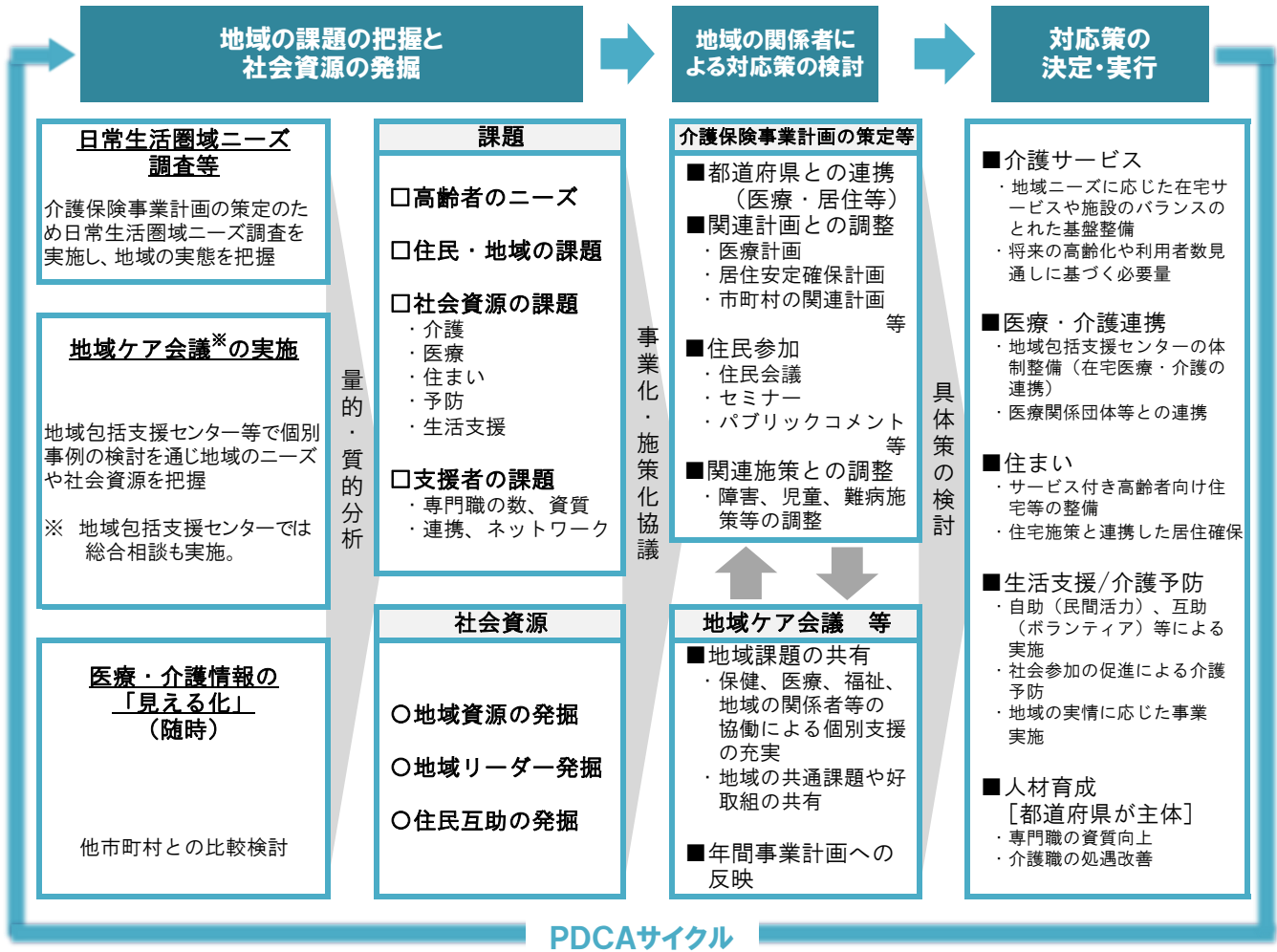
国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される『地域包括ケアシステム』の実現を目指しています。

本市においては、地域住民や様々な関係機関と連携を図りながら地域の特性に応じた同システムの構築を目指すとともに、将来的には障がい者や子どもを含む、地域のすべての住民のための仕組みとして、すべての住民の関わりにより実現するよう目指します。

■地域包括ケアシステムのイメージ



■市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセス（概念図）



【2】地域包括ケアシステム構築のための重点的な取り組み

(1) 第1号介護予防支援事業

要支援者及び基本チェックリストによって事業対象の基準に該当した者が、要介護状態になる事を可能な限り防ぎ、また、要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐため、適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、その目標の達成に向け、介護予防・生活支援サービス事業等のサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な支援に努めます。

(2) 総合相談支援・権利擁護業務

- ①高齢者やその家族の相談に応じ、訪問による実態把握、保健医療、社会福祉等の情報の提供、必要なサービスとの連携など関係機関との連絡調整を行います。
- ②虐待の防止及び早期発見のための普及啓発を行います。
- ③地域の関係者と連携を図り、消費者被害防止に努めるとともに、必要時には成年後見制度活用に向けた支援を行います。
- ④権利擁護の普及啓発を目的とした研修会等を開催します。

※地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

（3）包括的・継続的ケアマネジメント業務

地域の介護支援専門員と関係機関との連携・協力の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行うため「中間市内ケアマネネットワークの会」、「包括ケア研修会」を開催します。

（4）増加する認知症高齢者への対応

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、地域支援推進員^{※(1)}による相談対応等を行い、認知症の方本人の意思が尊重され、可能な限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域の構築を推進します。

（5）在宅医療・介護連携の推進

地域の医療・介護関係者間の情報の共有や会議の開催、在宅医療・介護研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進します。

（6）介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じて、既存の介護事業所による既存のサービスに加え、地域の多様な主体を活用して、多様なサービスを充実させることにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指す事業です。本市では、平成28年10月から新しい総合事業へ移行し、現行の予防給付相当のサービスに加え、緩和された基準によるサービス等、充実したサービスの提供を行います。また、第1号被保険者の全ての方及びその支援のための活動に関わる者を対象にした一般介護予防事業を実施し、要介護状態になっても、生きがいや役割をもって生活できる地域の実現を目指し、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施に努めます。

（7）生活支援体制の整備

生活支援コーディネーター^{※(2)}の配置や協議体の設置等により、担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進します。

（8）地域ケア会議の推進

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進します。

※(1) 地域支援推進員

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行うもの。

※(2) 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たすもの。

◆第4章 社会福祉協議会の取り組み◆ (地域福祉活動計画)

1 社会福祉協議会の取り組み

「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、唯一法律上に規定されている団体が社会福祉協議会です。社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする様々な事業の企画・実施等を行い地域の皆さんとともに、地域に根ざした活動を展開していきます。

1 取り組みの体系

基本目標	推進施策	具体的施策	活動・事業
みんながつながる「なかま」	(1) 思いやりの心を育てる	①次世代のための福祉学習 ・福祉教育の機会の確保	○赤い羽根キッズクラブの設立 ○校区まちづくり協議会との連携 ○民生委員・児童委員との連携 ○自治会連合会との連携 ○児童・生徒対象の福祉学習 ○社協だよりによる啓発活動 ○ホームページの活用
		②情報提供体制の充実	○地区座談会の開催 ○相談窓口啓発パンフレットの配布 ○地区福祉活動計画の策定推進 ○地域総合福祉会館の活用 ○社協だよりなどによる情報提供
	(2) 心とところをつなぐ交流の促進	③交流のための居場所づくり支援	○ひきこもり支援センター ○地域総合福祉会館 ○学童保育 ○親子ひろばリンク ○パルハウスぼちぼち ○認知症対応型通所介護事業「そよかぜ」 ○ボランティアセンター ○在宅介護者のつどい
	(3) ふれあいの居場所づくり	④ - 1 ふれあいの充実	○ふれあい・いきいきサロン ○子育てサロン ○出前健康教室 ○サロンお世話人研修会 ○地域福祉セミナー
		④ - 2 移動手段の確保	○福祉バスの運行 ○移動支援事業 ○車イス等福祉用具無料貸出
		⑤校区まちづくり協議会への支援	○事業ごとに校区まちづくり協議会と連携

第4章 社会福祉協議会の取り組み（地域福祉活動計画）

基本目標	推進施策	具体的施策	活動・事業
みんなが安心して暮らせる「なかま」	(1) 人にやさしいまちづくり	①避難行動要支援者（災害時要支援者）支援制度の充実 ②自主防災組織の育成・支援	○災害ボランティア養成研修 ○災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施 ○近隣市町村社協との連携・共同事業の実施 ○高齢者見守り活動との連携 ○災害時活動資材の整備 ○災害見舞金の実施
	(2) 関係機関のネットワーク強化	③生活困窮者に対する自立支援	○市民生活相談センターとの連携 ○相談事業の強化 ○相談員研修の開催 ○資金貸付相談の受付 ○日常生活自立支援事業の活用 ○心配ごと相談の活用（法律相談） ○心の相談窓口の活用（カウンセリング） ○障害者相談支援事業
	(3) 支えあいの仕組みづくり	④見守り活動の充実	○見守り（見回り）活動との連携 ○地域座談会等での啓発活動 ○社協だよりなどによる啓発活動
		④-1体制の整備	○校区まちづくり協議会との連携 ○福祉委員の設置推進 ○福祉問題調査活動(福祉マップづくり)の推進 ○福祉委員研修の実施 ○福祉会設置推進 ○福祉小座談会の開催 ○コミュニティソーシャルワーカーの配置
	(4) 適正な福祉サービスの確保	⑤地域包括ケアシステムの構築	○地域包括支援センターとの連携 ○市民生活相談センターとの連携
		⑥各個別計画の着実な遂行	○フォーマル・インフォーマル各関係機関・団体との連携 ○相談事業の強化 ○日常生活自立支援事業 ○成年後見支援センター ○法人後見事業の推進 ○市民後見人養成と活用 ○健康運動指導事業 ○高齢者在宅生活支援事業 ○配食サービス ○認知症対応型通所介護事業所「そよかぜ」

基本 目標	推進施策	具体的施策	活動・事業
みんなが心豊かになれる「なかま」	(1) 地域での福祉活動への参加	①市民団体との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○校区まちづくり協議会との連携 ○民生委員・児童委員との連携 ○自治会連合会との連携 ○ボランティア団体との連携
		②団体の活動状況等の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○地区座談会の開催 ○声の広報事業 ○広報紙等による情報提供
	(2) ころもからだも健康増進への取り組み	③生涯学習機会の確保	○ふれあい・いきいきサロン
		④生きがいづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○出前健康教室 ○地域福祉セミナー
		⑤健康教育等による健康増進	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関・団体との連携 ○健康運動指導事業

2 具体的な事業・活動内容

社会福祉協議会が現在実施している事業及び今後実施を計画している取り組みごとに、その具体的な内容や財源、実施年度、主な協力・助成団体を以下に記載します。

基本目標1 みんながつながる「なかま」

(1) 思いやりの心を育てる

① 次世代のための福祉学習・福祉教育の機会の確保

No.	事業・活動	内 容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	受託金		
1	赤い羽根キッズクラブの設立	子どもたちによる共同募金を通じたボランティア活動	○			新規	市内の児童
2	校区まちづくり協議会との連携	情報交換、連絡調整、事業協力	○			継続	校区まちづくり協議会
3	民生委員・児童委員との連携	情報交換、連絡調整、事業協力	○			継続	民生委員・児童委員
4	自治会連合会との連携	情報交換、連絡調整、事業協力	○			継続	自治会連合会
5	児童・生徒対象の福祉学習	福祉のしおり等を用いた啓発	○			継続	中間市
6	社協だよりによる啓発活動	福祉関連情報を取りまとめ隔月発刊（全戸配布）	○			継続	—
7	ホームページの活用	福祉関連情報のネットを用いた配信	○			継続	—

財源欄の「自主」「補助金」「受託金」とは、以下のようなものを表しています。

- ◆自主：会費収入、寄付金収入、共同募金配分金収入、介護保険事業収入、公益事業収入など
- ◆補助金：中間市からの補助金収入など
- ◆受託金：中間市から委託事業を請け、その事業の経費としていただいている受託金収入

②情報提供体制の充実

No.	事業・活動	内容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	受託金		
1	地区座談会の開催	小地域（小学校区）における連携強化、情報交換を推進する	○			新規	中間市 校区まちづくり協議会
2	相談窓口啓発パンフレットの配布	さまざまな機会を活用したPR	○			新規	—
3	地区福祉活動計画の策定推進	校区単位での地区福祉活動計画の策定を目指す	○			新規	校区まちづくり協議会
4	地域総合福祉会館の活用	福祉関係の会場等として情報発信の場として活用する			○	継続	—
5	社協だよりなどによる情報提供	関連団体や施設への配布	○			継続	—

(2) 心とところをつなぐ交流の促進

③交流のための居場所づくり支援

No.	事業・活動	内容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	受託金		
1	ひきこもり支援センター	ひきこもりで悩んでいる本人、家族からの相談を受け支援する	○			新規	中間市
2	地域総合福祉会館	福祉のまちづくりを推進していく拠点として活用する	○		○	継続	中間市
3	学童保育	保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後生活の場を提供し、その健全な育成を支援する			○	継続	中間市
4	親子ひろばリンク	ことばやからだの発達に気がかりのある児童の成長・発達のために支援する			○	継続	中間市

第4章 社会福祉協議会の取り組み（地域福祉活動計画）

No.	事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自 主	補 助 金	受 託 金		
5	パルハウスぼち ぼち	障がいのある方や家族が地域で自立した生活が送れるよう支援する			○	継続	中間市
6	認知症対応型 通所介護事業所 「そよかぜ」	軽度の認知症者の要支援者等が、自立した日常生活を営むために必要な日常生活上の支援及び機能訓練支援を行う	○	○		継続	中間市
7	ボランティアセ ンター	ボランティアセンターでの活動を支援する	○			継続	中間市
8	在宅介護者の つどい	在宅で介護をされている家族の方々を対象に、気分転換や生活で役立つ情報を得ること、参加者同士の交流を深めることを目的に行う	○			継続	中間市

（3）ふれあいの居場所づくり

④ - 1 ふれあいの充実

No.	事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自 主	補 助 金	受 託 金		
1	ふれあい・いきいきサロン	高齢者の加齢に伴う心身機能の低下を予防し、住み慣れた地域で、生活が送れるように、発足時や講師派遣等の活動時の支援をする	○			継続	中間市
2	子育てサロン	子育て中の親子の仲間づくりや情報交換と子育てに関する講習の場を提供することにより、子育て中の親の孤立や虐待の予防に努める			○	継続	中間市

No.	事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自 主	補 助 金	受 託 金		
3	出前健康教室	運動することによって日常生活の活性化と地域住民のコミュニケーションを図ることを目的とし、自治会の依頼により健康運動指導士等が地域に出向いて出前健康教室を開催する	○			継続	自治会連合会 いきいきサロン
4	サロンお世話人研修会	サロンの開催補助を行う人材養成を行う	○			継続	—
5	地域福祉セミナー	「なかまの風だより塾」等の各種福祉講演を開催する	○			継続	—

④ - 2 移動手段の確保

No.	事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自 主	補 助 金	受 託 金		
1	福祉バスの運行	地域総合福祉会館への市内送迎バスを運行する			○	継続	中間市
2	移動支援事業	移動が困難な障がいのある方の支援を行い地域での自立生活及び社会参加を促す			○	継続	中間市
3	車イス等福祉用具無料貸出	車イス等の福祉用具を無料で貸出す	○			継続	—

⑤ 校区まちづくり協議会への支援

No.	事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自 主	補 助 金	受 託 金		
1	事業ごとに校区まちづくり協議会との連携	校区まちづくり協議会が市内6校区に設立され、今後は、協議会と連携を図りながら社協事業の展開をはかる	○			新規	校区まちづくり協議会

基本目標2 みんなが安心して暮らせる「なかま」

（1）人にやさしいまちづくり

- ①避難行動要支援者（災害時要支援者）支援制度の充実
- ②自主防災組織の育成・支援

No.	事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自 主	補 助 金	受 託 金		
1	災害ボランティア養成研修	災害時に中心となって活動可能な人材を養成していく	○			継続	—
2	災害ボランティアセンター設置 ・運営訓練の実施	災害時を想定し、対応マニュアルの整備及び災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施する	○			新規	中間市 民生委員・児童委員 自治会連合会 校区まちづくり協議会
3	近隣市町村社協との連携・共同事業の実施	広域的な協力体制を構築するため連携・共同事業の実施を模索する	○			新規	近隣市町村社協
4	高齢者見守り活動との連携	高齢者見守り活動への支援を行い、災害時迅速に対応が取れる様に連携を図る	○			継続	中間市 民生委員・児童委員 自治会連合会
5	災害時活動資材の整備	災害時活動資材について、事前に確保し備蓄に努める また、市内業者等と災害時の連携体制を構築していく	○			新規	中間市
6	災害見舞金の実施	家屋が全焼、全壊または流失した世帯に対し、見舞金を支給する	○		○	継続	福岡県共同募金会

③生活困窮者に対する自立支援

No.	事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自 主	補 助 金	受 託 金		
1	市民生活相談センターとの連携	生活困窮者に対する自立支援を、市民生活相談センターと連携しながら実施していく	○			継続	市民生活相談センター
2	相談事業の強化	相談支援事業を強化し、地域へのアウトリーチに努める	○			継続	—
3	相談員研修の開催	相談員スキルアップを図るため研修会を開催する	○			継続	—
4	資金貸付相談の受付	福祉資金の貸付相談を実施する			○	継続	福岡県社会福祉協議会
5	日常生活自立支援事業の活用	認知症、知的障がい、精神障がいにより判断能力に不安を持つ方に対し福祉サービス利用手続きや日常的な金銭管理等の援助をする			○	継続	福岡県社会福祉協議会
6	心配ごと相談の活用（法律相談）	家庭内の相談や相続問題、土地に関する問題、こどもに関する問題など弁護士が相談に応じる	○			継続	福岡県弁護士会
7	心の相談窓口の活用（カウンセリング）	生活上で生じるストレスや悩みなどを専門家に相談する	○			継続	産業カウンセラー協会
8	障害者相談支援事業	障がい者やその家族の日常生活でのさまざまな相談を受け必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用等の支援を行う	○		○	継続	中間市

第4章 社会福祉協議会の取り組み（地域福祉活動計画）

④見守り活動の充実

No.	事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自 主	補 助 金	受 託 金		
1	見守り（見回り） 活動との連携	民生委員・児童委員や自治会連 合会で実施されている見守り（見回 り）活動との連携を図る	○			新規	民生委員・児童委員 自治会連合会
2	地域座談会等で の啓発活動	座談会（自治会単位）等で地域の 支えあいに関する啓発を行う	○			新規	自治会連合会 校区まちづくり協 議会
3	社協だよりなど による啓発活動	福祉問題調査結果などを社協だよ りで紹介する	○			新規	—

④－1 体制の整備

No.	事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自 主	補 助 金	受 託 金		
1	校区まちづくり 協議会との連携	校区単位での組織連携の強化を図る	○			新規	校区まちづくり協 議会
2	福祉委員の設置 推進	福祉委員の設置を推進する	○			新規	—
3	福祉問題調査活 動(福祉マップづ くり)の推進	各区（小学校区）におけるマップ づくりの実施する	○			新規	—
4	福祉委員研修の 実施	福祉委員の事業内容の研修する	○			新規	—
5	福祉会設置推進	地域の代表者による福祉会設置を 推進する(活動支援・助成)	○			新規	—
6	福祉小座談会の 開催	小地域（小学校区）における連携 強化、情報交換を推進する	○			新規	—
7	コミュニティソ ーシャルワーカ ー※の配置	地域の 福祉力を高めるための育 成・支援や新たなサービスの開発 などに取り組み福祉のネットワー クをつなげる	○			新規	—

※コミュニティソーシャルワーカー

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化とい
った地域支援を行うもの。

（4）適正な福祉サービスの確保

⑤地域包括ケアシステムの構築

⑥各個別計画の着実な遂行

No.	事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自 主	補 助 金	受 託 金		
1	地域包括支援センターとの連携	地域包括支援センターとの連携により、支援を必要としている対象の把握を図る	○			継続	地域包括支援センター
2	市民生活相談センターとの連携	市民生活相談センターとの連携により、支援を必要としている対象の把握を図る	○			継続	市民生活相談センター
3	フォーマル・インフォーマル各関係機関・団体との連携	市内及び近隣市町村の事業所・団体等との連携を強化し支援体制の充実を図る	○			継続	中間市及び近隣市町村
4	相談事業の強化	幅広いニーズ把握のため、アウトリーチを強化する	○			継続	—
5	日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がいにより判断能力に不安を持つ方に対し福祉サービス利用手続きや日常的な金銭管理等の援助する			○	継続	福岡県社会福祉協議会
6	成年後見支援センター	成年後見制度の利用などについて相談を受ける。また、必要に応じて関係機関と連携を図り支援する	○	○		継続	中間市
7	法人後見事業の推進	判断能力が不十分で、法律行為による意思決定が困難な方について社協が後見人等を受任し必要な意思決定を支援する	○			継続	中間市 家庭裁判所

第4章 社会福祉協議会の取り組み（地域福祉活動計画）

No.	事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自 主	補 助 金	受 託 金		
8	市民後見人養成 と活用	市民の目線で後見活動を行うこ とを目指す市民後見人を養成し 活動できる場を提供する	○	○		継続	中間市
9	健康運動指導事 業	自らの健康レベルに応じた運動 で、健康づくりを行う			○	継続	中間市
10	高齢者在宅生活 支援事業	65歳以上で非課税の要介護者等 に対し紙おむつを給付する			○	継続	中間市
11	配食サービス	安否確認を必要とする65歳以上 の高齢者のみの世帯に属する人 のうち、食事の確保が困難である と認められる人に配食サービス を行う			○	継続	中間市
12	認知症対応型通 所介護事業所「そ よかぜ」	軽度の認知症者の要支援者等が、 自立した日常生活を営むために 必要な日常生活上の支援及び機 能訓練支援を行う	○	○		継続	中間市

基本目標3 みんなが心豊かになれる「なかま」

（1）地域での福祉活動への参加促進

① 市民団体との連携強化

No.	事業・活動	内容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	受託金		
1	校区まちづくり協議会との連携	校区まちづくり協議会との連携を強化する	○			新規	校区まちづくり協議会
2	民生委員・児童委員との連携	民生委員・児童委員との連携を強化する	○			継続	民生委員・児童委員
3	自治会連合会との連携	自治会連合会との連携を強化する	○			継続	自治会連合会
4	ボランティア団体との連携	ボランティア団体との連携を強化する	○			継続	ボランティア団体

② 団体の活動状況等の情報提供

No.	事業・活動	内容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	受託金		
1	地区座談会の開催	地区座談会を開催し、団体の活動状況等の情報を提供する	○			新規	校区まちづくり協議会 自治会
2	声の広報事業	市や社協発行の広報等を音訳、CD・録音テープを作成し、視覚障がい者が社会生活上必要な地域の情報を取得できるよう支援する			○	継続	中間市
3	広報紙等による情報提供	社協だより等による団体の活動情報を提供する	○			継続	—

（2）こころもからだも健康増進への取り組み

- ③生涯学習機会の確保
- ④生きがいづくりの促進
- ⑤健康教育等による健康増進

No.	事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自 主	補 助 金	受 託 金		
1	ふれあい・いきいきサロン	高齢者の加齢に伴う心身機能の低下を予防し、住み慣れた地域で、生活が送れるように、発足時や講師派遣等の活動時の支援をする	○			継続	中間市
2	出前健康教室	運動することによって日常生活の活性化と地域住民のコミュニケーションを図ることを目的とし、自治会の依頼により健康運動指導士等が地域に出向いて出前健康教室を開催する	○			継続	—
3	地域福祉セミナー	「なかまの風だより塾」等の各種福祉講演を開催する	○			継続	—
4	関係機関・団体との連携	生涯学習機会の確保、生きがいづくりの促進のため、関係機関・団体との連携を強化する	○			継続	中間市
5	健康運動指導事業	自らの健康レベルに応じた運動で、健康づくりを行う			○	継続	中間市

3 小地域福祉活動※の取り組み

（1）小地域（小学校区）における福祉活動の取り組み

①福祉委員活動の設置の推進

近年、様々な要因により地域のつながりが希薄化している時代であり、私たちが住む地域のことを知ることが難しい状況の中で、子どもからお年寄りまで生活の中から発生する問題や課題は膨らんでいくばかりです。

それを解決していくためには、住民一人ひとりが地域に目を向け、そこにあるいろいろな問題を皆さんで考え解決する必要があります。また、現在、民生委員児童委員などがその担い手として地域で活躍していますが、職務の多様化により人材の確保も難しくなっています。民生委員児童委員などと共に福祉委員が新たな地域の担い手として活動するようになれば安心して暮らせる福祉のまちづくりにつながります。

②地区座談会（小学校区）の開催

よりよい地域社会を作るには、住民の皆さん自らが地域の現状を把握し「住みたい」「住んでみたい」「住みやすい」地域の将来像を考え、それに向かって実践していくことが必要です。

地区座談会とは、例えば「小地域」ごとに住民の皆さんが1カ所に集まって、地域の現状や課題(いいところや困りごとなど)を話し合っ理解し、地域の将来の形を考え合う場のことです。地区座談会で出たことは「地区福祉活動計画」に反映されるので、自分たちが住みたい地域の将来像を実現する手がかりとなります。

③福祉問題調査活動(福祉マップづくり)

福祉マップとは、独り暮らしの高齢者や障がいのある方、妊婦の方など、「避難行動要援護者（災害時要援護者）」とよばれる方と、その方達に避難時に声かけを行ったり、日頃手助けをしてくれる「支援者」の方などの情報を書き込み、災害時にはもちろん、平常時の見守りにも役立てることを目的として作成する地図のことです。なるべく多くの住民の皆さんに、「福祉課題とは、自分たちの地域や生活の中にある課題である」ということを実感していただくため、身近な課題がどうしたら改善されていくかを考えて、福祉問題調査活動(福祉マップづくり)を推進します。

また、福祉マップの作成により、地域内の要援護者等の把握を行い、地域の見守り体制、災害時の支援の整備につなげます。

※小地域福祉活動

住民の顔が見える日常生活圏を基礎に行われる住民のさまざまな福祉活動の総称。

《福祉マップ作成までの流れ（想定）》

●福祉問題調査員を選定する

福祉委員、民生委員・児童委員、自治会、老人会、婦人会、子ども会、障がいのある方、ボランティアなどいろいろな立場の人に呼びかけ、地域の多くの方々に参加いただくと、よりよい調査ができます。

●日程を調整して調査する

日程を合わせて、皆さんと一緒に地域を見て回れば、住民同士の交流にもつながります。

調査の際には、チェック表や地図を持って、良い点や問題点を記入しながら回ります。気になる所があれば写真を撮って記録します。

＜地域の福祉問題チェック表＞

1. ごみなどが捨てられていて、残念だなと思う所
2. 花などがきれいに咲いていて、きれいだなと思える所
3. 子どもたちが元気に遊べる所
4. 子どもたちが遊んだら危ないと思う所
5. 子どもが飛び出して交通事故の危険性が考えられる所
6. 高齢者が歩いたり車イスでの移動が大変だと思える所
7. 近所の人がちょっと集まって話ができそうな所
8. 夜になると暗くて危ない所
9. いろんな情報をお知らせするのに便利な掲示板
10. 高齢者(80歳以上)の方がおられるお宅
11. 民生委員・児童委員、福祉委員のお宅
12. 防火用水(水利)の場所
13. その他気付いた所

●地図のチェックとマップづくり

調査後、点検済みの地図を持ち寄り、模造紙などの大きな紙に、見やすくわかりやすい福祉マップを作ります。気になったところこの写真はもちろん、世帯数や人口など参考になるデータなども記載しておきます。

●みんなでつくり上げた福祉マップをもとに、問題解決の方法を話し合い、改善できるように計画を立てます。

●年度末には再点検を

年度末には改善された点などを話し合い、改善されなかった点などは次年度の地区福祉活動計画に盛り込んでいきます。

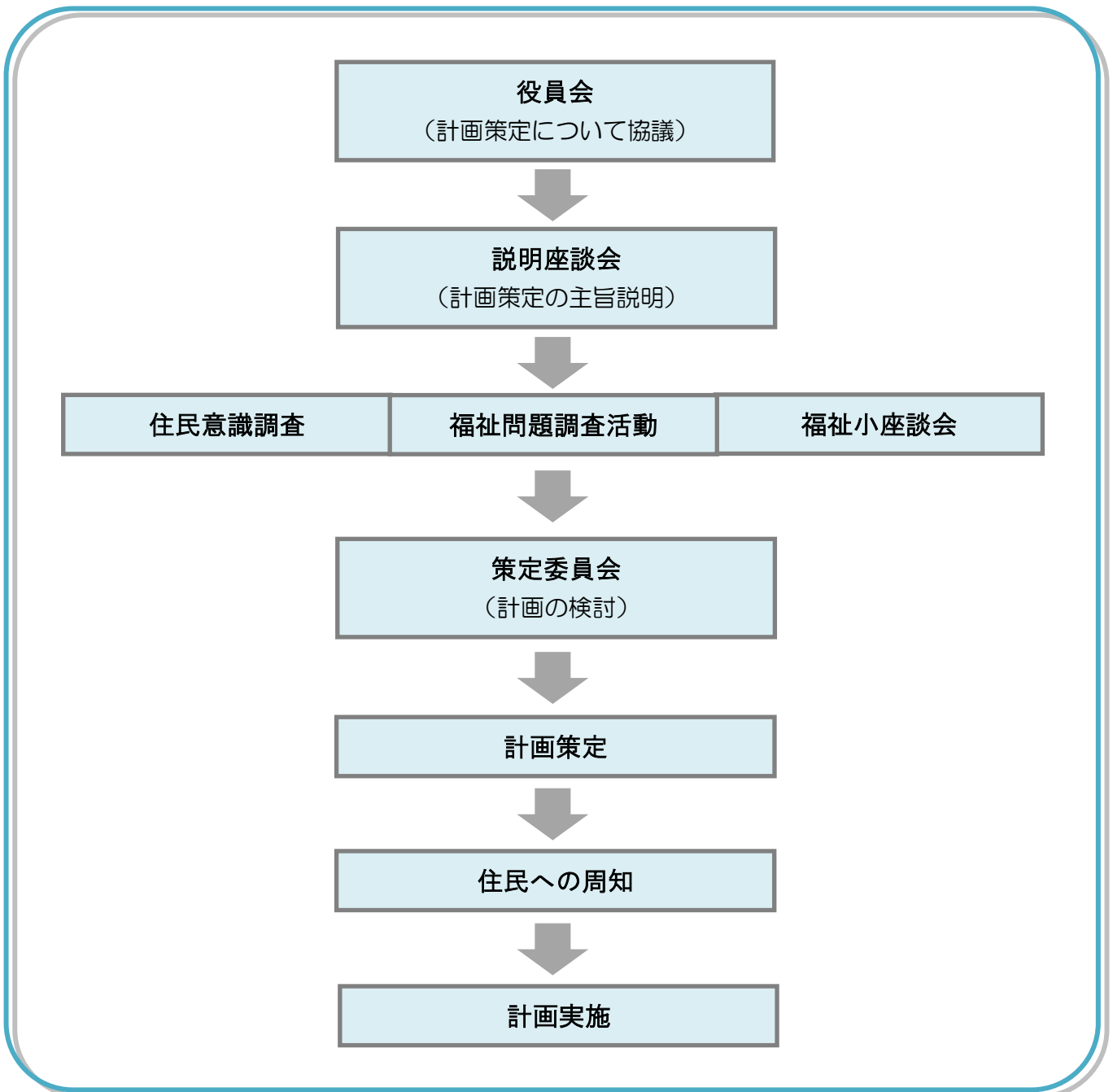
（2）地区福祉活動の取り組み

地域福祉活動については、地区担当職員(コミュニティソーシャルワーカー)を配置し、福祉委員の設置・研修や各関係機関及び団体等との連携を強化するとともに、地域の実情に合った活動を展開、推進します。

（3）地区福祉活動計画をつくろう

社会福祉協議会では、『第2期中間市地域福祉計画・地域福祉活動計画』を契機に、地域（小学校区単位ごと）において、各地区の活動に根ざした、よりきめ細かな活動計画の作成の支援を実施します。

《計画策定の流れ（想定）》



4 社会福祉協議会の基盤強化の取り組み

（1）経営基盤を整えよう

①役員・評議員等活動充実と法人の健全経営

No.	事業・活動	内容	実施年度
1	役員活動の充実	安定した経営をめざし研修会等の実施	継続
2	評議員活動の充実	地域福祉活動、社協活動の充実に向けての研修会等の実施	継続
3	コンプライアンスの徹底	社協運営理念、法令、社協諸規程の遵守	継続

②職員育成と職員体制の充実

No.	事業・活動	内容	実施年度
1	職員育成研修の充実	職種、職務、経験別育成研修の充実職場外研修受講及び職場内研修の充実	継続
2	職員の福祉資格取得促進	福祉資格（社会福祉士、相談支援相談員など）取得費助成・支援制度の実施	継続
3	専門職員の配置の充実	地域福祉事業、在宅福祉事業を推進するために専門職員（地域福祉コーディネーターなど）の配置の充実	継続

③財政基盤の強化

No.	事業・活動	内容	実施年度
1	社協会員の拡大	賛助会員の加入促進	継続
2	赤い羽根共同募金運動の推進	共同募金運動の趣旨の理解を図り、募金運動を推進する	継続
3	補助金の確保	安定した社協運営のため市からの補助金を確保する	継続
4	寄附金の確保	寄附の募集	継続
5	基金の積立・運用	福祉サービスを安定・継続的に提供できるよう目的別の基金積立と運用	継続

◆第5章 計画の進行管理◆

1 計画の進行管理

(1) 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民自身です。住み慣れた地域で支え、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画の推進にあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たし、協働しながら計画を推進していくことが重要となります。

①住民の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として、ボランティアなどの社会活動に自ら積極的かつ主体的に参画することに努めます。

②福祉サービス事業者及びNPOの役割

福祉サービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、住民が福祉へ参加するための支援、福祉のまちづくりへの参画に努めます。

③社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において、住民や各種団体、行政との調節役としての役割を担います。

④行政の役割

行政は、住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。それを果たすために、社会福祉協議会やボランティア団体などと相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

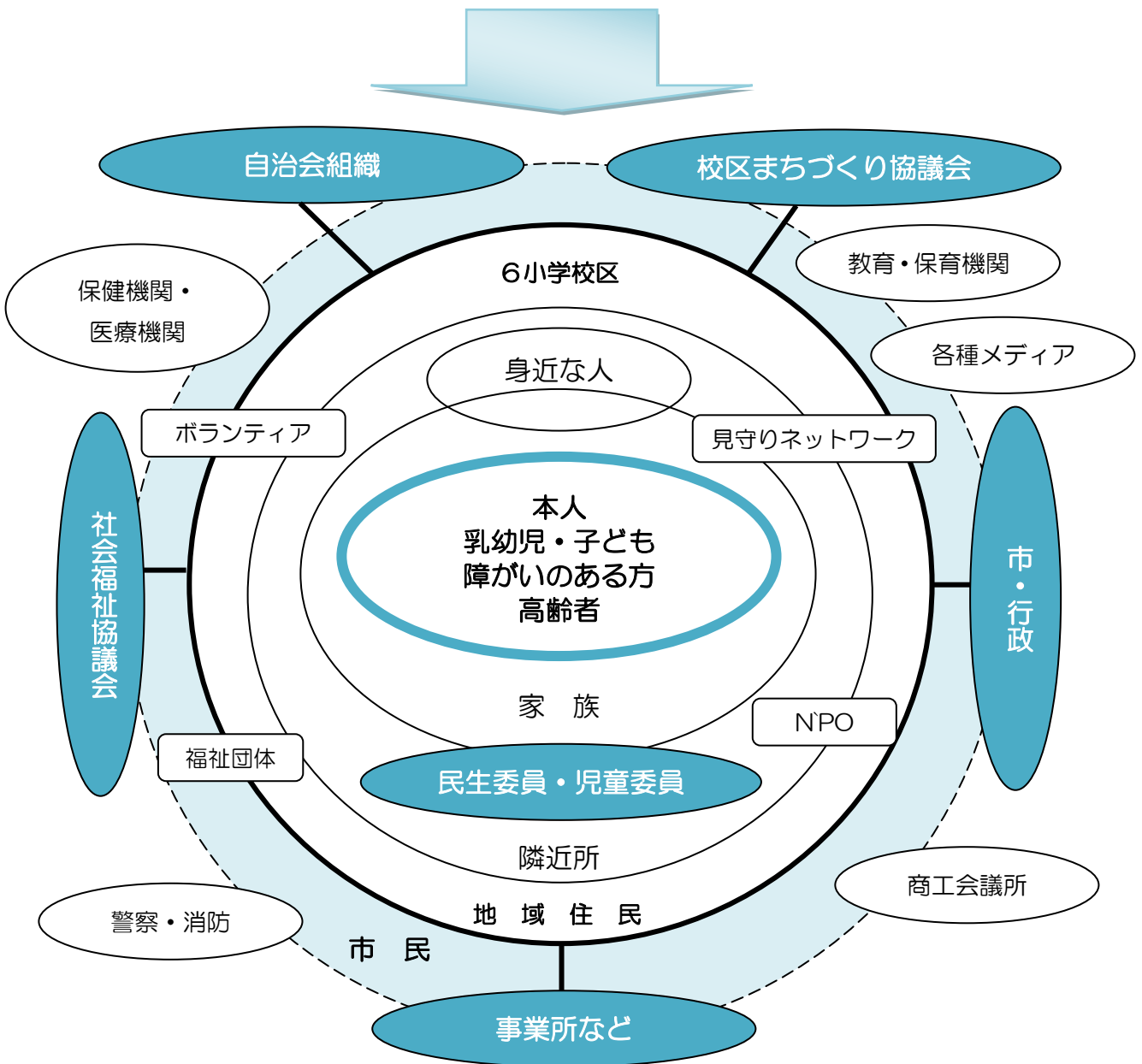
また、地域福祉の推進にあたっては、全庁的な取り組みが必要なことから、関係各課からなる組織を設置し、庁内各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策の推進を図ります。

⑤市と社会福祉協議会との連携

「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、唯一法律上に規定されている団体が社会福祉協議会です。社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする様々な事業の企画・実施・連絡調整、組織化活動、福祉活動への住民参加を勧める事業等に取り組んでおり、本市の地域福祉の中核的な担い手として、なくてはならない団体です。

このため、この計画に基づく地域福祉の推進にあたっては、市と社会福祉協議会が車の両輪のように緊密に連携を取りながら進めていきます。

笑顔あふれる地域（まち）づくり



(2) 計画推進の方策

①計画の周知

本計画を推進するためには、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の主体である市民一人ひとりに、本計画の内容を理解される必要があります。このため、本市や中間市社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等を通じて、市民への周知、普及に努めます。

②計画推進体制の整備

- 庁内関係各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一丸となり、各種事業の効率的な推進を図ります。
- 地域の関係団体との連携のためのネットワークを確立し、各種事業の効率的な推進を図ります。
- 庁外の進行管理組織として、関係団体等や学識経験者などから構成される、「中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、計画の進行管理に努めていきます。

③計画の評価

- 施策の進行状況について、関連事業等の進捗状況を計画の中間年度に確認します。
- 計画の評価は、庁内関係各課及び庁外の委員会で行います。

◆ 參考資料 ◆



1 第2期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員名簿

(敬称略・50音順)

氏名	所属又は推薦団体等	役職
池田 久紀	中間市自治会連合会	会長
大塚 弘子	中間市婦人会	東校区長
鬼崎 信好	久留米大学 文学部 社会福祉学科	教授
小林 哲治	中間市民生委員児童委員協議会	書記
鶴戸 正晴	中間市老人クラブ連合会	事務局次長
中尾 淳子	中間市議会	議員
中村 明生	一般社団法人 遠賀中間医師会	中村整形外科医院院長
西内 憲子	一般公募	
平野 政彦	社会福祉法人 中間市社会福祉協議会	会長
藤本 悦子	中間市母子寡婦福祉会	会長
藤澤 冬美	中間市ボランティア連絡協議会「もやいの会」	会長
桃園 貴功	一般社団法人 遠賀中間歯科医師会	ももぞの歯科クリニック院長
森 茂樹	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	社会福祉課長
安田 明美	中間市議会	議員

2 中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 中間市地域福祉計画及び中間市地域福祉活動計画（以下これらを「計画」という。）の策定に関し必要な協議をするため、中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（役割）

第2条 委員会は、計画策定に必要な市民意識調査項目及び計画策定に関する諸事項について検討又は審議し、本市に対して適切な助言を行うものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、選出する。

- （1）学識経験者及び有識者
- （2）公募により選出された市民
- （3）地域福祉団体の代表者
- （4）保健、医療又は福祉関係団体の代表者
- （5）社会活動団体関係者
- （6）前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員長は、委員の互選により選出を行い、副委員長は、委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の説明又は意見を聴くことができる。

（費用弁償）

第7条 委員が会議に出席したときは、費用弁償として日額3,500円を支給する。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉支援課に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第44号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

3 中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 中間市地域福祉計画及び中間市地域福祉活動計画（以下これらを「計画」という。）の進行管理等を行うため、中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）計画の進捗状況を確認すること。
- （2）計画の進行管理に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、地域福祉に関して必要と認めること。

（組織）

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

- （1）学識経験者及び有識者
- （2）公募により選出された市民
- （3）地域福祉団体の代表者
- （4）保健、医療又は福祉関係団体の代表者
- （5）社会活動団体の代表者
- （6）前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、選任された日から計画の執行期間の満了日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員長は委員の互選により選出を行い副委員長は、委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（費用弁償）

第7条 委員が会議に出席したときは、費用弁償として日額3,000円を支給する。

（事務局）

第8条 委員会の事務局は、保健福祉部福祉支援課に置く。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉支援課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 この要綱の施行後、最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成28年1月29日告示第9号）

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

4 策定経過

日時	内容
平成 28 年 2 月 12 日（金）	第 1 回中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画推進委員会 1 地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況について ①行政の施策（公助）の状況 ②社会福祉協議会（活動計画）の状況 ③地域（自助・互助）の状況 2 中間市地域福祉計画・地域福祉活動計画策に関するスケジュール（案）について
平成 28 年 3 月 24 日（木）	第 2 回中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画推進委員会 1 第 1 回推進会議の会議録について 2 「中間評価結果と今後の予定（案）」について
平成 28 年 12 月 21 日（水）～ 平成 29 年 1 月 31 日（火）	中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定のためアンケート調査（市民意識調査）
平成 29 年 4 月 27 日（木）	第 1 回中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員会 1 中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画について 2 中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査報告について 3 今後のスケジュールについて
平成 29 年 6 月～ 平成 29 年 7 月	中間市地域福祉計画・活動中間市地域福祉計画策定のためアンケート調査（事業所・団体意識調査）
平成 29 年 8 月 24 日（木）	第 2 回中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員会 【報告事項】 1 第 2 期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員会（第 1 回）議事録の公開について 2 地域福祉に関する事業所アンケート調査結果について 3 地域福祉に関する団体アンケート調査結果について 4 校区まちづくり協議会に係るワークショップの結果について 【協議事項】 1 第 2 期中間市地域福祉計画（素案）の検討について
平成 29 年 10 月 19 日（木）	第 3 回中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員会 【報告事項】 1 第 2 期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員会（第 2 回）議事録の公開について 【協議事項】 1 第 2 期中間市地域福祉計画（素案）の修正について 2 第 2 期中間市地域福祉活動計画（素案）について

日時	内容
平成 29 年 12 月 21 日 (木)	第 4 回中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員会 【報告事項】 1 第 2 期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員会 (第 3 回) 議事録の公開について 【協議事項】 1 第 2 期中間市地域福祉活動計画 (骨子) について
平成 30 年 1 月 16 日 (火) ~ 平成 30 年 2 月 20 日 (火)	パブリックコメント 市民意見 2 人 33 件
平成 30 年 2 月 22 日 (木)	第 5 回中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員会 【報告事項】 1 第 2 期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員会 (第 4 回) 議事録の公開について 【協議事項】 1 パブリックコメントの実施結果について
平成 30 年 3 月 15 日 (木)	中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画の答申

5 関係団体の状況について

(1) 中間市ボランティアセンター登録団体

<団体登録>

NO	団体	人数	主な活動内容
1	伝統芸道場なかま	12	上演・演奏活動(バナナの叩売り、南京玉すだれ)
2	フラダンス宍戸教室	14	上演・演奏活動(フラダンス)
3	ロゴス腹話術研究会北九州支部	8	上演・演奏活動(腹話術)
4	北九中間マジック	2	上演・演奏活動(手品)
5	中間ハーモニカ同好会	15	上演・演奏活動(ハーモニカ)
6	日本民踊舞踊さくの会	10	上演・演奏活動(民踊、舞踊)
7	クラウドナインオブミュージック	1	上演・演奏活動(サクソ)
8	ハーモニック・バルとオカリナ青い鳥	6	上演・演奏活動(男声4部合唱、器楽演奏)
9	サンクス	7	上演・演奏活動(器楽演奏)
10	オカリナ「游」	11	上演・演奏活動(オカリナ演奏)
11	中遠ろうあ協会	20	手話
12	中間手話の会	15	手話
13	中間点字の会	12	点訳
14	なかま音訳の会	11	音声訳
15	中間市老人クラブ連合会ふれあいの会	111	声かけ、話し相手
16	すみれの会	22	折紙製作
17	中間市視覚障害者の会「つばさの会」	53	福祉に関する啓発活動
18	四季の絵手紙 たんぽぽの会(B)	11	絵手紙製作
19	大人の朝読(なかま新聞塾)	9	活字離れをなくす活動
20	でんしょばと	10	絵本の読み聞かせ、パネルシアター
21	読み聞かせボランティア「おはなし玉手箱」	12	絵本の読み聞かせ
22	絵日記～太陽の子	11	文章、絵日記指導
23	読み聞かせグループ YUME	5	絵本の読み聞かせ、ブラックパネルシアター、エコアート作り
24	ほくほく夢ネット「つぼみ」	20	絵本の読み聞かせ
25	中間市子育て支援キューピー	14	託児、保育サポーター養成
26	ほくほく子育てサポート隊	46	子育てサポート
27	中間小学校読書ボランティアどんぶらこ	19	絵本の読み聞かせ、人形劇
28	南力ナリーズ	4	絵本の読み聞かせ
29	なかまおもちゃライブラリー「ポップ」	9	おもちゃ遊びと貸し出し、おもちゃの制作
30	ミュージック・クラブ	2	読み聞かせ、合唱指導、音楽鑑賞
31	中間市食生活改善推進会「緑の会」	62	調理実習・講習
32	千寿中間「つくし」	6	健康づくり
33	E-Active	7	学習指導(英語)

NO	団体	人数	主な活動内容
34	清掃美化ボランティアの会	5	環境美化活動
35	中間市 EM 普及会	15	EM の製造、EM を利用した環境浄化活動
36	なかまの環境を良くする会	28	環境保全
37	中間ほたる・メダカの会	98	ほたる・メダカを通じての環境保全
38	中間市を花いっぱいにする会	19	市内各所で花植え、管理

(2) 中間市内NPO法人の状況

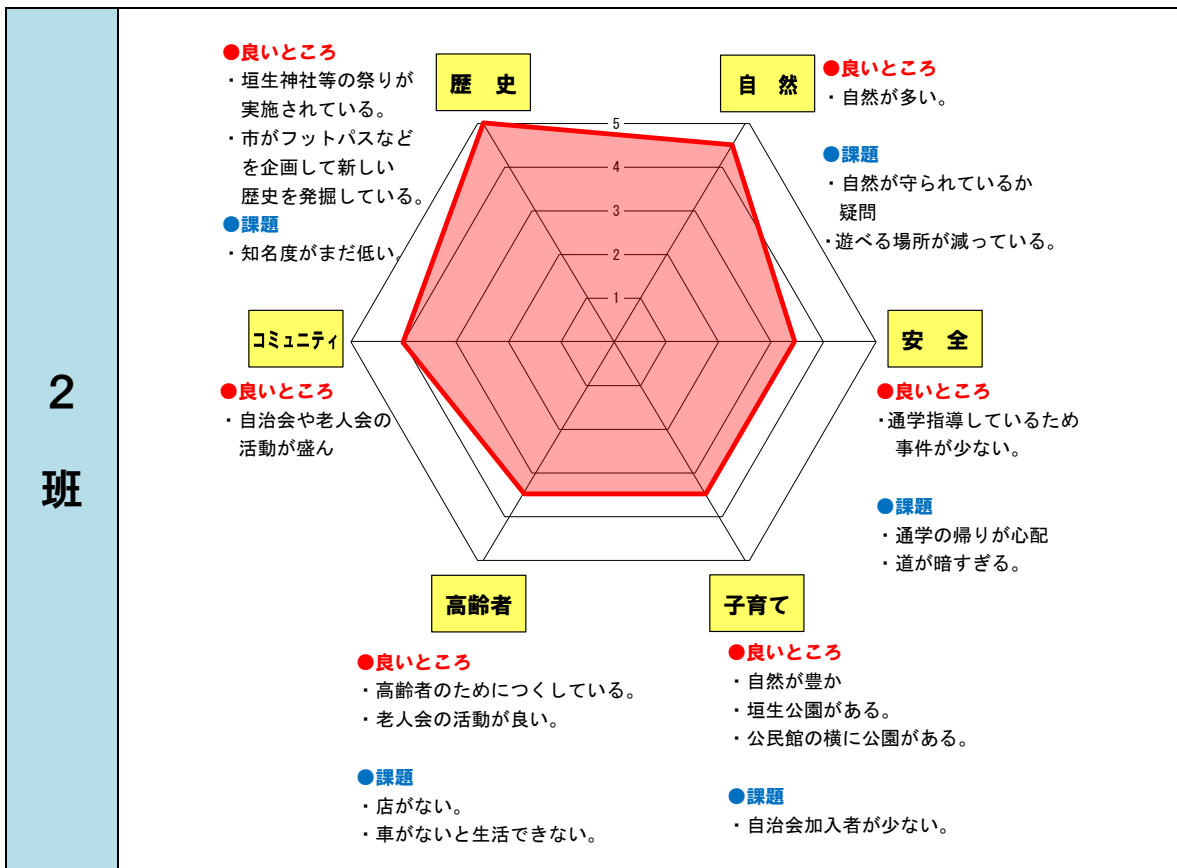
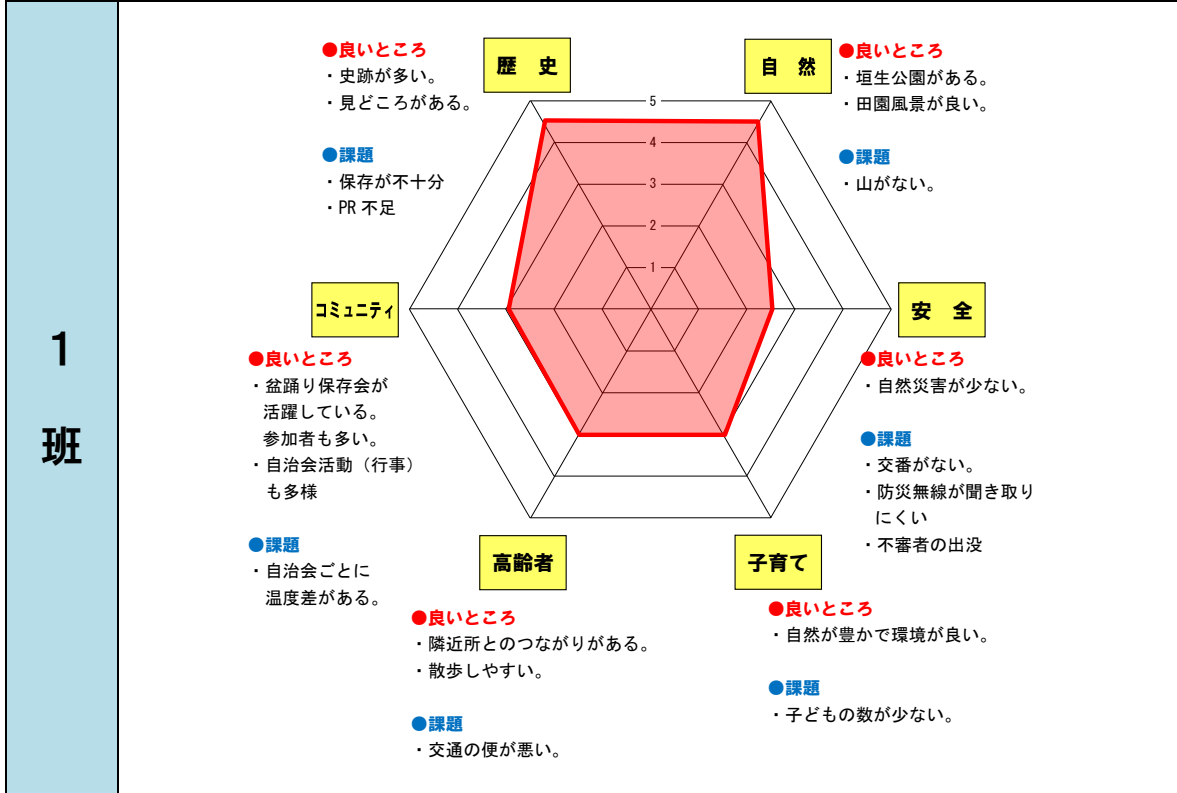
<NPO法人>

NO	名称	認証年月日	目的
1	メモリーサポートなかま	平成 16 年 9 月 8 日	生前死後の各種手続き・生前契約の普及
2	にじの会	平成 20 年 12 月 3 日	障がい者福祉
3	ひかりのさと	平成 21 年 1 月 5 日	介護支援
4	子どもの発達支援を考える会 一歩	平成 24 年 5 月 29 日	子どもの発達支援促進
5	Heart・full Pro.	平成 25 年 4 月 10 日	語学スクール事業
6	colour	平成 27 年 6 月 24 日	スポーツ・文化活動推進
7	中間市地域活性化協議会	平成 29 年 2 月 2 日	地域活性化
8	中間市観光まちづくり協議会	平成 29 年 4 月 21 日	観光による地域活性化・まちづくり
9	グループリビング 21	平成 17 年 8 月 3 日	社会人生涯教育講演・ボランティア活動
10	さくら	平成 14 年 1 月 31 日	介護支援（グループホーム）
11	こっとな倶楽部	平成 14 年 3 月 8 日	男女共同参画
12	なかま福祉会	平成 15 年 3 月 27 日	障がい者福祉・女性の地位向上

6 校区まちづくり協議会ワークショップの結果

(1) 底井野小学校区

<地域の良いところと課題（現状）>



3
班

- **良いところ**
 - ・ 垣生公園
 - ・ 神社が多い。

歴史

自然

- **良いところ**
 - ・ 緑が多い。

- **課題**
 - ・ 害虫が多い。
 - ・ 朝の車の騒音

コミュニティ

- **良いところ**
 - ・ 地域行事の参加率が良い。

- **課題**
 - ・ 自治会に加入する人が少ない。

安全

- **課題**
 - ・ 街灯が少ない。
 - ・ 交番がない。
 - ・ 信号がない。

高齢者

- **課題**
 - ・ 交通が不便
 - ・ 医療機関が少ない。

子育て

- **課題**
 - ・ 遊び場がない。
 - ・ 核家族が多い。

- **良いところ**
 - ・ 古い遺跡がある。

歴史

自然

- **良いところ**
 - ・ 公園が整備されている。

- **課題**
 - ・ 地域の人が（地域の歴史を）知らない。

- **課題**
 - ・ 市が自然を軽視しているのでは

コミュニティ

- **良いところ**
 - ・ 子ども会や自治会活動がある。
 - ・ あいさつ運動がある。

安全

- **良いところ**
 - ・ ふるさとみまわり隊

- **課題**
 - ・ 変質者の出没

高齢者

- **良いところ**
 - ・ 福祉施設が建ってきた。

- **課題**
 - ・ 見守り隊の充実

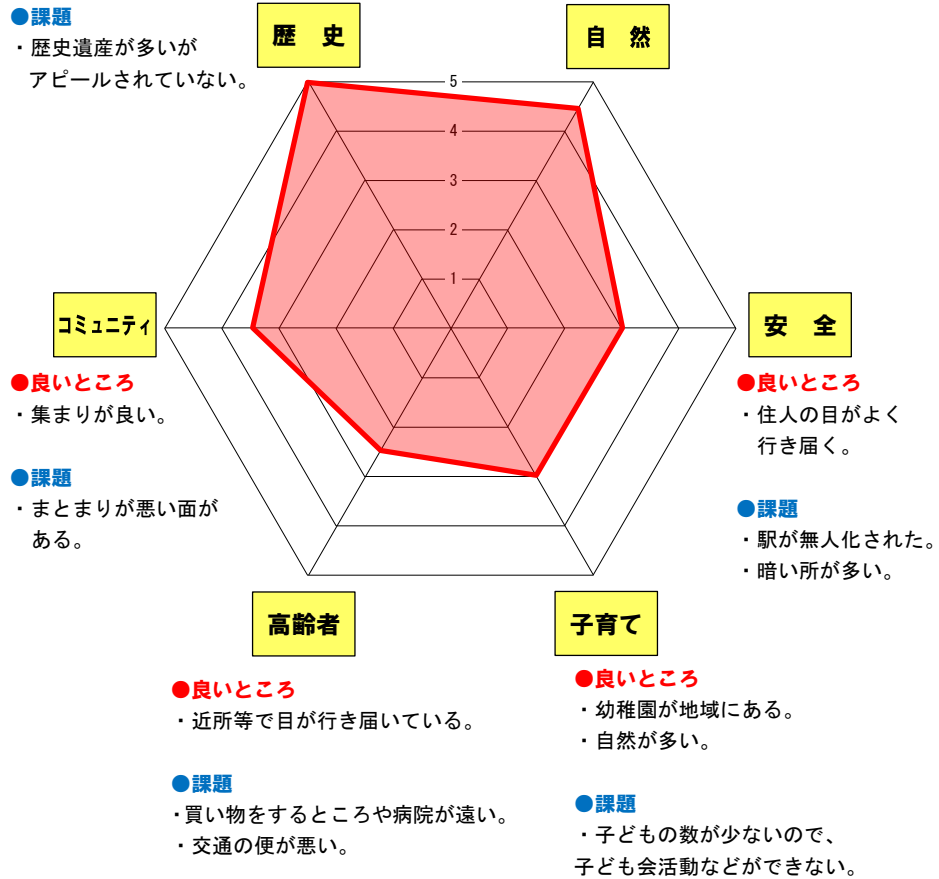
子育て

- **良いところ**
 - ・ 幼稚園がある。

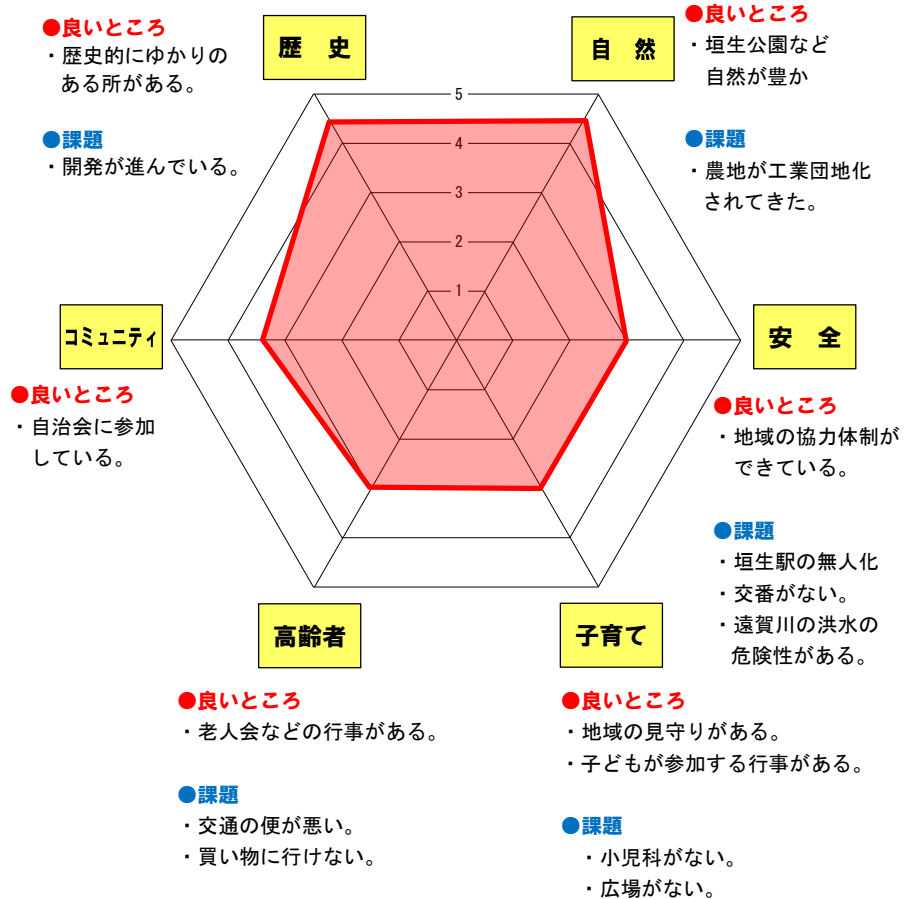
- **課題**
 - ・ 少子化
 - ・ 携帯電話の普及による悪影響

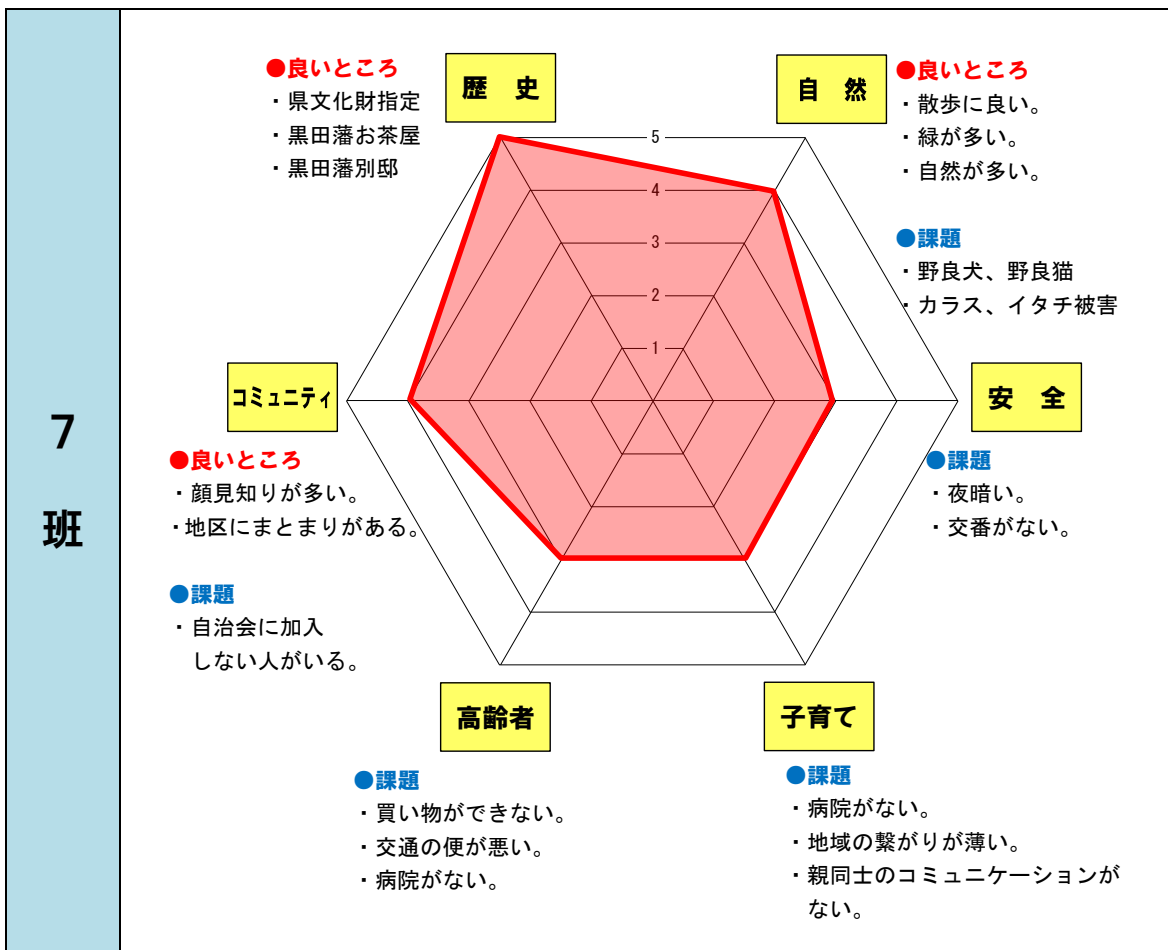
4
班

5
班



6
班





<地域の問題点や課題>

これまでの研修で、地域が抱えるさまざまな問題点や課題をみなさんから出していただきました。これらを集約・整理したものが、次の22項目の課題カードです。

課題カード

※太字はキーワード

- ① 地域の見回りパトロール（**ふるさとみまわり隊**）を強化すべきだ。
- ② 飼い主のマナーを徹底し、**犬猫のフン**のないきれいなまちにすべきだ。
- ③ みんなが参加し、地域のまとまりができる**イベント**を実施すべきだ。
- ④ **敬老会**活動を活発にすべきだ。
- ⑤ 夜道が暗い場所があるので、**防犯灯**の設置を充実すべきだ。
- ⑥ **自治会へ加入**して、地域への関心を持つべきだ。
- ⑦ 独居老人の把握や見守り（**高齢者見守り隊**）を徹底すべきだ。
- ⑧ 風水害や地震などの**災害に強いまち**とすべきだ。
- ⑨ **犯罪のないまち**にすべきだ。
- ⑩ 定期的な**清掃活動**（草刈り）を行い、美しいまちを維持すべきだ。
- ⑪ **交通手段**（バスなど）の充実を図るべきだ。
- ⑫ 子ども（**小・中学生**）が参加できる**イベント**を増やすべきだ。
- ⑬ 子どもが安心して遊べる**公園の管理**（遊具の整備・草刈り等）をすべきだ。
- ⑭ **自然や緑**があふれる街並みにすべきだ。
- ⑮ 隣近所が声を掛け合い、**孤独死**が発生しないまちにすべきだ。
- ⑯ 地域の**史跡や文化遺産**をアピールすべきだ。
- ⑰ 所有者一人ひとりが**空き家や空き地**の管理・草刈りを徹底すべきだ。
- ⑱ **近所同士**の交流を深め、活気ある地域にすべきだ。
- ⑲ **道路**（歩道）の段差や車の通行が多い危険な個所（車道）は改善を図るべきだ。
- ⑳ 災害時に、高齢者や障がい者など**災害弱者**を気遣い合うまちにすべきだ。
- ㉑ **ごみ**のポイ捨て禁止やごみ出しのマナーを徹底すべきだ。
- ㉒ **買い物**の不便をなくすべきだ。

この項目の中から班のメンバーそれぞれが、関心の高い3項目を選び、それを班でキーワードごとにとめました。

<地域の課題解決に向けたプラン>

これまでの研修で、地域の課題について話し合っていたところ、これらの課題を解決するキーワードが7つにまとまりました。

「長期目標」として、これらの課題を解決するための活動を校区まちづくり協議会で行っていきます。

- ① 自治会などの組織への加入促進
- ② 地域の交流（近所同士の交流・イベント）
- ③ 地域活動への住民参加
- ④ 高齢者の見守り ・老人会活動などの高齢者対策
- ⑤ 環境整備（ゴミ・清掃活動）
- ⑥ 交通手段、買い物の利便性向上
- ⑦ 防犯、防災、安全

<地域の各自治会でされている主な行事や、今後、校区まちづくり協議会の事業として行えそうな行事>

各自治会でやっている行事を書き出して、主なものをまとめました。各自治会で取り組みが行われているこれらの行事を参考に、今後、「短期・中期目標」として、校区まちづくり協議会で取り組む事業を決めていくこととなります。

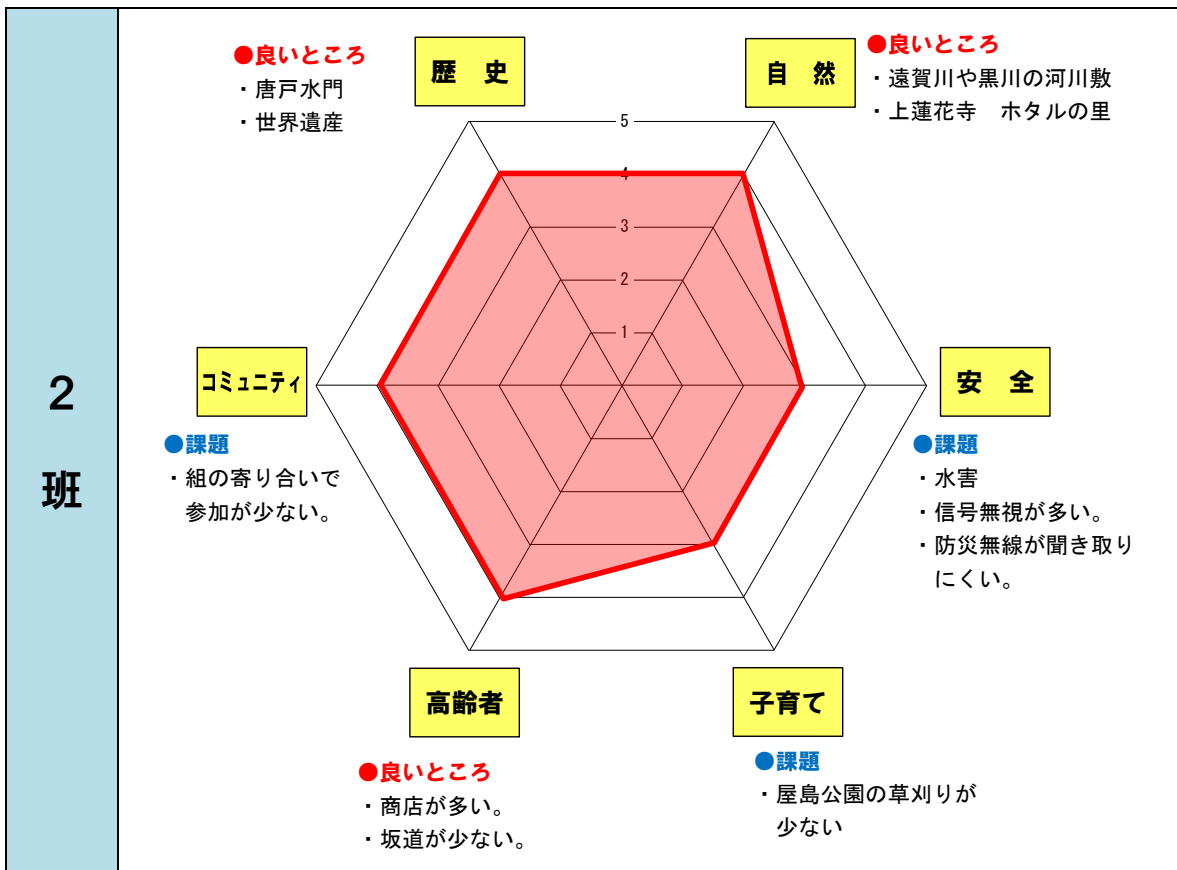
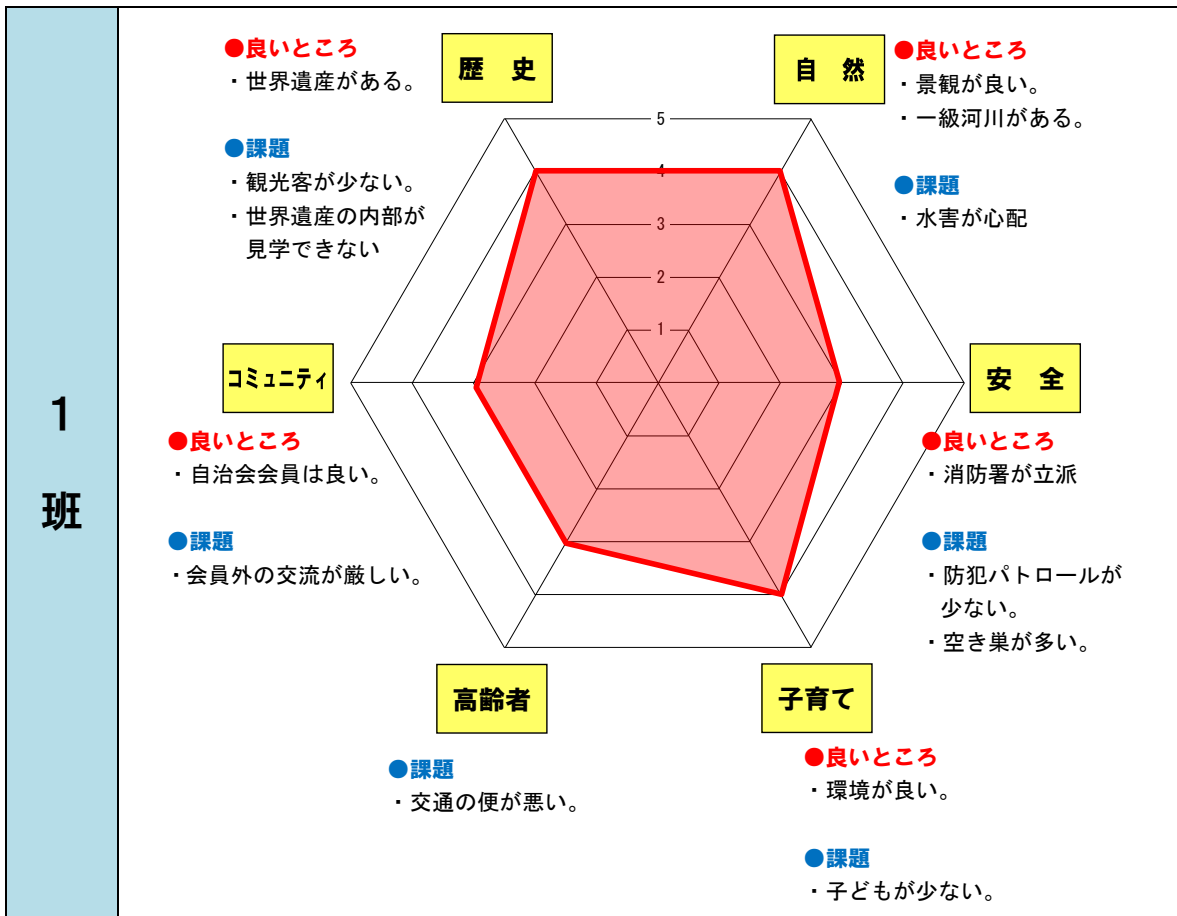
●ふるさとみまわり隊 (防犯パトロール)	●清掃活動	●文化祭
●運動会	●盆踊り	●廃品回収
●おまつり・イベント	●カラオケ大会	●焼肉大会

<地域のスローガン（目標）>

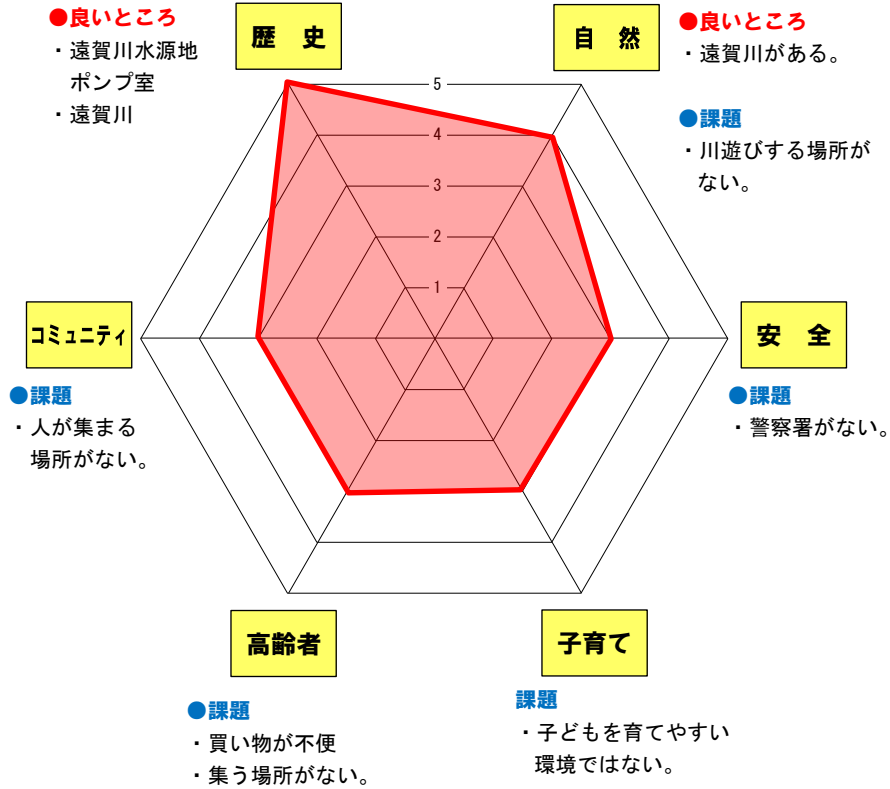
1班	・みんなが元気に活動する底井野校区
2班	・住民が全てに積極参加できる底井野校区
3班	・若者が住み良い底井野校区
4班	・全員参加できれいな町底井野校区
5班	・人と人とのつながりが生活を豊かにする底井野校区
6班	・笑顔が集まる底井野校区

(2) 中間東小学校区

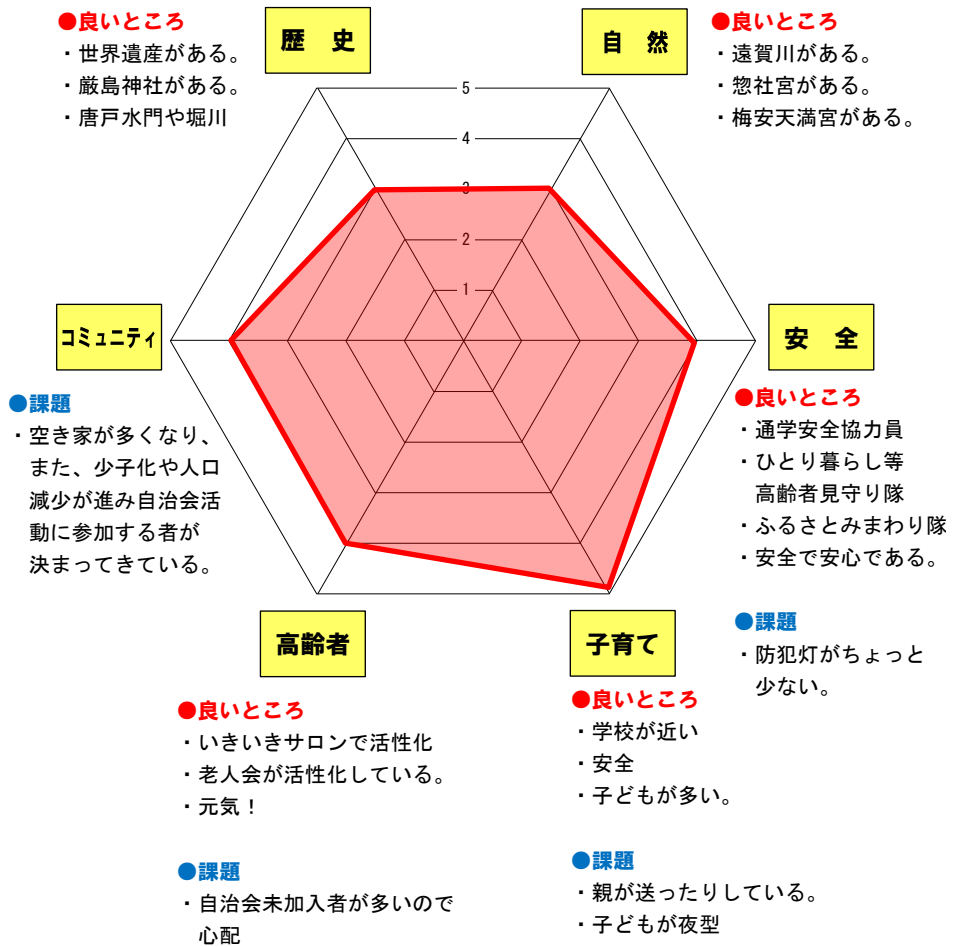
<地域の良いところと課題（現状）>



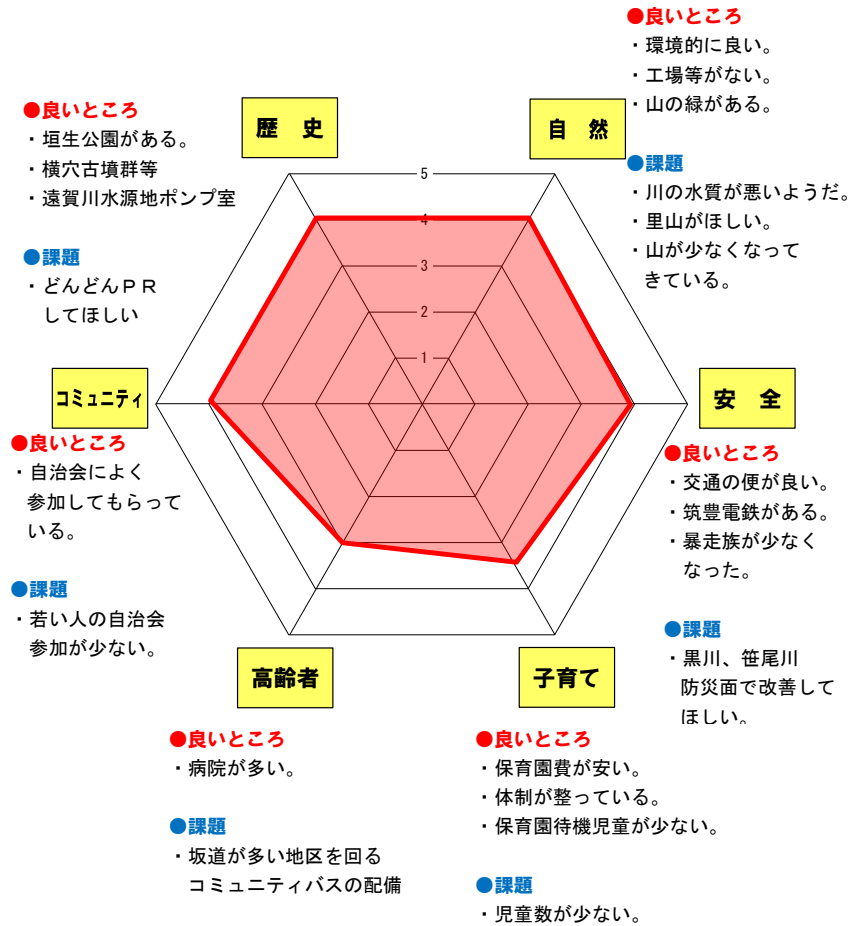
3
班



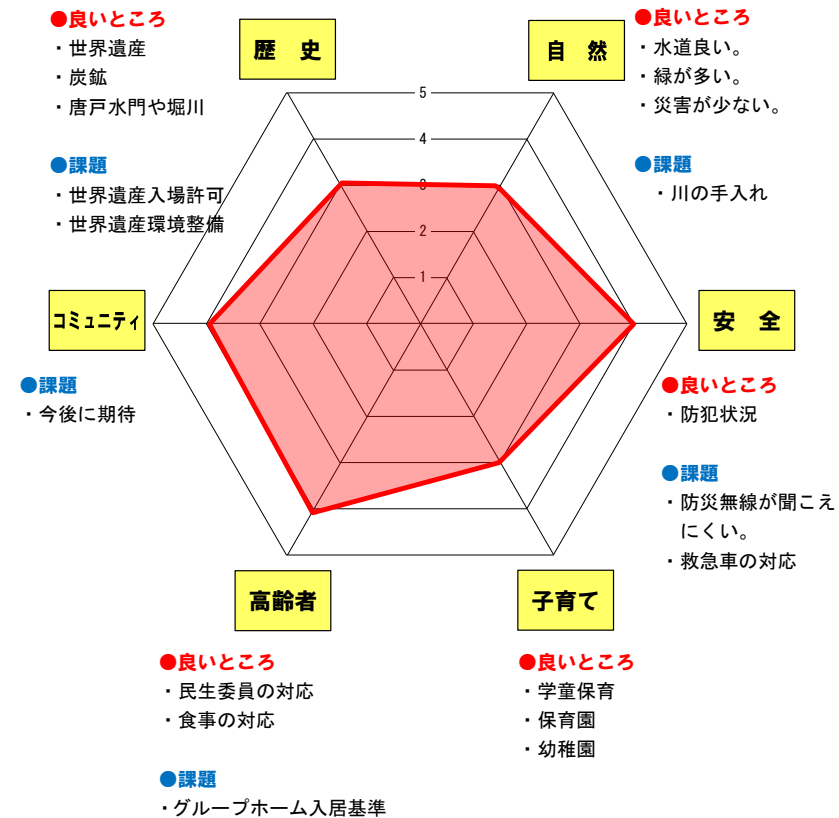
4
班



5 班



6 班



7
班

●良いところ

- ・世界遺産がある。
- ・唐戸水門がある。

●課題

- ・炭鉱のイメージが残っている。

コミュニティ

●良いところ

- ・ハピネスバスが利用できるのありがたい。

●課題

- ・若者が地域に対して関心がない。

歴史

自然

●良いところ

- ・川が多い。

安全

●良いところ

- ・通学安全協力員が多い。

●課題

- ・土手ノ内の水害が心配

高齢者

●課題

- ・自治会から離れていく。
- ・老人会全員参加なし。

子育て

●良いところ

- ・保育園が多い。
- ・保育料が安い。
- ・子どもの医療費の補助がある。

●課題

- ・子どもが少ない。

8
班

●良いところ

- ・世界遺産がある。

●課題

- ・唐戸水門や堀川運河など歴史はあるが活かされていない。

コミュニティ

●良いところ

- ・特に悪いところが見つからない。

歴史

自然

●良いところ

- ・遠賀川
- ・断水のない町

安全

●良いところ

- ・ふるさとみまわり隊

●課題

- ・交通渋滞
- ・治安面

高齢者

●良いところ

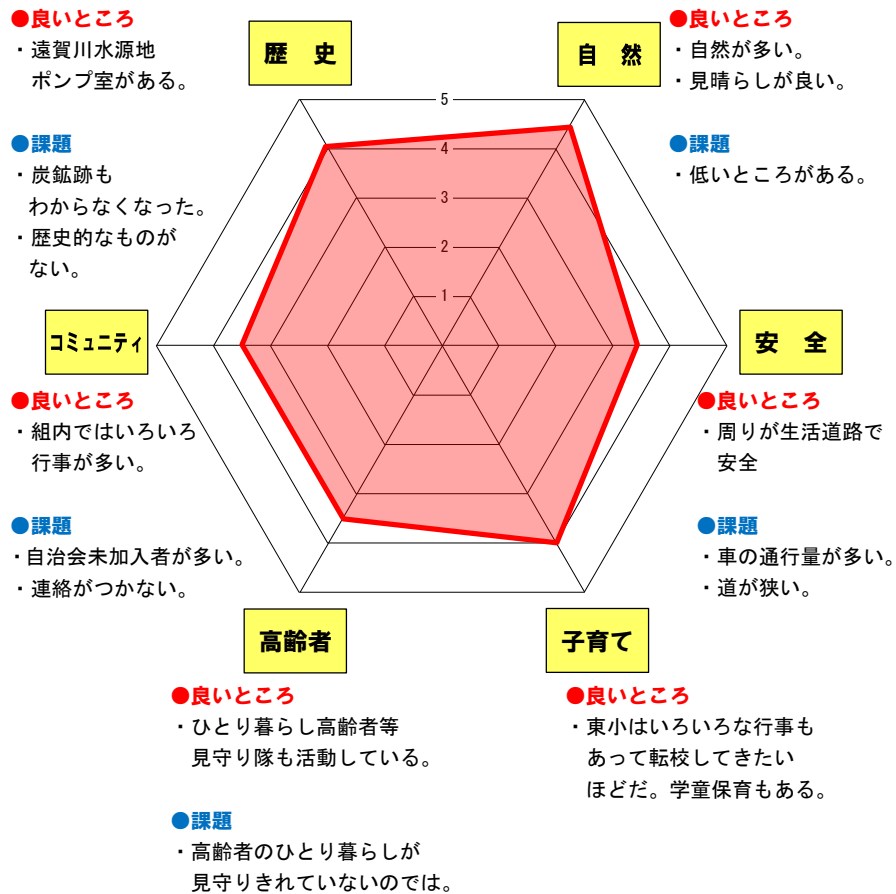
- ・紙おむつを配布している。

子育て

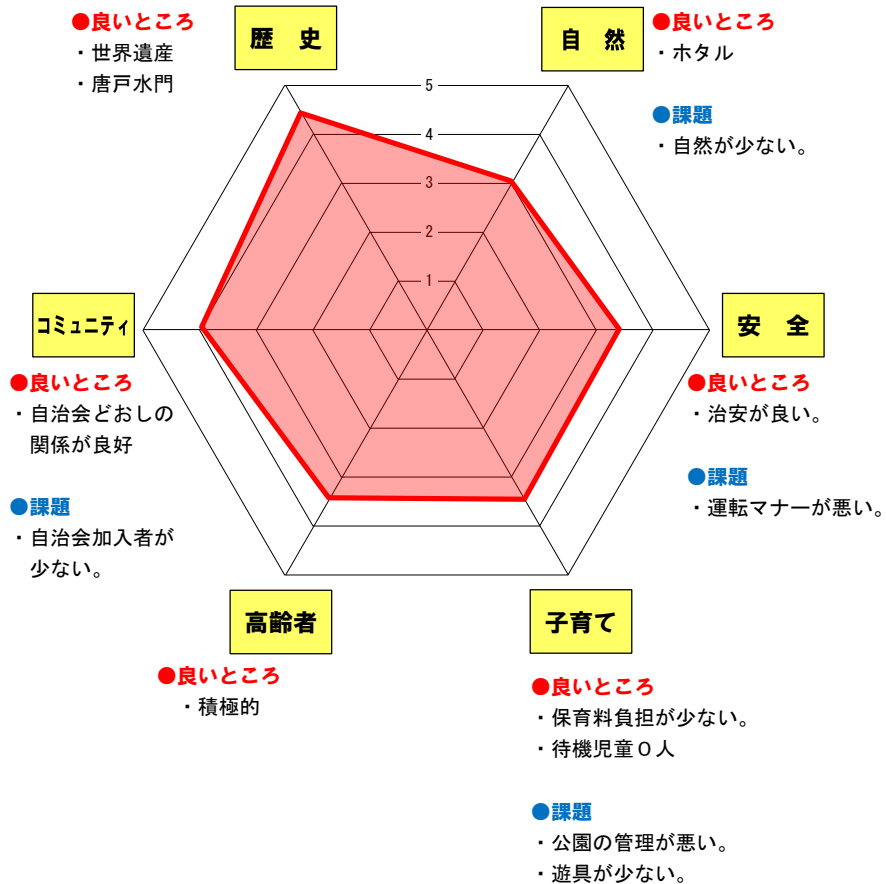
●良いところ

- ・待機児童がいない。

9 班



10 班



11
班

● **良いところ**

- ・世界がある。
- ・堀川
- ・石炭

● **課題**

- ・世間の認識が薄い。

コミュニティ

● **良いところ**

- ・高齢者に対する自治会活動が多い。

● **課題**

- ・自治会脱退者が多い。

歴史

自然

● **課題**

- ・造成による自然破壊

安全

● **良いところ**

- ・交番が近くにある。
- ・ふるさとみまわり隊がパトロールをしている。

高齢者

子育て

● **良いところ**

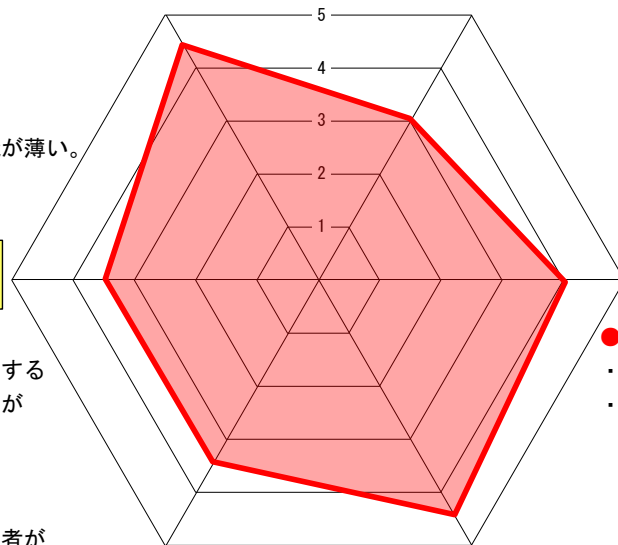
- ・高齢者にとって住みやすい。

● **課題**

- ・引きこもりが多い。
- ・ひとり暮らしが多い。

● **良いところ**

- ・子どもに対して行政の取組みが良い。



<地域の問題点や課題>

これまでの研修で、地域が抱えるさまざまな問題点や課題をみなさんから出していただきました。これらを集約・整理したものが、次の22項目の課題カードです。

課題カード

- ① 地域の見回りパトロール（ふるさとみまわり隊）を強化すべきだ。
- ② 飼い主のマナーを徹底し、**犬猫のフン**のないきれいなまちにすべきだ。
- ③ みんなが参加し、地域のまとまりができる**イベント**を実施すべきだ。
- ④ **敬老会**活動を活発にすべきだ。
- ⑤ 夜道が暗い場所があるので、**防犯灯**の設置を充実すべきだ。
- ⑥ **自治会**へ加入して、地域への関心を持つべきだ。
- ⑦ 独居老人の把握や見守り（**高齢者見守り隊**）を徹底すべきだ。
- ⑧ 風水害や地震などの**災害に強いまち**とすべきだ。
- ⑨ **犯罪のないまち**にすべきだ。
- ⑩ 定期的な**清掃活動**（草刈り）を行い、美しいまちを維持すべきだ。
- ⑪ **交通手段**（バスなど）の充実を図るべきだ。
- ⑫ 子ども（**小・中学生**）が参加できるイベントを増やすべきだ。
- ⑬ 子どもが安心して遊べる**公園の管理**（遊具の整備・草刈り等）をすべきだ。
- ⑭ **自然や緑**があふれる街並みにすべきだ。
- ⑮ 隣近所が声を掛け合い、**孤独死**が発生しないまちにすべきだ。
- ⑯ 地域の**史跡や文化遺産**をアピールすべきだ。
- ⑰ 所有者一人ひとりが**空き家や空き地**の管理・草刈りを徹底すべきだ。
- ⑱ **近所同士の交流**を深め、活気ある地域にすべきだ。
- ⑲ **道路**（歩道）の段差や車の通行が多い危険な個所（車道）は改善を図るべきだ。
- ⑳ 災害時に、高齢者や障がい者など**災害弱者**を気遣い合うまちにすべきだ。
- ㉑ **ごみ**のポイ捨て禁止やごみ出しのマナーを徹底すべきだ。
- ㉒ **買い物**の不便をなくすべきだ。

この項目の中から班のメンバーそれぞれが、関心の高い3項目を選び、それを班でキーワードごとにまとめました。

<地域の課題解決に向けたプラン>

これまでの研修で、地域の課題について話し合っていたところ、これらの課題を解決するキーワードが3つにまとまりました。

「長期目標」として、これらの課題を解決するための活動を校区まちづくり協議会で行っていきます。

- | |
|---------------------------------|
| ① 自治会への加入促進 |
| ② 環境整備（ポイ捨て、犬猫のフン、清掃活動） |
| ③ 高齢者対策（高齢者の見守り、孤独死防止、老人会活動の促進） |

<地域の各自治会で行われている主な行事や、今後、校区まちづくり協議会の事業として行えそうな行事>

各自治会で行っている行事を書き出して、主なものをまとめました。各自治会で取り組みが行われているこれら行事を参考に、今後、「短期・中期目標」として、校区まちづくり協議会で取り組む事業を決めていくことになります。

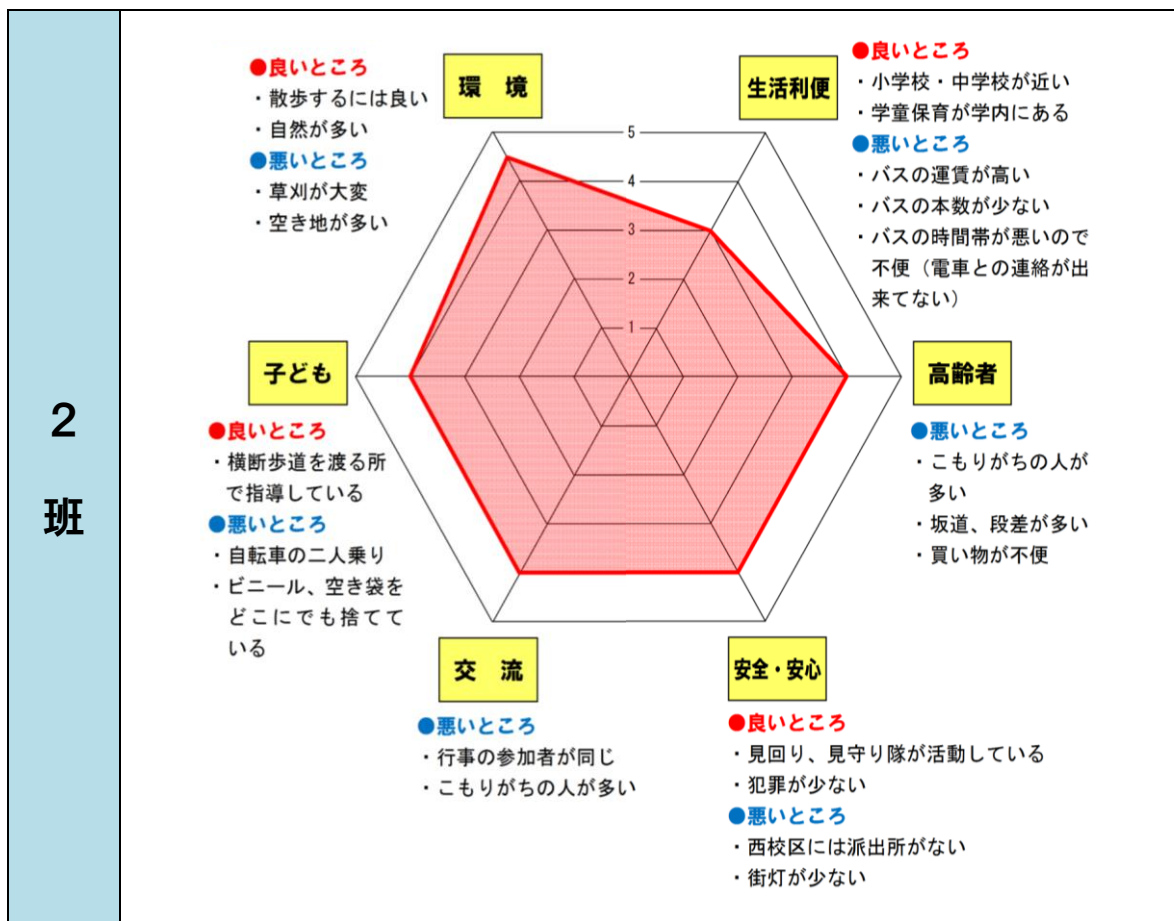
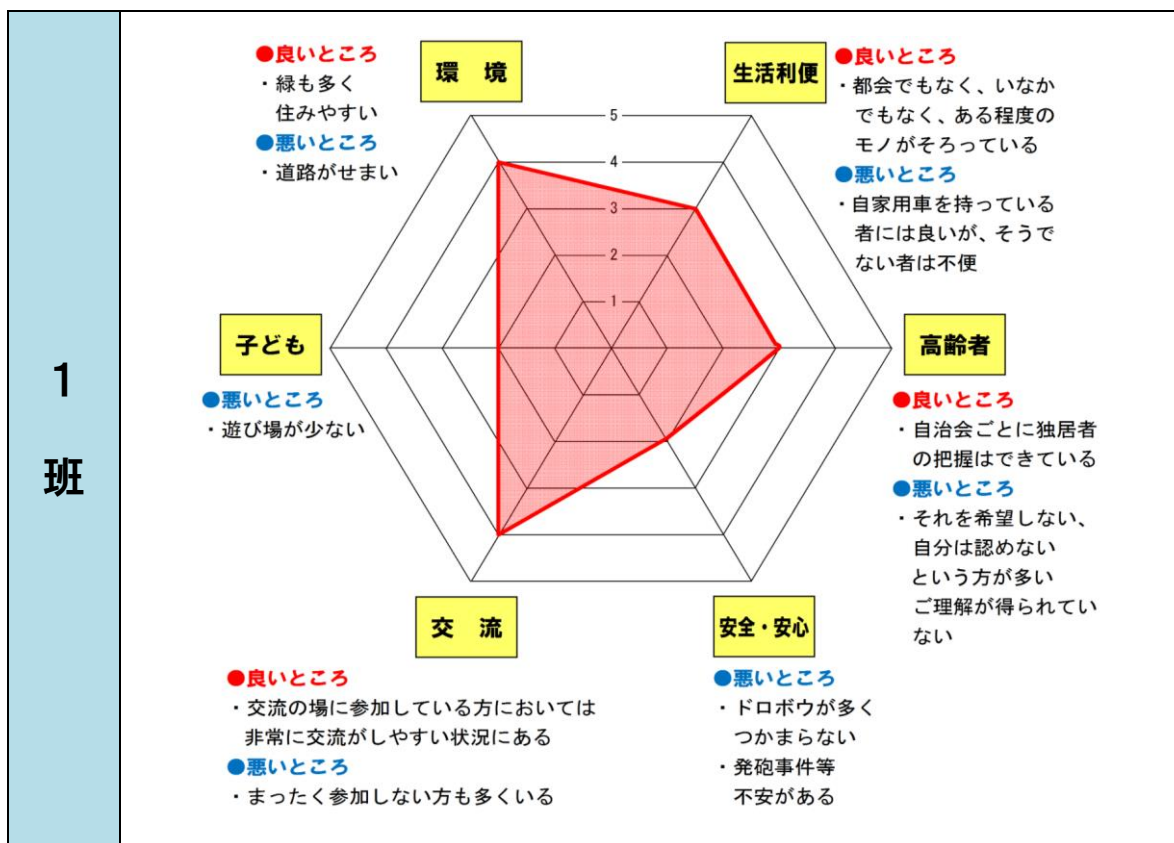
●盆踊り	●敬老会	●文化祭
●ふるさとみまわり隊 (防犯パトロール)	●東校区フェスタ	●学校除草
●校区一斉清掃	●廃品回収	●もちつき

<地域のスローガン（目標）>

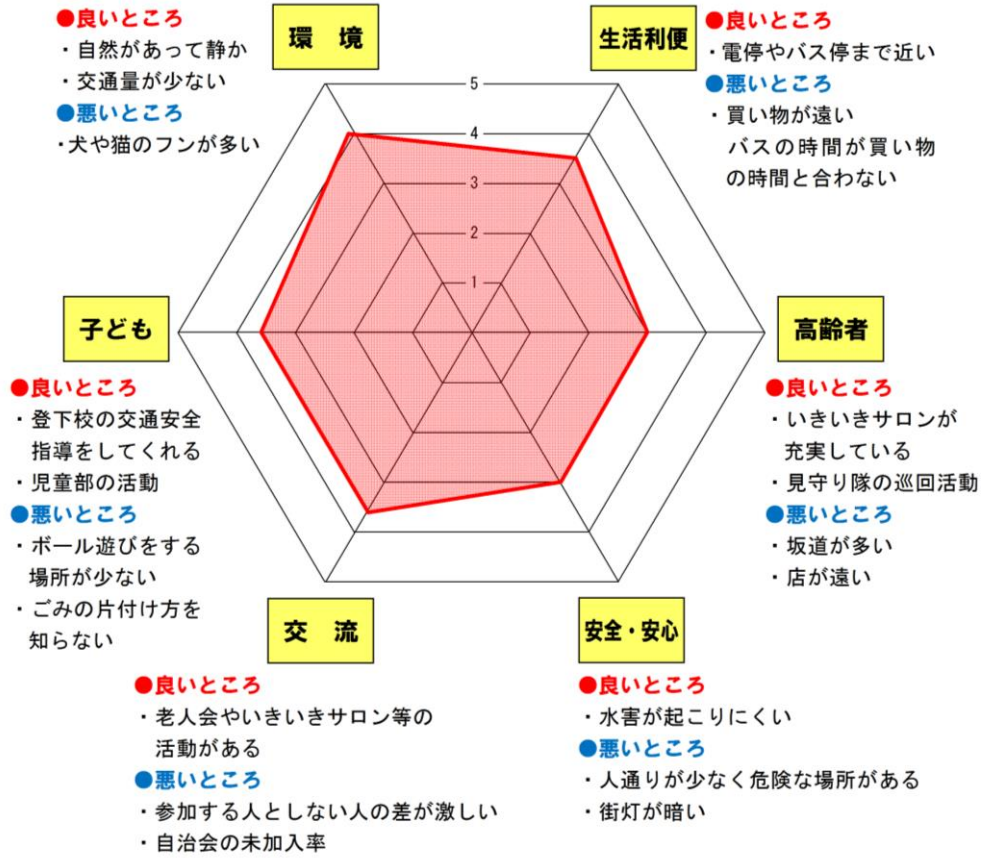
・みなさんが自治会に加入するまち 中間東校区
・みんなが協力して美しいまちを作ろう 中間東校区
・孤独死をなくすまち 中間東校区
・地域が活性化する自治会 中間東校区
・子どもと大人が楽しく集えるまち 中間東校区
・全員が自治会に加入するまち 中間東校区
・人命を尊重するまち 中間東校区
・みんなが自治会に加入してもらいたい
・安全に歩けるまちにしましょう

(3) 中間西小学校区

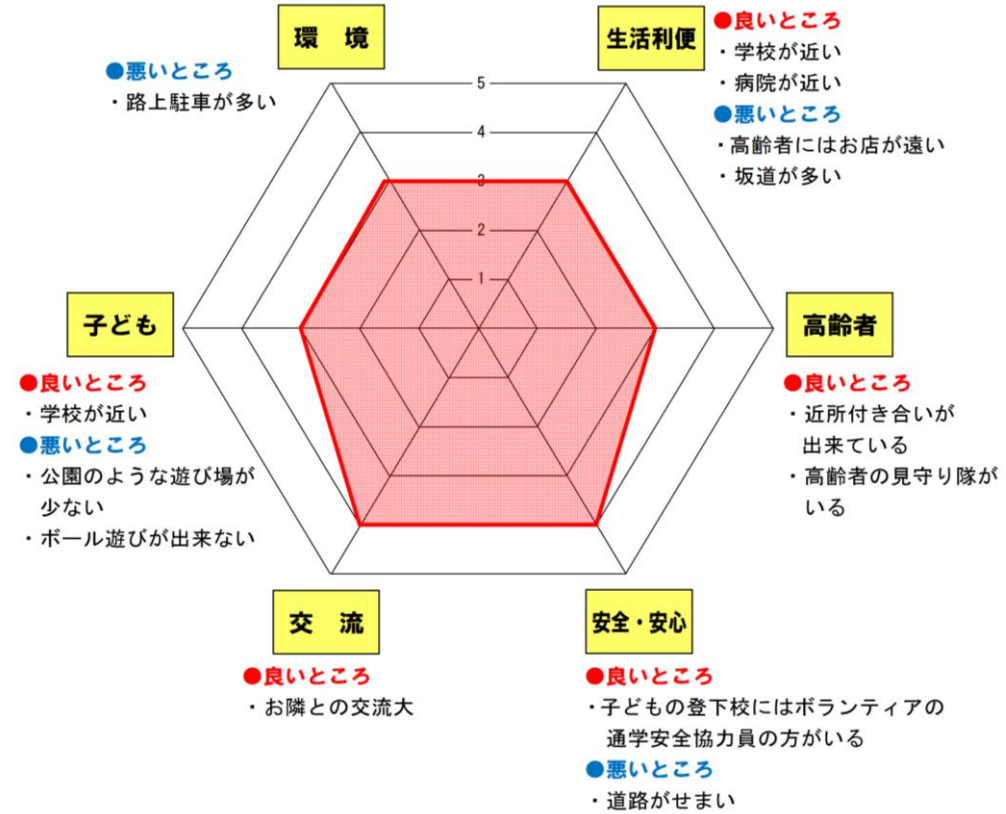
<地域の良いところと課題（現状）>

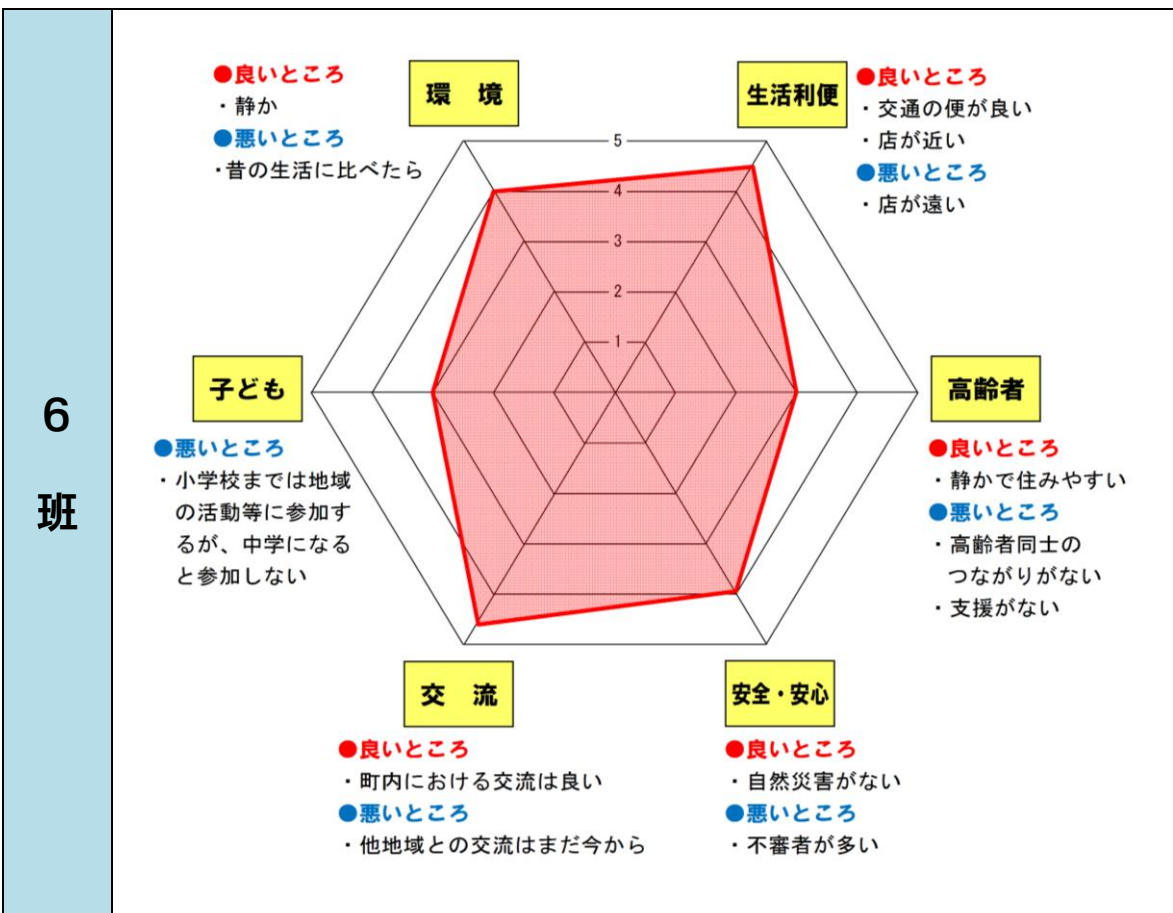
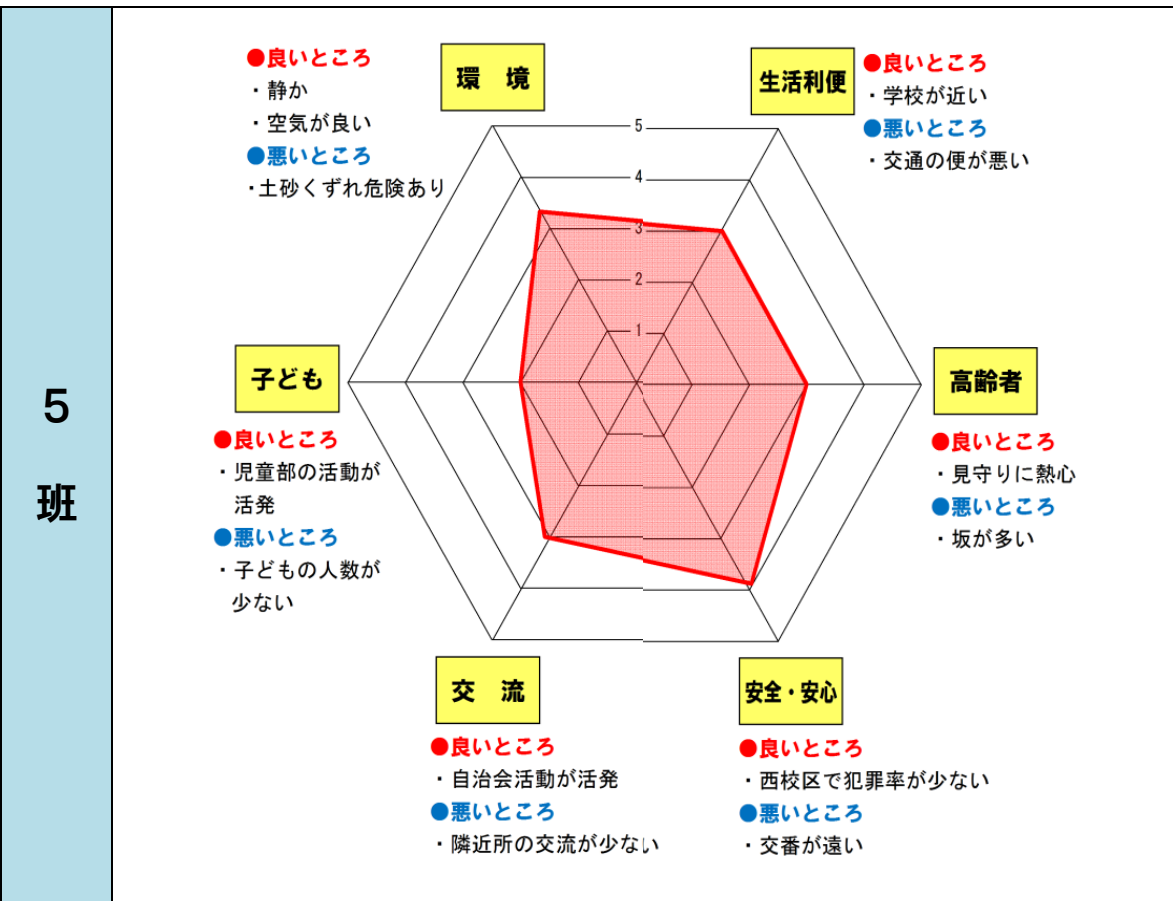


3
班



4
班





<地域の問題点や課題>

これまでの市民体験型研修では、地域の抱えるさまざまな問題点や課題をみなさんから出していただきました。これらを集約・整理して、25項目の課題カードとしてまとめてみました。

課題カード

※太字はキーワード

- ① **不審者**が多いので、地域の見回りを強化すべきだ。
- ② みんなが参加したくなるような**イベント**を実施すべきだ。
- ③ **自治会**へ加入して地域への関心を持つべきだ
- ④ **ゴミ**のポイ捨て禁止やゴミ出しのマナーを徹底すべきだ。
- ⑤ **災害発生時**に、高齢者や障がい者など災害弱者を気遣い合うまちにすべきだ。
- ⑥ 夜道が暗い場所があるので、**防犯灯**の設置を充実すべきだ。
- ⑦ **独居老人**の把握を徹底すべきだ。
- ⑧ **公園の管理**（遊具の整備・草刈り等）を徹底し、安心して遊べる公園にすべきだ。
- ⑨ **路上駐車**のない、安全に暮らせるまちにすべきだ。
- ⑩ 地域の全員が**自主防災**の知識を深め、まち全体でみんなの安全を守るべきだ。
- ⑪ **道路（歩道）**をはじめ、危険な個所は改善を図るべきだ。
- ⑫ 地域のみんなで定期的な**清掃活動**（草刈り）をし、美しいまちを維持すべきだ。
- ⑬ **子ども**が遊べる（ボール遊びのできる）場所を作るべきだ。
- ⑭ **高齢者同士**がつながり、助け合うまちにすべきだ。
- ⑮ **交通手段**の充実を図るべきだ。
- ⑯ **ご近所同士**の交流を深め活気あるまちにすべきだ。
- ⑰ **買い物**の不便をなくすべきだ。
- ⑱ 分かりにくい**信号**や**標識**は改善すべきだ。
- ⑲ 隣近所が声を掛け合い、**孤独死**が発生しないまちにすべきだ。
- ⑳ **地域の魅力**（名所）をアピールして、まちの愛着をたかめるべきだ。
- ㉑ 子ども（小・中学生）が参加できるイベントを増やすべきだ。
- ㉒ **家の庭木**が歩道にはみ出ないように、一人ひとりが注意を払うべきだ。
- ㉓ **地域の施設**（福祉施設など）との交流を持つべきだ。
- ㉔ **風水害**や地震などの、災害に強いまちとすべきだ。
- ㉕ 飼い主のマナーを徹底し、**犬猫のフン**のないきれいなまちにすべきだ。

この項目の中から班のメンバーそれぞれが、関心の高い3項目を選び、それを班でキーワードごとにまとめました。

<地域の課題解決に向けたプラン>

これまでの研修で、地域の課題について話し合っていたところ、これらの課題を解決するキーワードが4つにまとまりました。

「長期目標」として、これらの課題を解決するための活動を校区まちづくり協議会で行っていきます。

- ① 人とのつながり
- ② 高齢者支援
- ③ モラルの向上
- ④ 独居老人の把握

<地域の共通行事（12項目の活動リスト）>

各自治会で行っている行事を書き出し、そのうち複数の自治会で共通の行事を、12項目の「活動リスト」として抜き出してみました

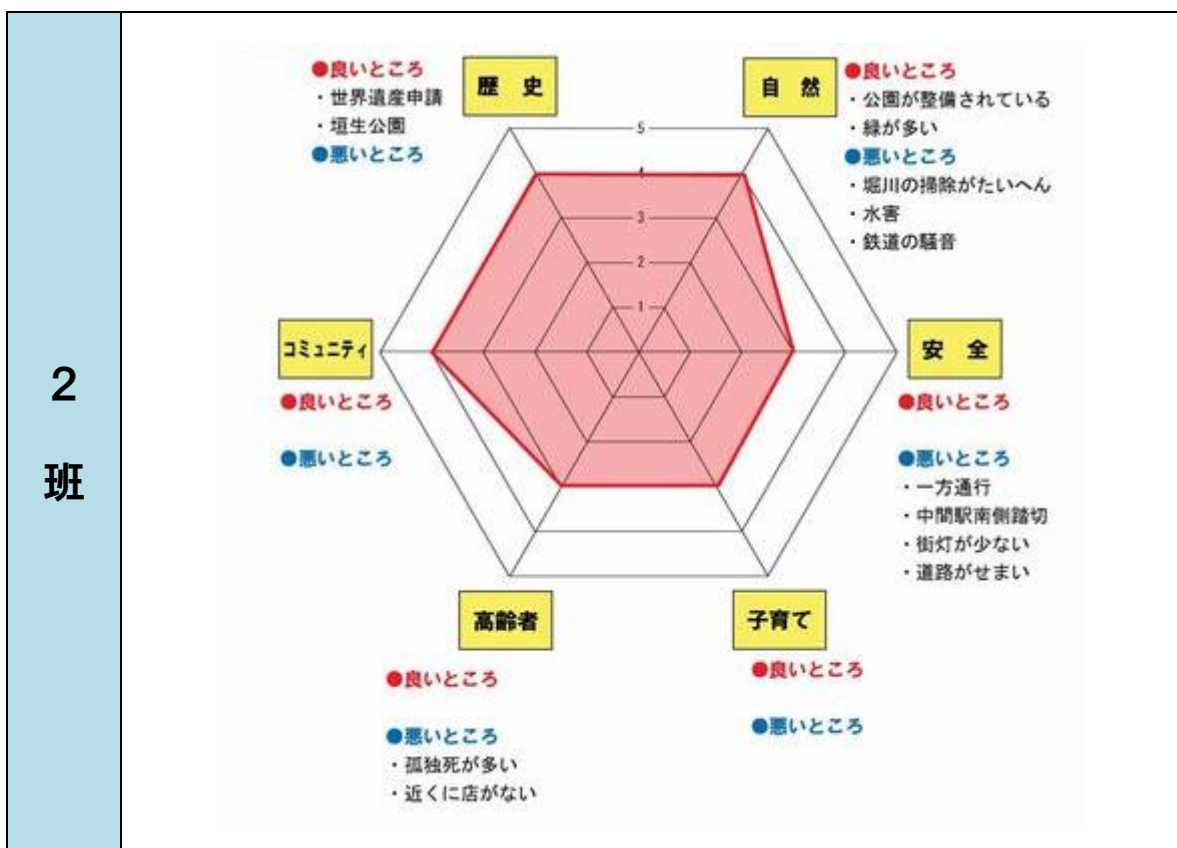
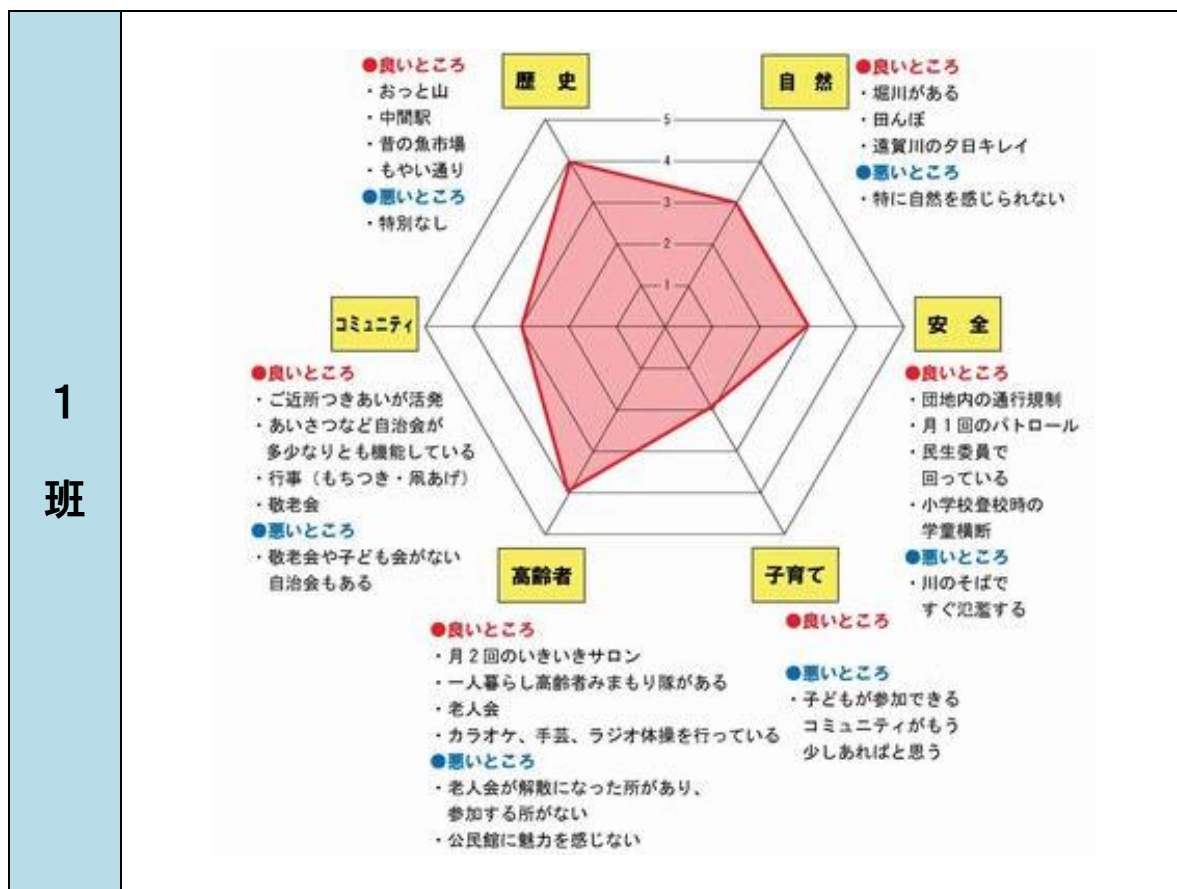
●西小まつり	●ふるさとみまわり隊 (防犯パトロール・ 児童通学安全協力員)	●防災訓練	●草取り
●道路清掃	●廃品回収	●一人暮らし高齢者 見守り隊	●敬老会
●子ども会	●いきいきサロン	●文化祭	●盆踊り

<地域のスローガン（地域目標）>

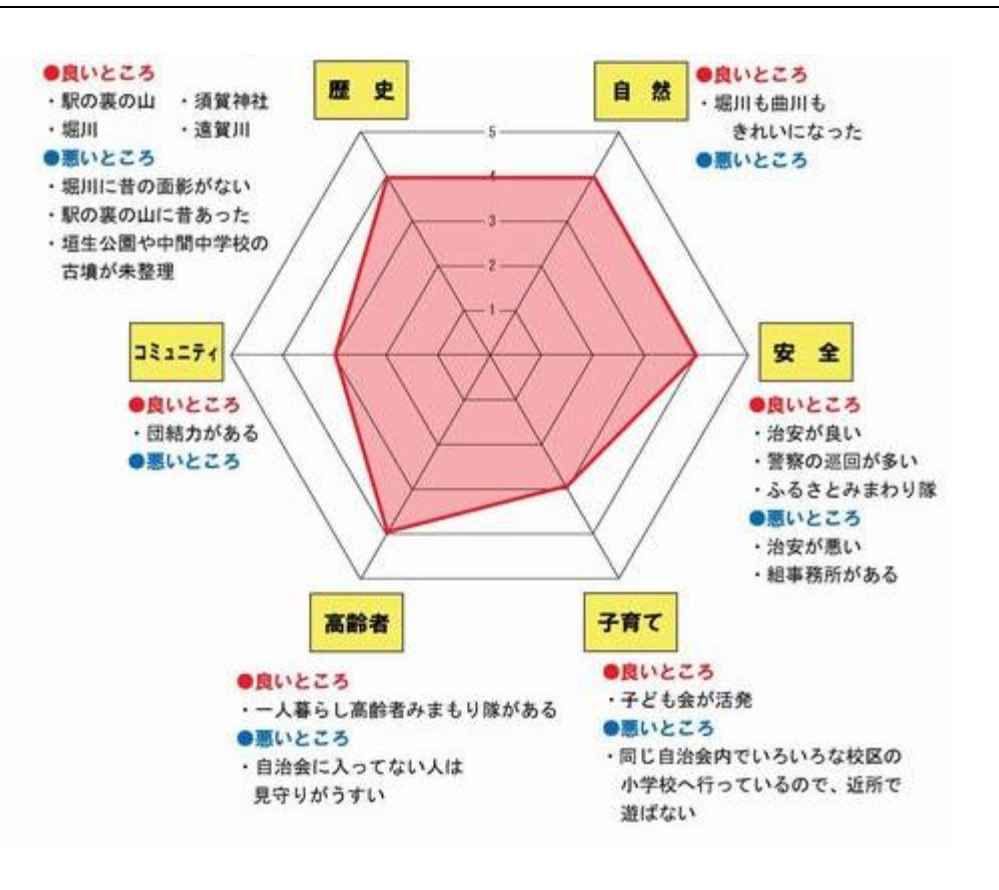
1班	高齢者が安心して暮らせ 人と人とのつながりのある清潔な町
2班	民生委員が頑張るまち
3班	ご近所付き合いが高齢者を守る町
4班	みんながマナーを守る“まち”
5班	近所同士が交流を深め 助け合う街づくり
6班	人と人ががふれあう町づくり

(4) 中間小学校区

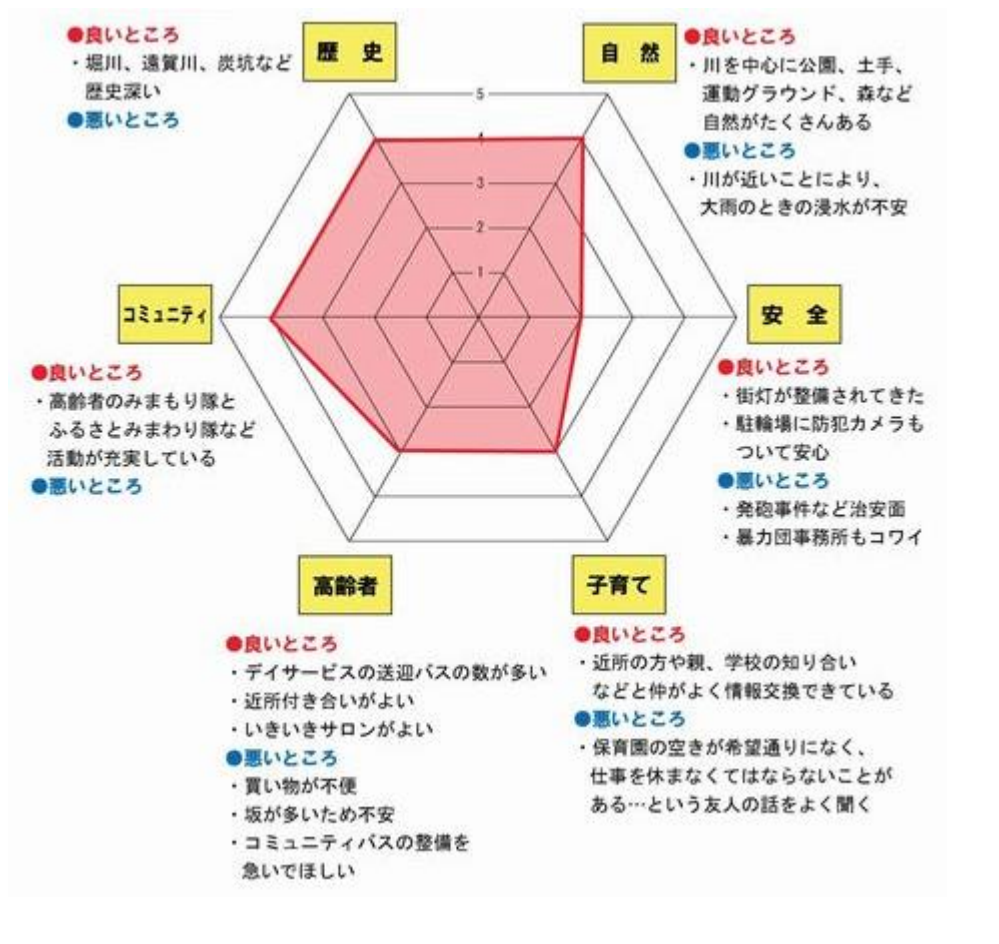
<地域の良いところと課題(現状)>



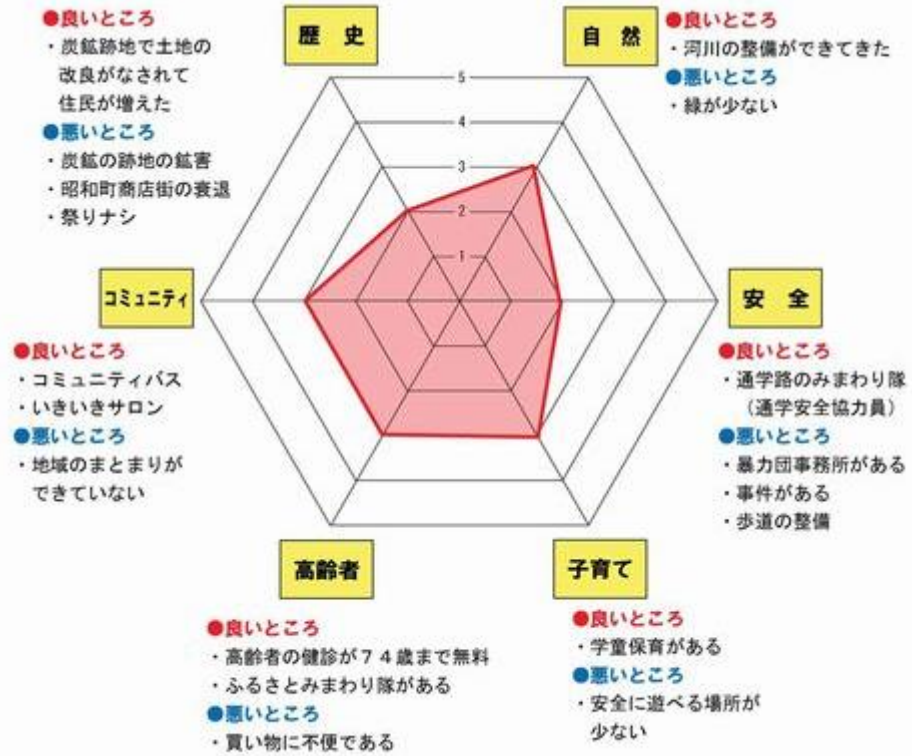
3
班



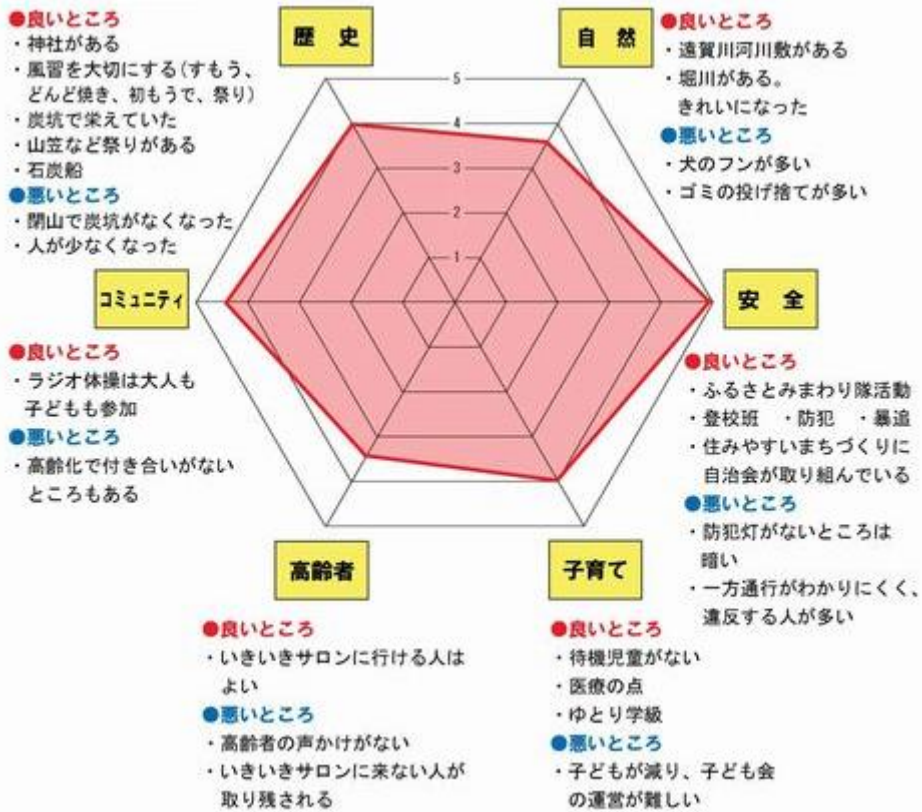
4
班



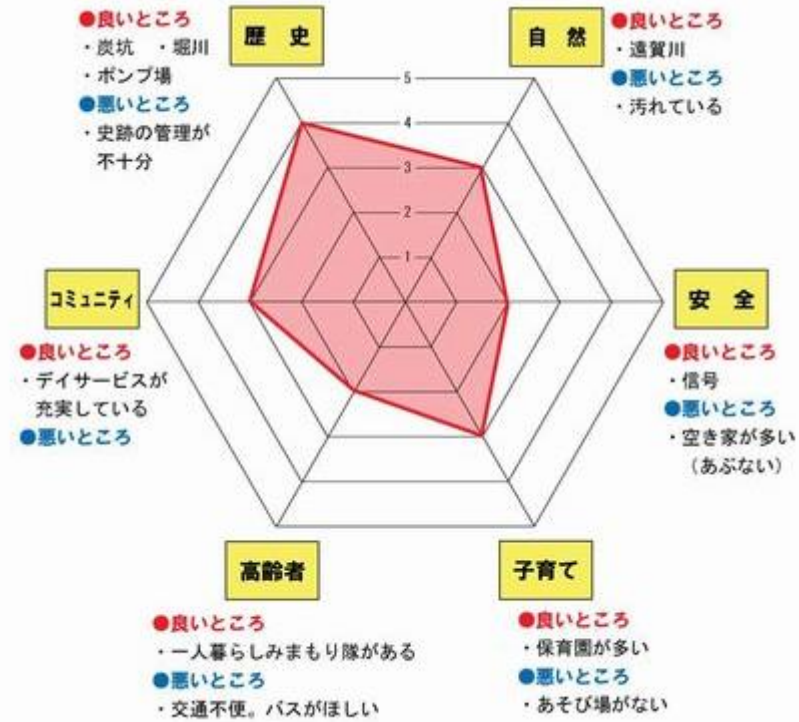
5 班



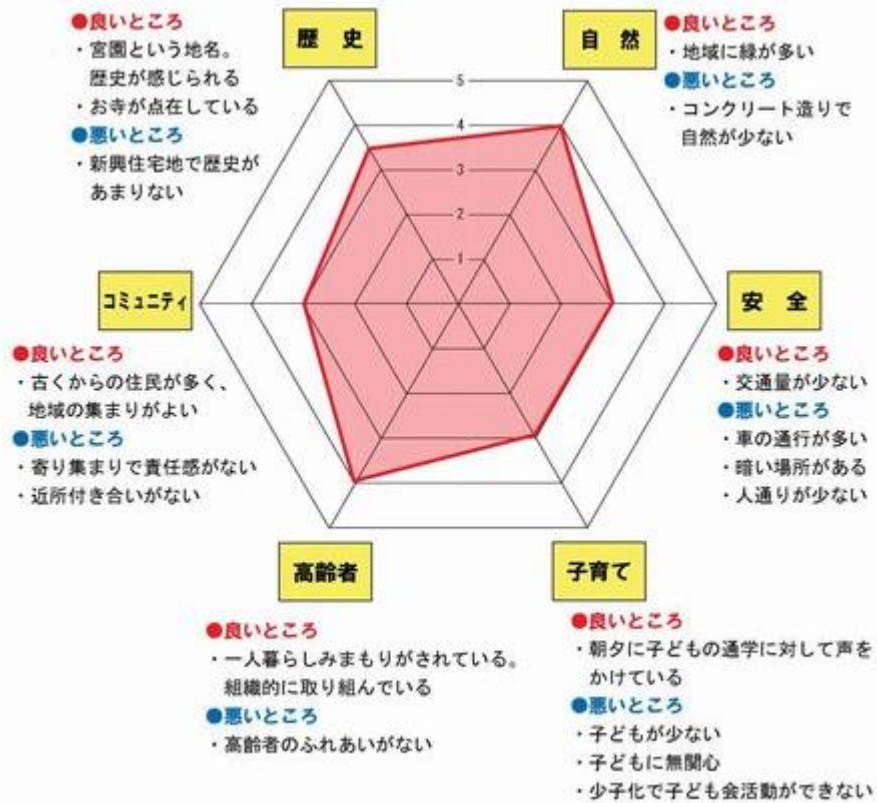
6 班



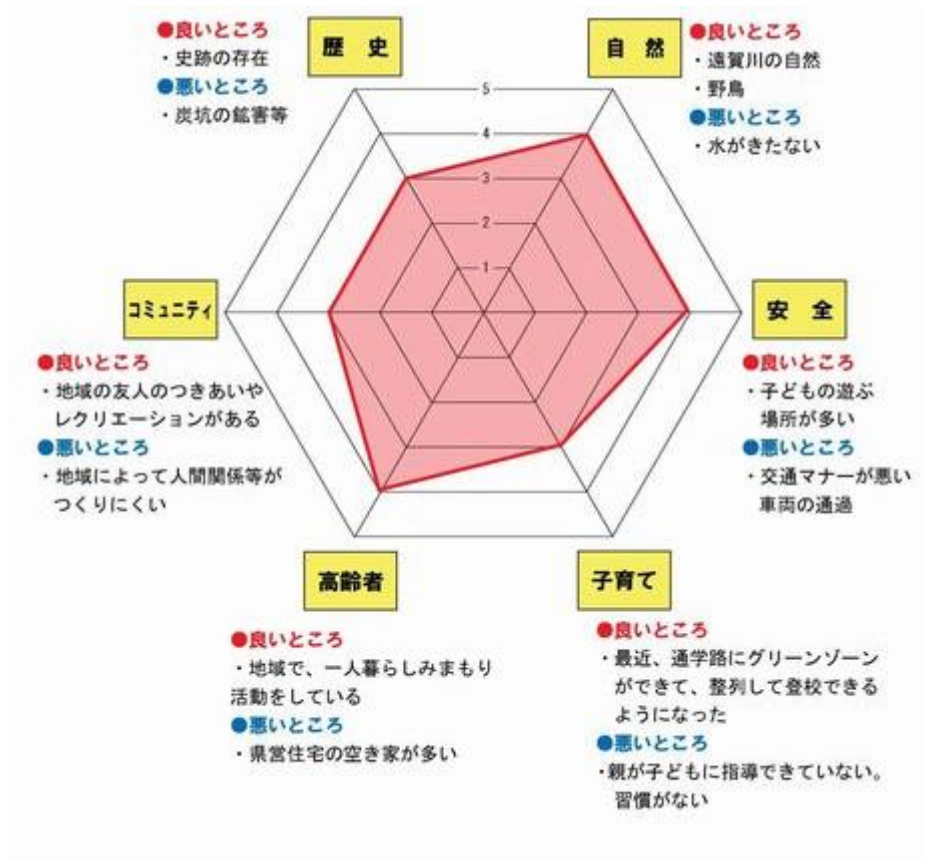
7
班



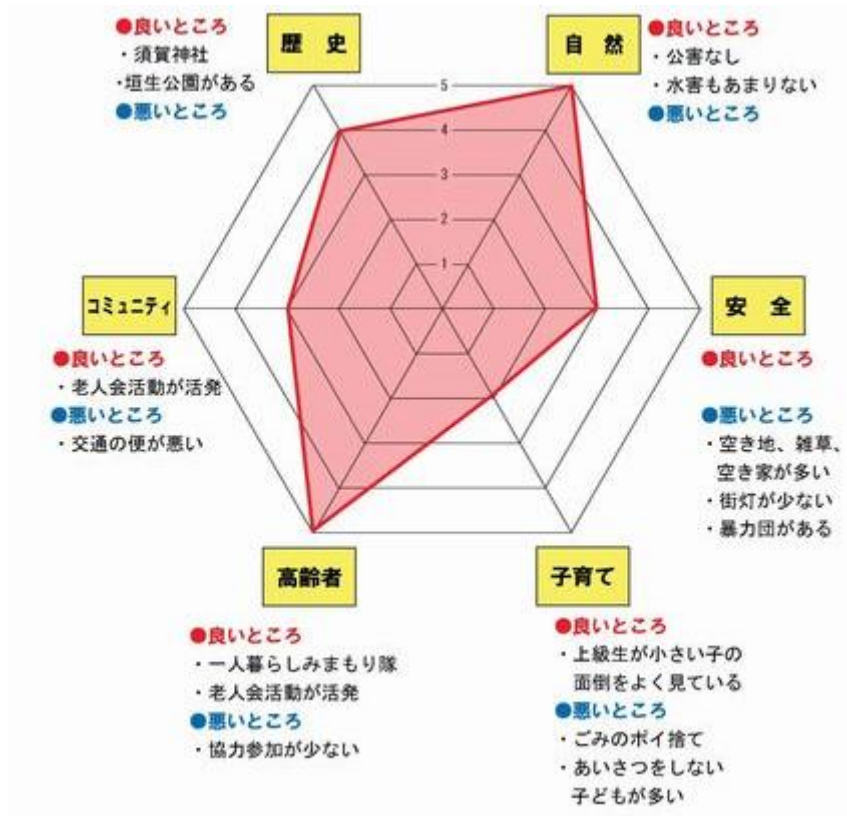
8
班



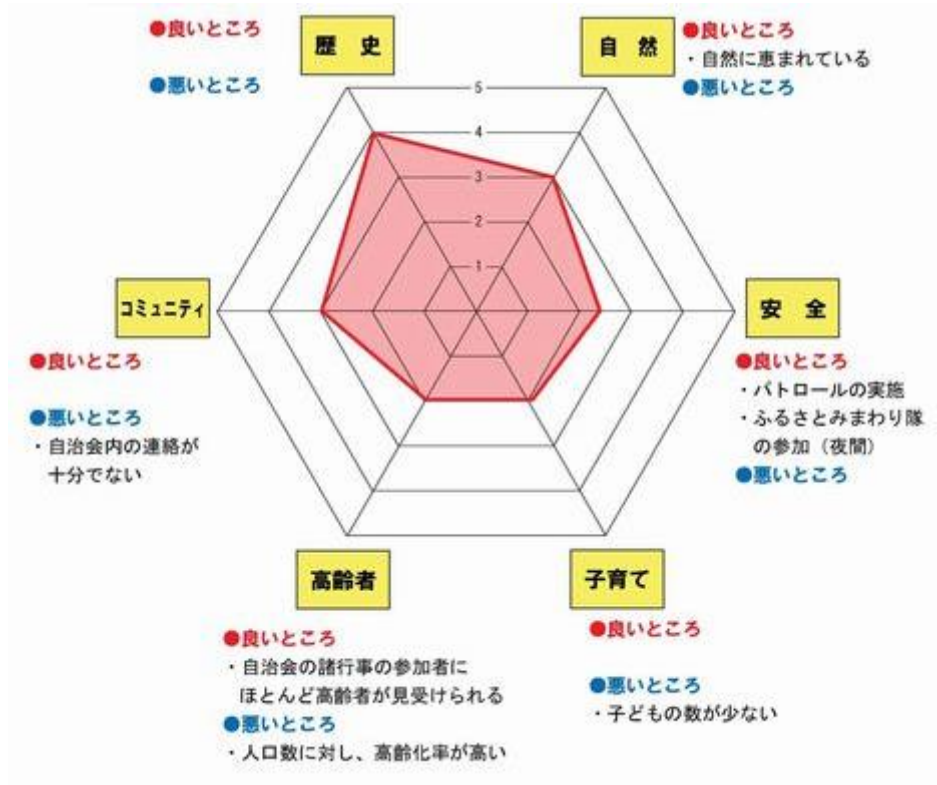
9
班



10
班



11
班



<地域の問題点や課題>

これまでの市民体験型研修では、地域の抱えるさまざまな問題点や課題をみなさんから出していただきました。これらを集約・整理したものが、下記の25項目の課題カードです。

課題カード

※太字はキーワード

- ① 地域の見回りパトロール（**ふるさとみまわり隊**）を強化すべきだ。
- ② みんなが参加し、地域のまとまりができる**イベント**を実施すべきだ。
- ③ 子ども（**小・中学生**）が参加できる**イベント**を増やすべきだ。
- ④ **敬老会**活動を活発にすべきだ。
- ⑤ 隣近所が声を掛け合い、**孤独死**が発生しないまちにすべきだ。
- ⑥ **買い物**の不便をなくすべきだ。
- ⑦ 夜道が暗い場所があるので、**防犯灯**の設置を充実すべきだ。
- ⑧ **自治会**へ加入して、地域への関心を持つべきだ。
- ⑨ **一方通行**が不便な道路は、**両側通行**に見直すべきだ。
- ⑩ 分かりにくい**信号**や**標識**は改善すべきだ。
- ⑪ 独居老人の把握や見守り（**高齢者見守り隊**）を徹底すべきだ。
- ⑫ 風水害や地震などの**災害**に**強いまち**とすべきだ。
- ⑬ **犯罪**や暴力団のないまちにすべきだ。
- ⑭ **交通手段**（バスなど）の充実を図るべきだ。
- ⑮ 商店街の**空き店舗**をなくし、活性化を図るべきだ。
- ⑯ 子どもが安心して遊べる**公園**の**管理**（遊具の整備・草刈り等）をすべきだ。
- ⑰ **自然**や**緑**があふれる街並みにすべきだ。
- ⑱ 飼い主のマナーを徹底し、**犬猫**の**フン**のないきれいなまちにすべきだ。
- ⑲ **ごみ**のポイ捨て禁止やごみ出しのマナーを徹底すべきだ。
- ⑳ 地域の**史跡**や**文化遺産**をアピールすべきだ。
- ㉑ 所有者一人ひとりが**空き家**や**空き地**の**管理**・草刈りを徹底すべきだ。
- ㉒ **近所同士**の**交流**を深め、活気ある地域にすべきだ。
- ㉓ **道路**（歩道）の段差や危険な個所は改善を図るべきだ。
- ㉔ 災害時に、高齢者や障がい者など**災害弱者**を気遣い合うまちにすべきだ。
- ㉕ 定期的な**清掃活動**（草刈り）を行い、美しいまちを維持すべきだ。

この項目の中から班のメンバーそれぞれが、関心の高い3項目を選び、それを班でキーワードごとにまとめました。

<地域の課題解決に向けたプラン>

これまでの研修で、地域の課題について話し合っていたところ、これらの課題を解決するキーワードが5つにまとまりました。

「長期目標」として、これらの課題を解決するための活動を校区まちづくり協議会で行っていきます。

- ① 自治会加入率の低下・加入促進・活性化
- ② 買い物がされるまちに
- ③ 環境を良くする
- ④ 高齢者を見守り、孤独死をなくす
- ⑤ 住みやすい街づくり

<地域の各自治会で行われている主な行事や、今後、校区まちづくり協議会の事業として行えそうな行事>

各自治会でやっている行事を書き出して、主なものをまとめました。これらは、中間校区の半数の自治会が共通して行っている行事です。これらの行事をもとに、今後まちづくり協議会で取り組む事業を決めていくこととなります。

●堀川清掃	●廃品回収	●ふるさとみまわり隊 (防犯パトロール・通学安全指導)
●高齢者見守り	●敬老会	●いきいきサロン
●子ども会	●盆踊り	●もちつき

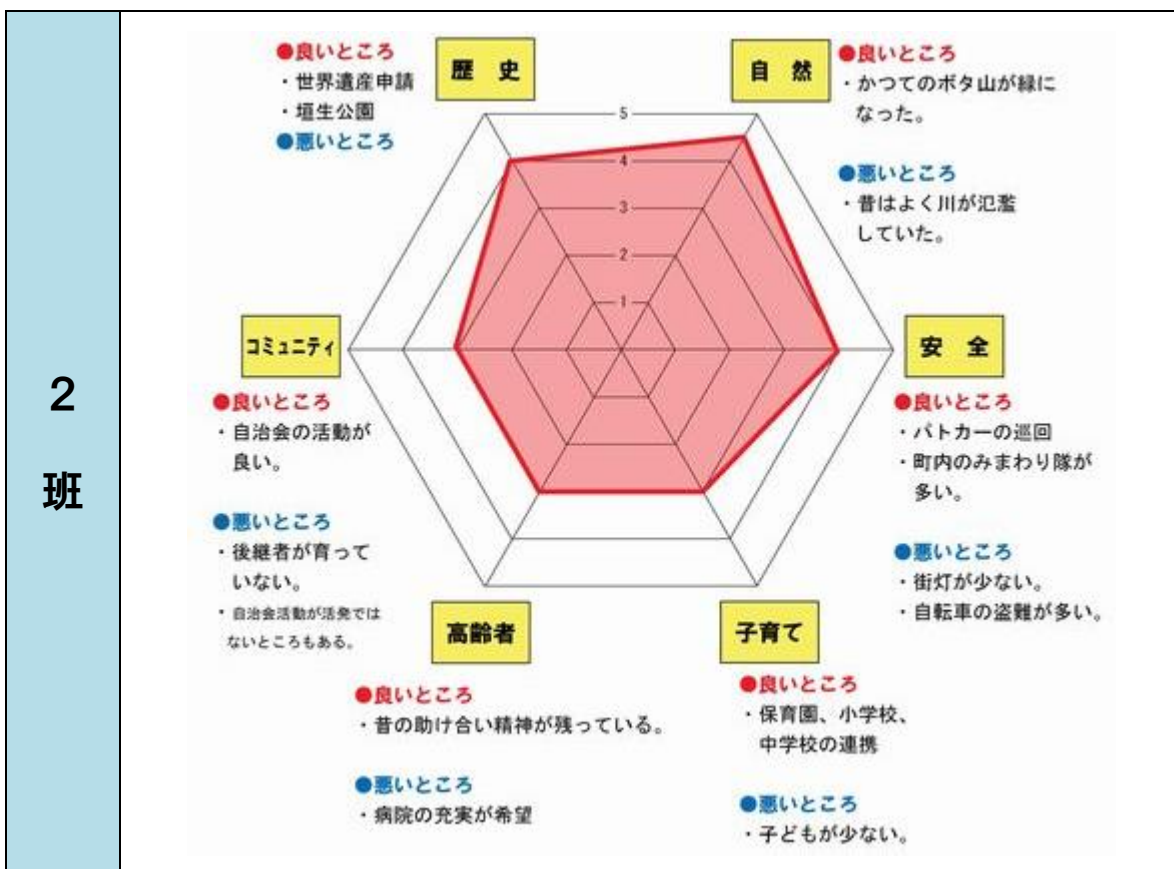
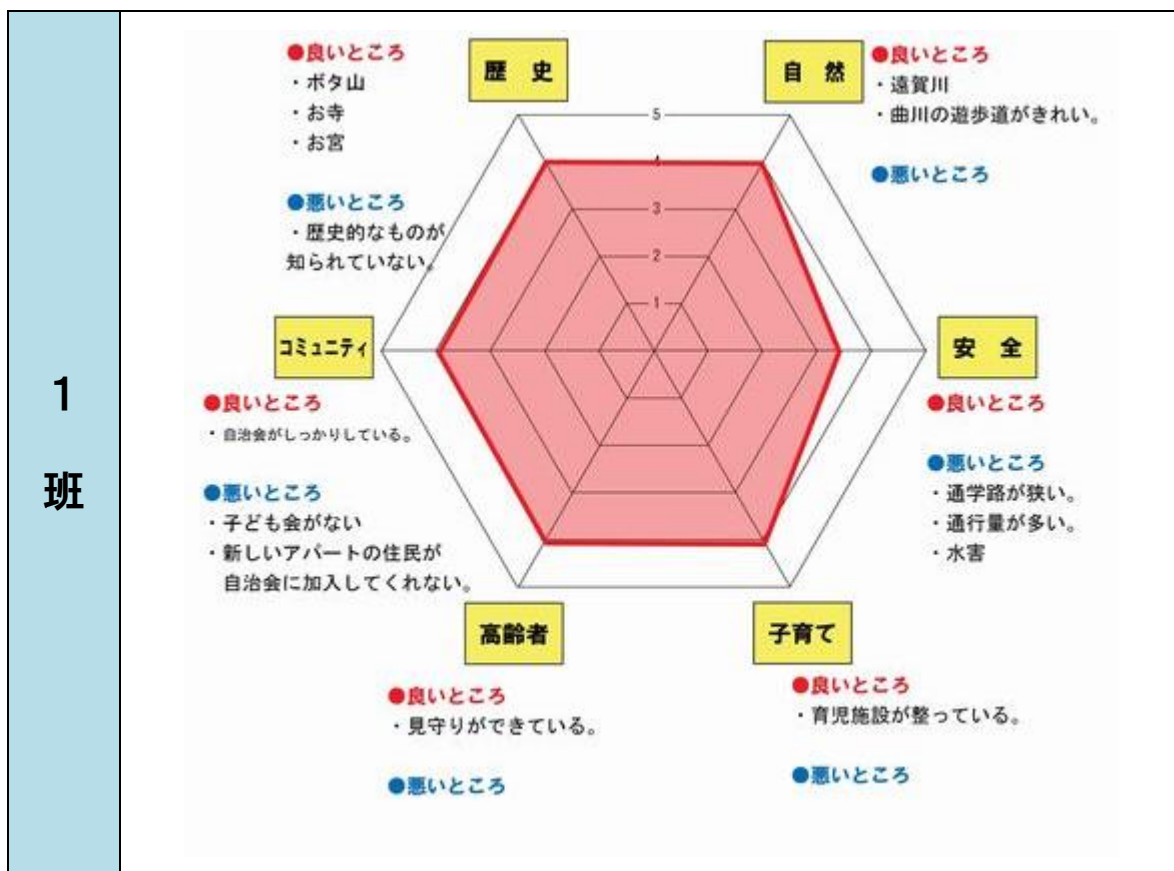
<地域のスローガン（地域目標）>

今後の中間校区の地域づくりの方向性を定めるスローガンについて考えていただきました。

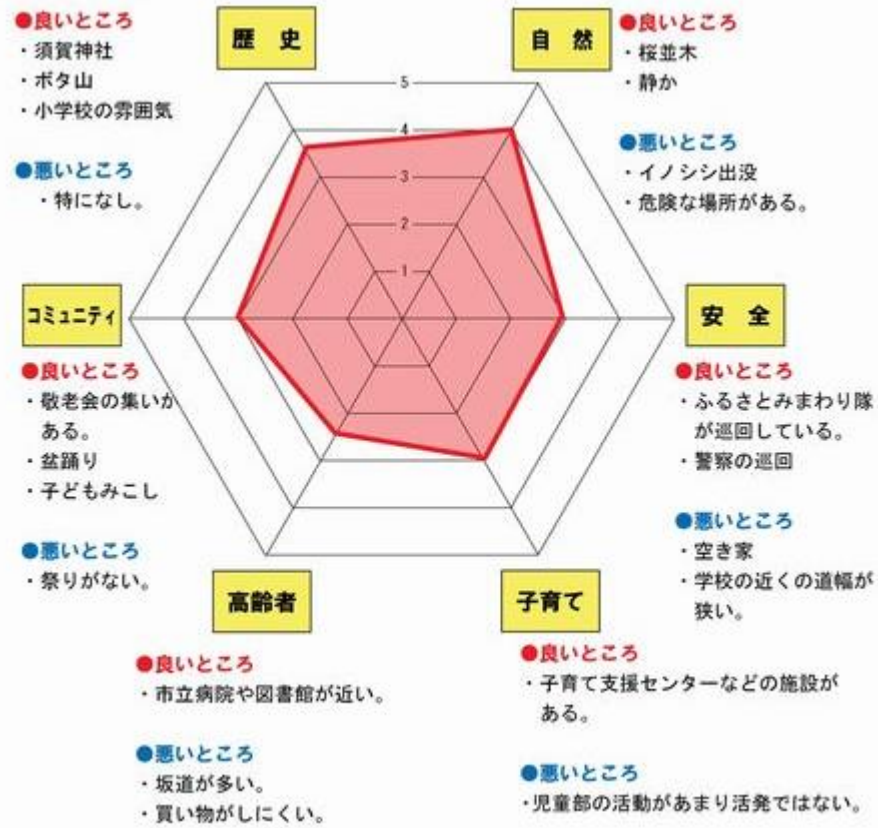
1班	あいさつ さわやか 中間校区
2班	衣・食・住の充たされる街 中間校区
3班	中間市をリードする 中間校区
4班	高齢者を元気にする 中間校区
5班	一日のはじまりは おはようから 中間校区
6班	心ふれあう みんなが集う いい中間校区
7班	心ふれあう明るい元気な中間校区！
8班	みんなが集う中間校区
9班	やさしい！住みよい街づくり中間校区

(5) 中間北小学校区

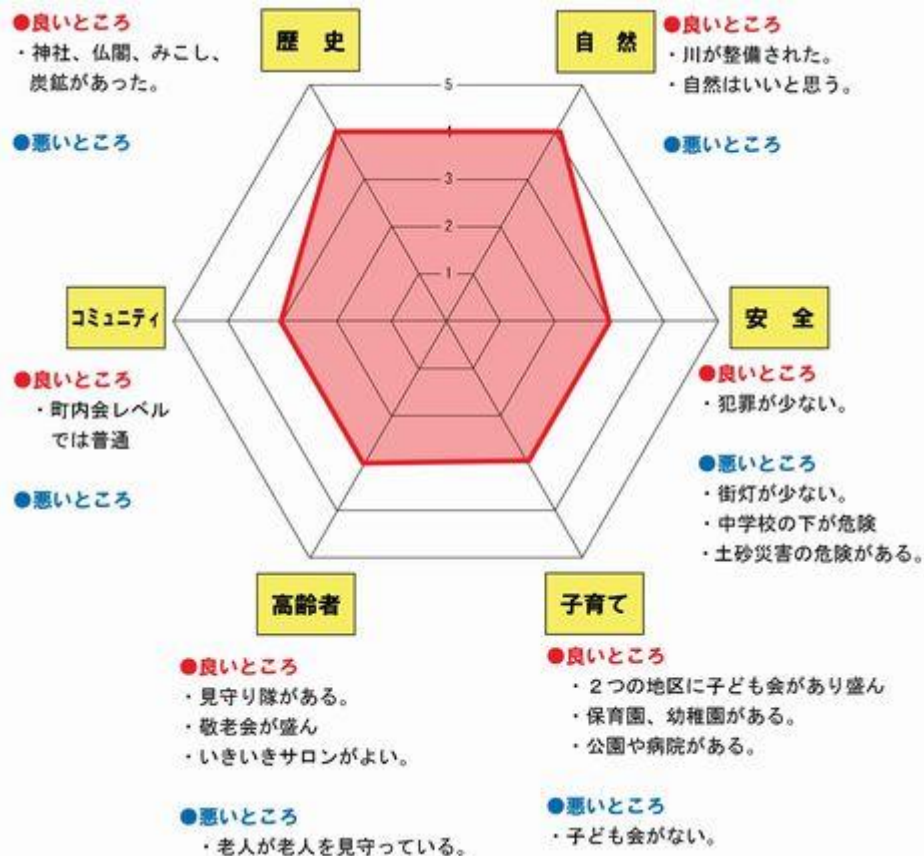
<地域の良いところと課題（現状）>



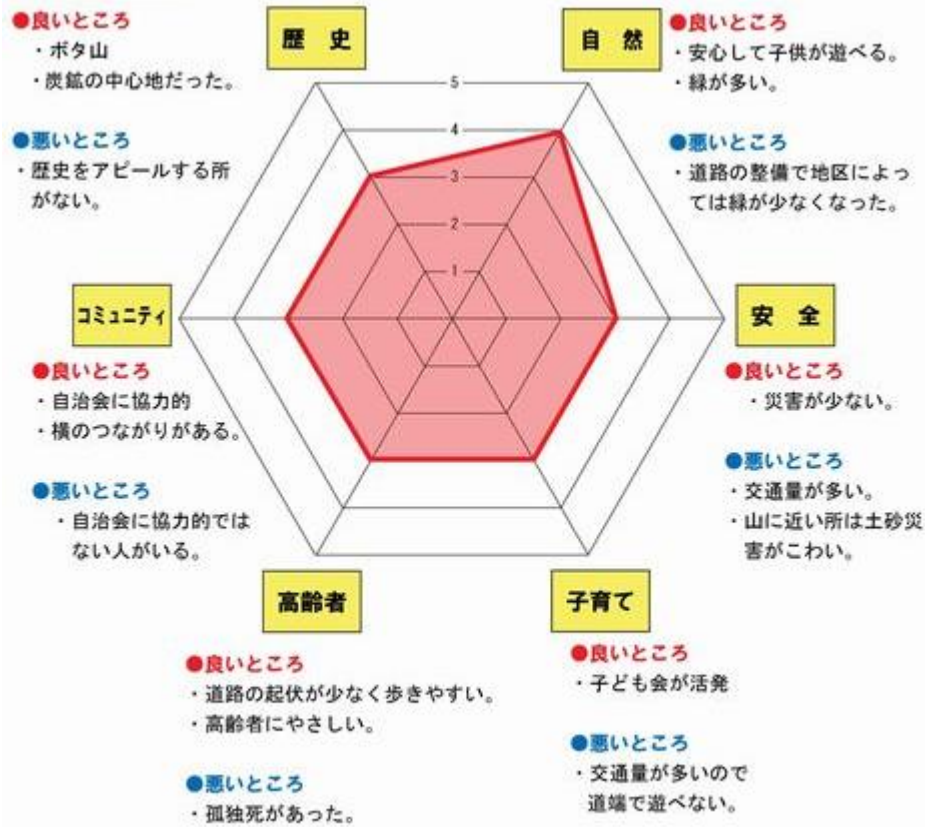
3
班



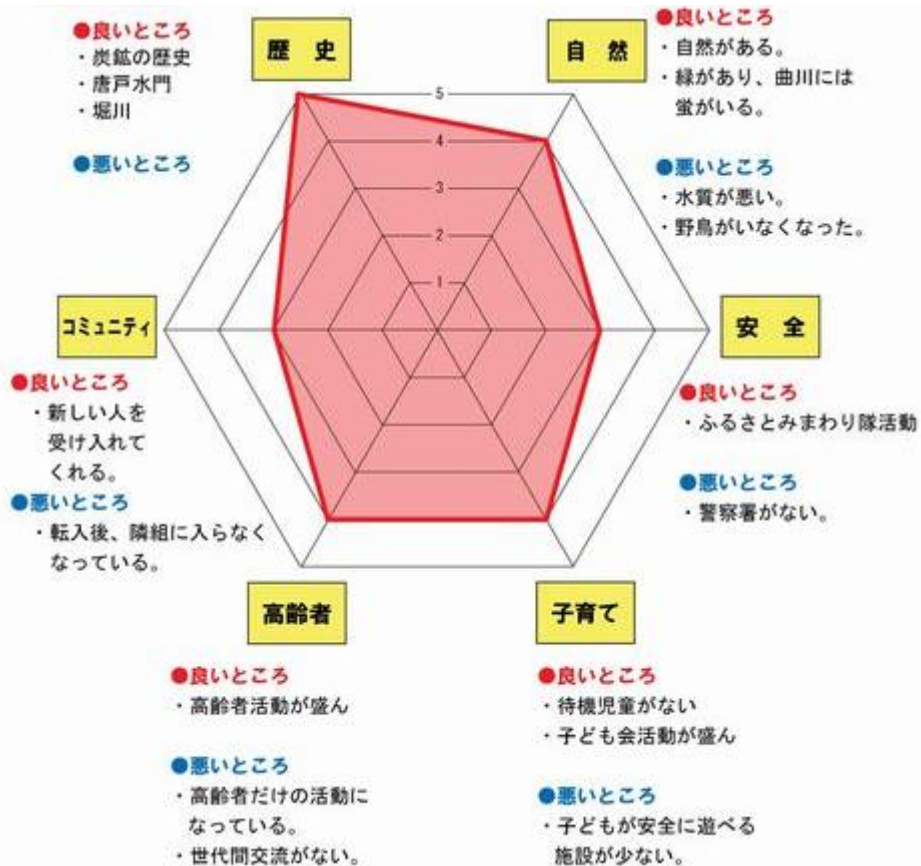
4
班



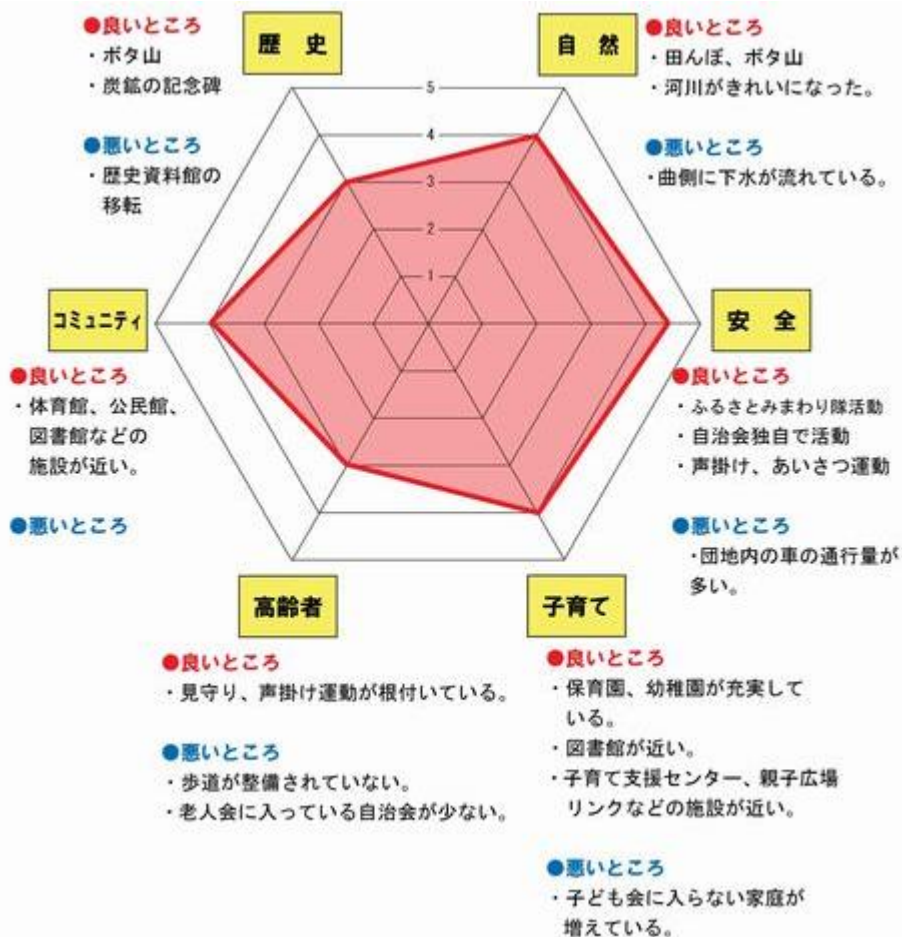
5
班



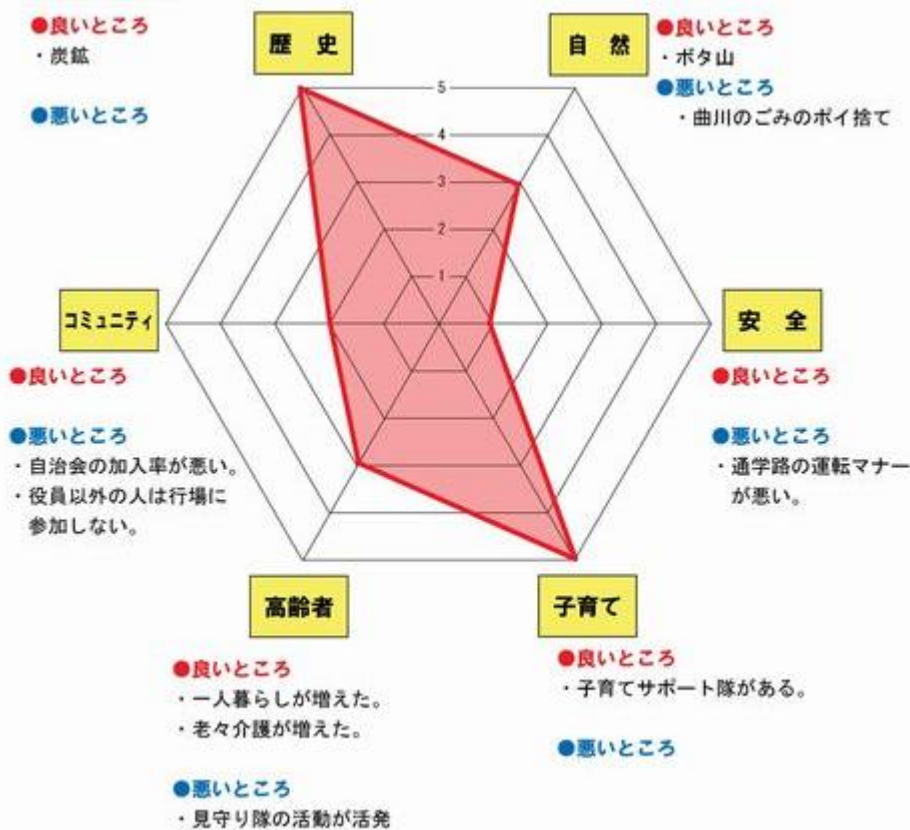
6
班



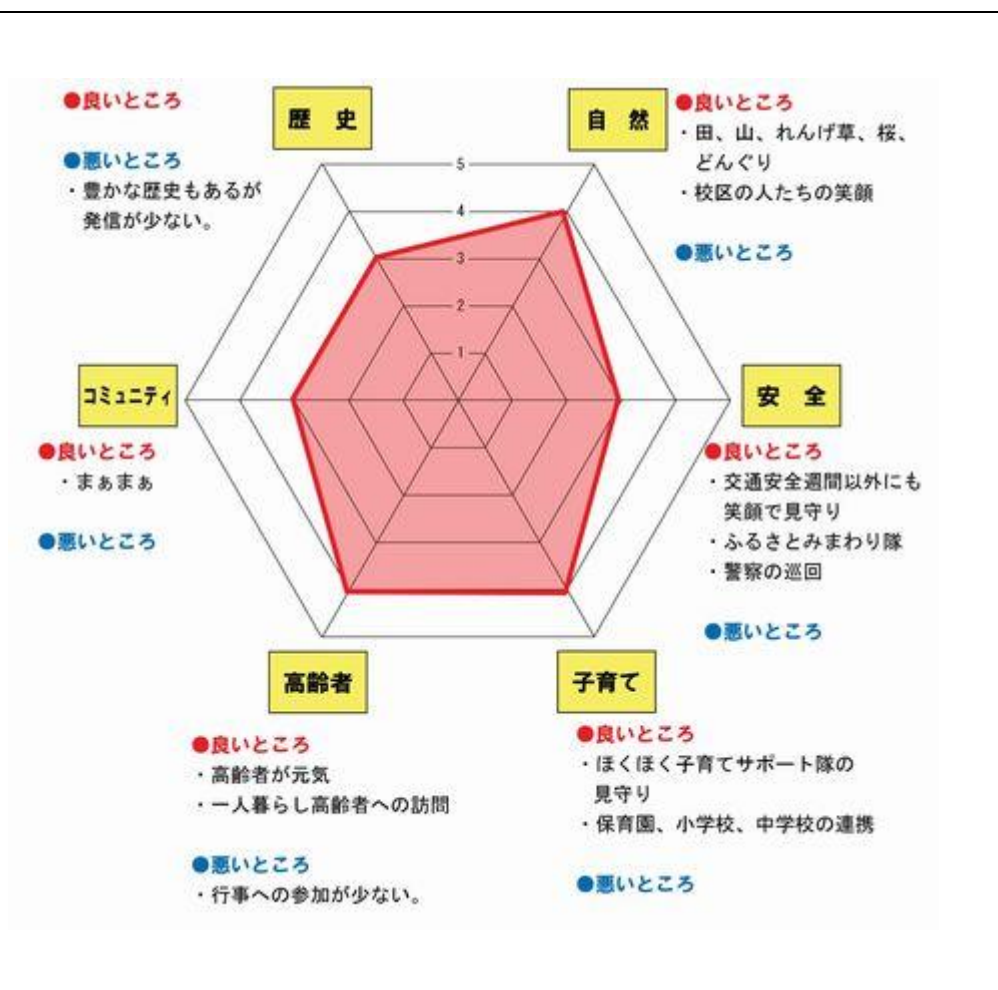
7
班



8
班



9
班



<地域の問題点や課題>

市民体験型研修では、地域の抱えるさまざまな問題点や課題をみなさんから出していただきました。これらを集約・整理したものが、下記の23項目の課題カードです。

課題カード

※太字はキーワード

- ① 地域の見回りパトロール（**ふるさとみまわり隊**）を強化すべきだ。
- ② 飼い主のマナーを徹底し、**犬猫のフン**のないきれいなまちにすべきだ。
- ③ みんなが参加し、地域のまとまりができる**イベント**を実施すべきだ。
- ④ **敬老会**活動を活発にすべきだ。
- ⑤ 夜道が暗い場所があるので、**防犯灯**の設置を充実すべきだ。
- ⑥ **自治会**へ加入して、地域への関心を持つべきだ。
- ⑦ 分かりにくい**信号**や**標識**は改善すべきだ。
- ⑧ 独居老人の把握や見守り（**高齢者見守り隊**）を徹底すべきだ。
- ⑨ 風水害や地震などの**災害**に**強いまち**とすべきだ。
- ⑩ **犯罪**や暴力団のないまちにすべきだ。
- ⑪ 定期的な**清掃活動**（草刈り）を行い、美しいまちを維持すべきだ。
- ⑫ **交通手段**（バスなど）の充実を図るべきだ。
- ⑬ 子ども（**小・中学生**）が参加できる**イベント**を増やすべきだ。
- ⑭ **公共施設**を地域でもっと有効利用すべきだ。
- ⑮ 子どもが安心して遊べる**公園の管理**（遊具の整備・草刈り等）をすべきだ。
- ⑯ **自然**や**緑**があふれる街並みにすべきだ。
- ⑰ 隣近所が声を掛け合い、**孤独死**が発生しないまちにすべきだ。
- ⑱ 地域の**史跡**や**文化遺産**をアピールすべきだ。
- ⑲ 所有者一人ひとりが**空き家**や**空き地**の管理・草刈りを徹底すべきだ。
- ⑳ **近所同士**の**交流**を深め、活気ある地域にすべきだ。
- ㉑ **道路**（歩道）の段差や車の通行が多い危険な個所（車道）は改善を図るべきだ。
- ㉒ 災害時に、高齢者や障がい者など**災害弱者**を気遣い合うまちにすべきだ。
- ㉓ **ごみ**のポイ捨て禁止やごみ出しのマナーを徹底すべきだ。

この項目の中から班のメンバーそれぞれが、関心の高い3項目を選び、それを班でキーワードごとにまとめました。

<地域の課題解決に向けたプラン>

これまでの研修で、地域の課題について話し合っていたところ、これらの課題を解決するキーワードが6つにまとまりました。これらの課題を解決する活動を校区まちづくり協議会で行っていきます。

- ① 住民マナー向上（ゴミ・犬猫のフン）
- ② 自治会の加入促進
- ③ 地域の交流（近所同士の交流・イベント）
- ④ 災害に強いまちづくり
- ⑤ 高齢者の見守り・老人会活動（孤独死防止）
- ⑥ 防犯力の向上（ふるさとみまわり隊）

<地域の各自治会で行われている主な行事や、今後、校区まちづくり協議会の事業として行えそうな行事>

各自治会でやっている行事を書き出して、中間北校区の半数の自治会で共通して行われている主な行事をまとめました。各自治会で取り組みが行われているこれらの行事を参考に、今後、校区まちづくり協議会で取り組む事業を決めていくことになります。

●清掃活動	●資源回収	●ふるさとみまわり隊 (防犯パトロール)
●高齢者見守り	●敬老会	●子ども会 (子どものためのイベント)
●盆踊り		

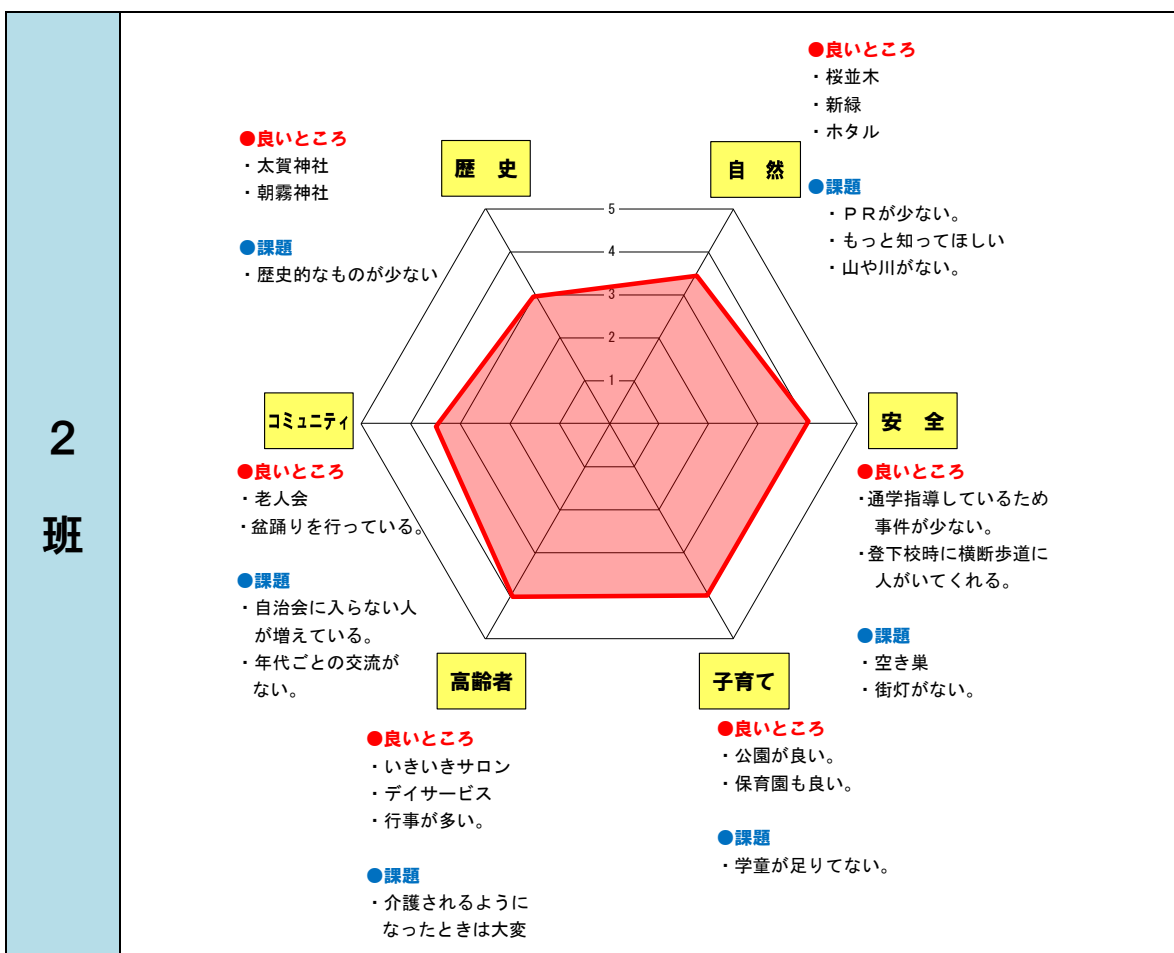
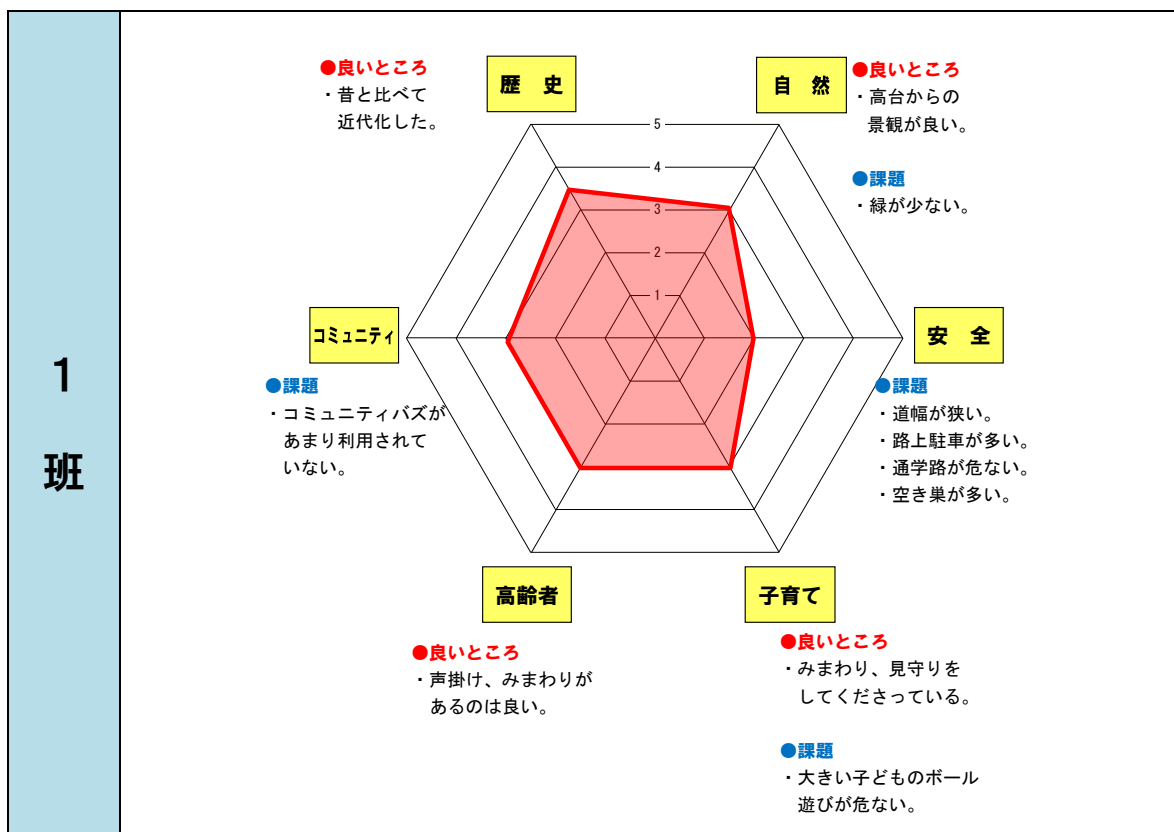
<地域の将来像（スローガン）>

中間北校区の将来像を話し合い、それをスローガンにしました。

1班	・子供達の元気な声がある活気のある街
2班	・高齢者と子供が仲良くできる元気な街
3班	・各自がマナーを守って道路のきれいな町
4班	・お年寄りが活躍する元気なまち
5班	・みんなが声かけあえる元気なまち ・どの地区をたずねても温かく迎えてくれる明るい町
6班	・子どもと一緒に参加できるイベントのある町

(6) 中間南小学校区

<地域の良いところと課題（現状）>



3
班

●良いところ

- ・ワクド岩
- ・朝霧神社

歴史

自然

●良いところ

- ・通谷後援の桜がきれい。

●課題

- ・ワクド岩の手入れがあまり行き届いていない。

●課題

- ・公園の管理

コミュニティ

●課題

- ・自治会に加入しない人が多い。
- ・角どりの関係がない。

安全

●良いところ

- ・子どものみまもりが助かる。

●課題

- ・駐車場が少ない。
- ・路上駐車の問題
- ・交番がない。
- ・道幅が狭い。
- ・空き巣
- ・街灯のLED化

高齢者

子育て

●課題

- ・一人暮らし高齢者
- ・買い物が不便
- ・病院が少ない。

●良いところ

- ・保育園、幼稚園が近くにある。

●良いところ

- ・朝霧神社
- ・ワクド岩

歴史

自然

コミュニティ

●良いところ

- ・公共施設が多い。

安全

●良いところ

- ・高台が多いので水害の心配が少ない。

●課題

- ・通谷電停附近の交通問題

高齢者

子育て

●良いところ

- ・施設が多い。

●良いところ

- ・学童保育がある。

●課題

- ・高齢化率が高い。

●課題

- ・太賀団地から小中学校まで遠い。

4
班

5
班

●課題
・歴史的なものがない。

歴史

自然

●良いところ
・鳥の鳴き声
・風景が良い。
・静か
・香月の森

●課題
・犬が散歩できる道がない。
・犬のフン

安全

●良いところ
・事故がない。
・地震が少ない。
・水害の心配が少ない。

コミュニティ

●良いところ
・声掛け活動がある。
・老人会
・いきいきサロン
・子どもと高齢者の交流

●課題
・自治会未加入者の増加
・財政的に厳しくなっている。

高齢者

●良いところ
・市の施策が高齢者優先
・民生委員が地域の高齢者を把握している。

子育て

●良いところ
・子どもの医療費支援が少ない。
・子どもが少ない。

●課題
・学校が近い。
・遊び場が多い。

6
班

歴史

自然

●良いところ
・ホテルが飛ぶ

●課題
・ワクド岩がある。
・通谷後援の桜

安全

●良いところ
・防犯灯が整備されている。
・ふるさとみまわり隊

●課題
・通谷電停の交差点附近が危険

コミュニティ

●良いところ
・文化祭、盆踊り、もちつき、発表会等の行事が多い。

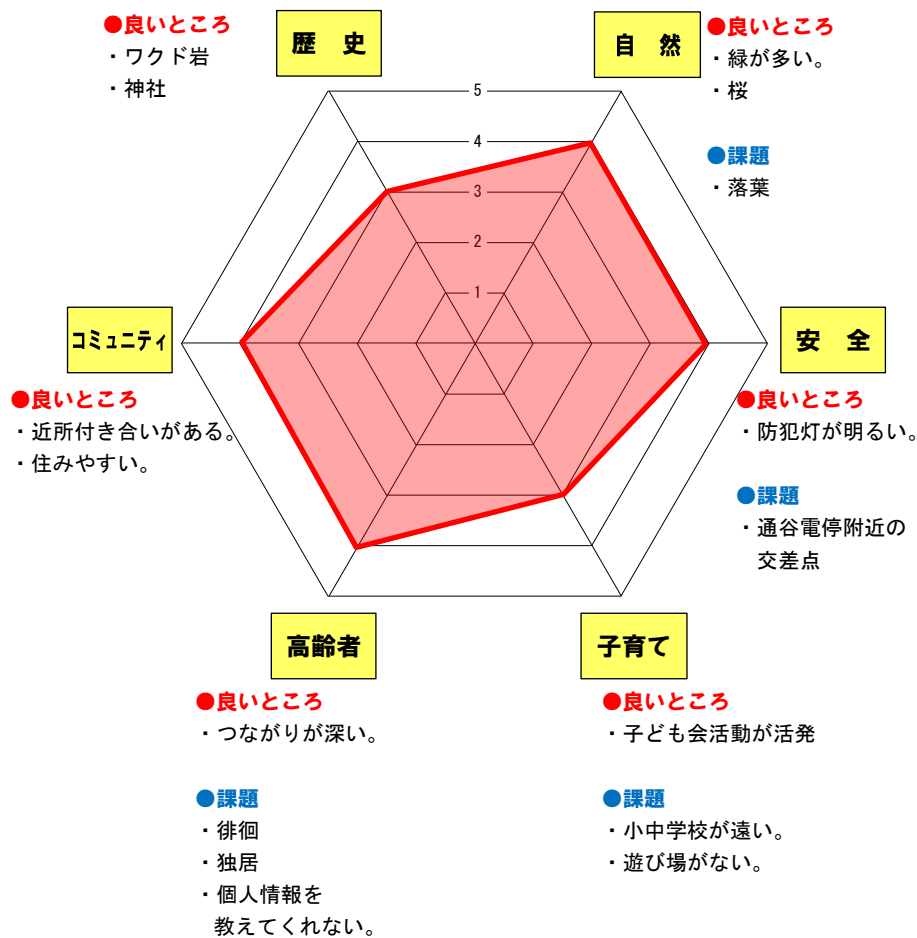
高齢者

●良いところ
・ひとり暮らし等見守り隊が機能している。
・ひとり暮らしの人の会食

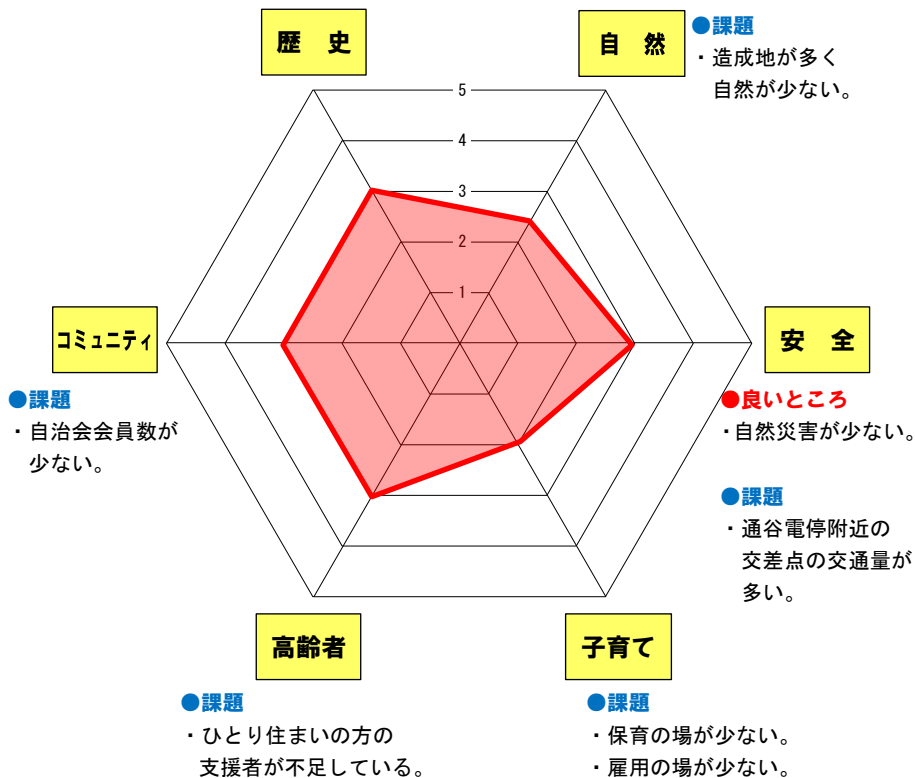
子育て

●良いところ
・児童の通学路が安全になっている。

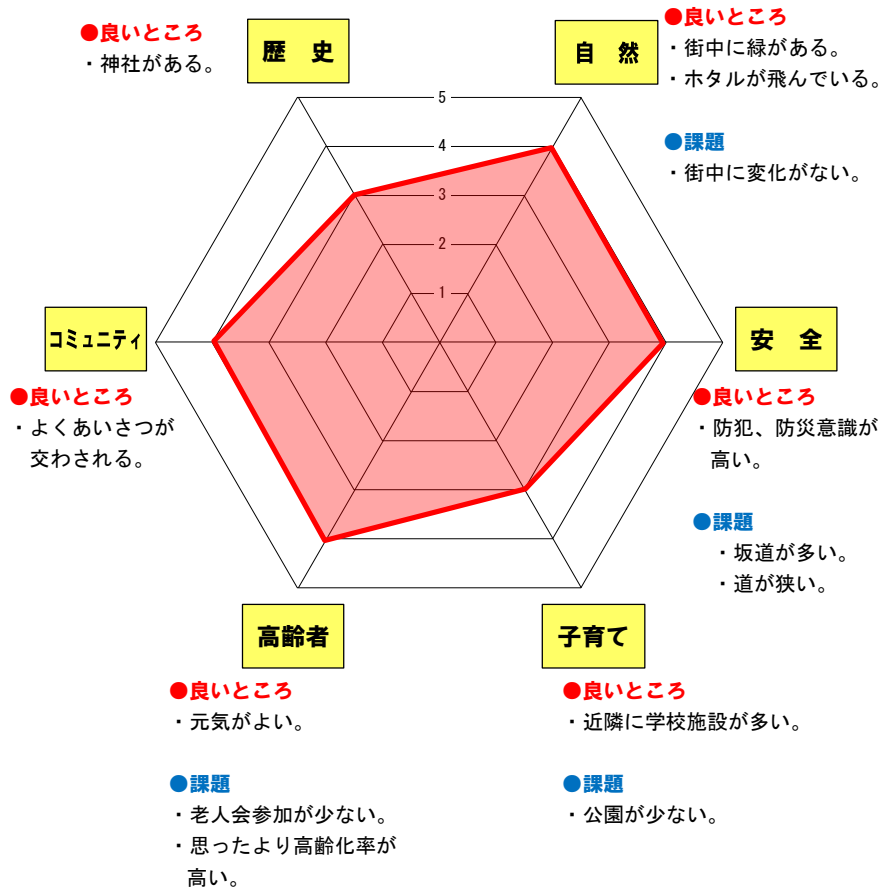
7
班



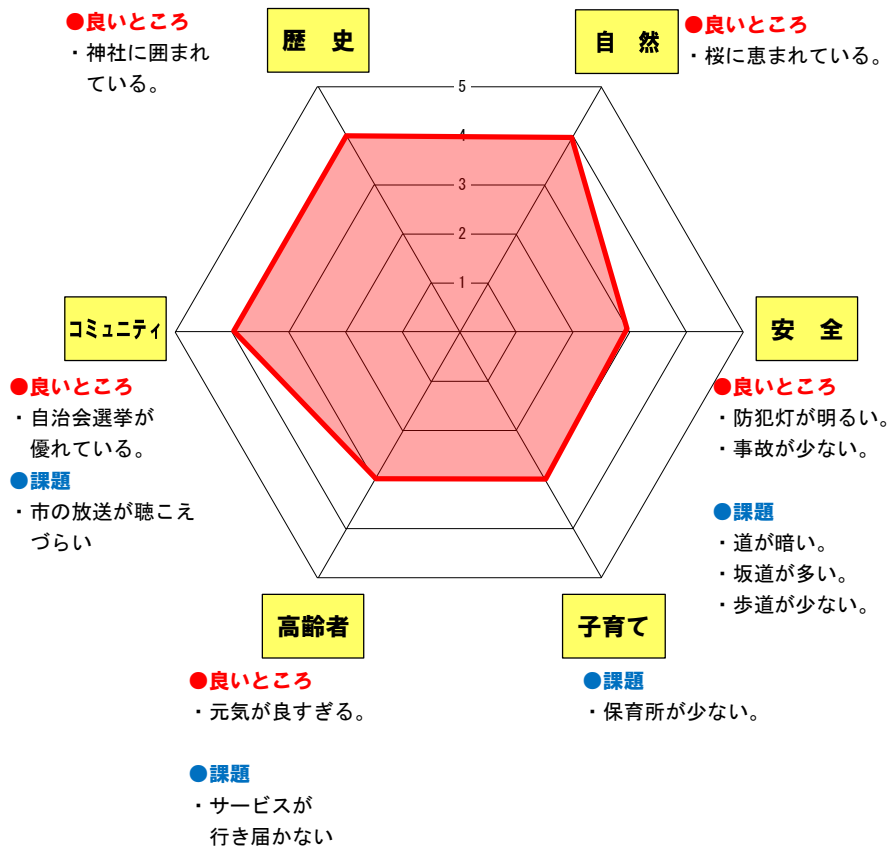
8
班



9
班



10
班



<地域の問題点や課題>

これまでの研修で、地域が抱えるさまざまな問題点や課題をみなさんから出していただきました。これらを集約・整理したものが、次の22項目の課題カードです。

課題カード

- ① 地域の見回りパトロール（ふるさとみまわり隊）を強化すべきだ。
- ② 飼い主のマナーを徹底し、**犬猫のフン**のないきれいなまちにすべきだ。
- ③ みんなが参加し、地域のまとまりができる**イベント**を実施すべきだ。
- ④ **敬老会**活動を活発にすべきだ。
- ⑤ 夜道が暗い場所があるので、**防犯灯**の設置を充実すべきだ。
- ⑥ **自治会へ加入**して、地域への関心を持つべきだ。
- ⑦ 独居老人の把握や見守り（**高齢者見守り隊**）を徹底すべきだ。
- ⑧ 風水害や地震などの**災害に強いまち**とすべきだ。
- ⑨ **犯罪**のないまちにすべきだ。
- ⑩ 定期的な**清掃活動**（草刈り）を行い、美しいまちを維持すべきだ。
- ⑪ **交通手段**（バスなど）の充実を図るべきだ。
- ⑫ 子ども（**小・中学生**）が参加できるイベントを増やすべきだ。
- ⑬ 子どもが安心して遊べる**公園の管理**（遊具の整備・草刈り等）をすべきだ。
- ⑭ **自然や緑**があふれる街並みにすべきだ。
- ⑮ 隣近所が声を掛け合い、**孤独死**が発生しないまちにすべきだ。
- ⑯ 地域の**史跡や文化遺産**をアピールすべきだ。
- ⑰ 所有者一人ひとりが**空き家や空き地**の管理・草刈りを徹底すべきだ。
- ⑱ **近所同士の交流**を深め、活気ある地域にすべきだ。
- ⑲ **道路**（歩道）の段差や車の通行が多い危険な個所（車道）は改善を図るべきだ。
- ⑳ 災害時に、高齢者や障がい者など**災害弱者**を気遣い合うまちにすべきだ。
- ㉑ **ごみ**のポイ捨て禁止やごみ出しのマナーを徹底すべきだ。
- ㉒ **買い物**の不便をなくすべきだ。

この項目の中から班のメンバーそれぞれが、関心の高い3項目を選び、それを班でキーワードごとにまとめました。

<地域の課題解決に向けたプラン>

これまでの研修で、地域の課題について話し合っていたところ、これらの課題を解決するキーワードが6つにまとまりました。これらの課題を解決するための活動を校区まちづくり協議会で行っていきます。

- ① 自治会への加入促進
- ② 高齢者の見守り、孤独死防止、老人会活動の促進など的高齢者対策
- ③ 防犯、防災、子どもの通学安全対策
- ④ 環境整備（ポイ捨て、犬猫のフン、清掃活動）
- ⑤ 交通手段、買い物の利便性向上
- ⑥ 地域の交流（近所同士の交流・イベント）

<地域の各自治会で行われている主な行事や今後、校区まちづくり協議会の事業として行えそうな行事>

各自治会でやっている行事を書き出して、地域の共通行事などを話し合いました。各自治会で取り組みが行われているこれらの行事を参考に、今後、「短期・中期目標」として、校区まちづくり協議会で取り組む事業を決めていくことになります。

●盆踊り	●敬老会	●グランドゴルフ
●文化祭	●ふるさとみまわり隊 (防犯パトロール)	●清掃活動
●子どもとの交流会	●もちつき	●旅行

<地域のスローガン（目標）>

・地域を元気にするまち 中間南校区
・皆が住みやすい活気あるまち 中間南校区
・皆が笑顔と元気になるまち 中間南校区
・高齢者を見守るまち 中間南校区
・子どもも高齢者も住みやすい 中間南校区

第 2 期中間市地域福祉計画
第 2 期中間市地域福祉活動計画

平成 30 年 3 月

【第 2 期中間市地域福祉計画】

発行 中間市 保健福祉部 福祉支援課
〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目 1 番 1 号
TEL 093-246-6270 FAX 093-244-0579

【第 2 期中間市地域福祉活動計画】

発行 社会福祉法人 中間市社会福祉協議会
〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目 36 番 10 号
TEL 093-244-1230 FAX 093-244-1232

み～んな
な・か・ま

